監 査 告 示 第 6 号
令和４年３月２５日

鹿児島市監査委員　内　　山　　薫
同　　小　　迫　　義　　仁
同　　片　　平　　孝　　市
同　　奥　　山　　よしじろう

令和３年度包括外部監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第２５２条の３７第５項の規定に基づき、令和４年３月２２日付で染川周郎包括外部監査人から、令和３年度包括外部監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第２５２条の３８第３項の規定により公表します。

令和３年度

包括外部監査の結果報告書

少子高齢化社会に対する取組み及び事業の執行、財務事務について

鹿児島市包括外部監査人

目　次

第１　包括外部監査の概要
１　監査の種類……1
２　選定した特定の事件（監査テーマ）……1
（1）監査の対象……1
（2）監査の対象を選定した理由……1
３　監査の対象部局……1
４　監査の対象期間……2
５　監査の実施期間……2
６　監査の基本的な視点……2
７　実施した主な監査手続・方法等……3
８　監査従事者……3
（1）監査の実施者……3
（2）監査の方法……4
９　利害関係……4
10　外部監査の結果、指摘及び意見……4

第２　令和元年度包括外部監査の結果に関する措置等
１　令和元年度の監査テーマ……5
２　指摘に対する措置等……5
３　意見に対する見解……8
４　子どもの福祉に関する本市の組織整備の概要……16
５　子どもの福祉に関する本市の組織の現状……16
（1）所管課の職務内容、職員数等……17
（2）具体的な事業名及び事業内容……22

第３　本市における高齢者の現状
１　人口の推計……30
２　要支援・要介護認定者数の推計……31
３　高齢者のいる世帯の状況……31
４　高齢者の日常生活の状況、社会参加の状況……32
（1）日常生活の状況……32
（2）社会参加の状況……32
【意見 1】……33
５　高齢者の介護の状況……33
（1）主な介護者の状況……33

(2) 介護保険サービスの状況 33
(3) 高齢者の介護の意向 33
(4) 在宅医療の意向 34
6 介護保険サービスの見込量 34
7 地域支援事業の見込量 35
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 35
(2) 包括的支援事業 35
(3) 任意事業 36
8 介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の見込み 36
9 保険給付の適法適正な給付及び不正受給防止策の検討 37
Ⅰ 社会福祉法人等に対する指導監査等について 37
Ⅱ 介護サービス事業における法令遵守・実地指導について 37
【意見 2】 40
【意見 3】 41
【指摘 1】 42
【指摘 2】 42

第４ 本市における高齢者福祉関係事業に対する監査
1 会計監査 49
2 業務監査 73
(1) 敬老パス交付事業について 73
【指摘 3】 73
(2) 敬老祝事業について 73
【意見 4】 75
(3) 高齢者福祉バス運行事業について 75
【指摘 4】 75
【意見 5】 76
(4) 愛のふれあい会食事業について 76
(5) すこやか長寿まつり開催事業について 76
(6) 福祉読本作成事業について 77
【意見 6】 78
(7) 老人クラブ補助金交付事業について 78
【意見 7】 79
(8) 高齢者健康づくり・生きがいづくり活動支援事業について 79
(9) 高齢者ゲートボール場等管理事業について 80
【指摘 5】 80

【指摘 6】 81
【指摘 7】 81
(10) すこやか入浴事業について 81
【意見 8】 82
(11) 高齢者すこやか温泉講座開催事業について 82
(12) 地域ふれあい交流助成事業について 83
(13) 高齢者福祉センター等管理運営事業について 83
(14) 元気高齢者活動支援事業について 84
【指摘 8】 85
(15) 高齢者の元気応援協賛店登録事業について 85
(16) 高齢者生きがい支援広報強化事業について 85
(17) 高齢者福祉相談員設置事業について 86
【意見 9】 87
(18) 高齢者福祉電話設置事業について 87
(19) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業について 88
(20) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業について 89
【意見 10】 90
(21) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業について 90
【指摘 9】 91
(22) 紙おむつ等助成事業について 92
(23) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業について 92
(24) 老人介護手当支給事業について 93
【指摘 10】 93
(25) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業について 94
(26) 心をつなぐ訪問給食事業について 95
【指摘 11】 96
(27) 老人性白内障等特殊眼鏡等助成事業について 96
(28) 高齢者住宅改造費助成事業について 97
(29) 成年後見制度利用促進事業について 98
【意見 11】 99
(30) 成年後見制度利用支援事業について 99
【意見 12】 101
【意見 13】 101
(31) 高齢者短期入所事業について 101
(32) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業について 102
【意見 14】 104

(33) 軽費老人ホーム谷山荘（B 型）について……104
【意見 15】……106
(34) 軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業について……106
(35) 老人福祉施設協議会補助金交付事業について……107
【意見 16】……107
(36) 高齢者福祉施設管理基金の設置について……107
(37) 養護老人ホームへの入所措置について……108
【意見 17】……109
(38) 後期高齢者医療制度について……109
【意見 18】……111
(39) 鹿児島市高齢者保健福祉計画について……111
【意見 19】……113
(40) 鹿児島市立喜入園について……113
【指摘 12】……114
(41) 吉田福祉センター管理運営事業について……114
【意見 20】……115

第５　本市のまちづくりプランにおける高齢者の位置付けについて
１　問題意識の所在……116
(1) 本市の高齢者の現状……116
(2) 本市における住宅団地の高齢化問題　「鹿児島市の人口構造の変化～住宅団地の高齢化進展への備え強化を～」（※㈱日本政策投資銀行南九州支店）……117
１．①要旨……117
②エリア別にみた高齢化の状況……118
２．鹿児島市の住宅団地の高齢化……121
(1) 住宅団地整備時期別にみた高齢化状況……121
(2) 住宅団地の人口構成上の特徴……122
(3) 住宅団地の人口移動状況……123
３．住宅団地の高齢化問題への処方箋……126
(1) 高齢者が安心して生活できる環境の整備……126
(2) 課題解決に向けた体制整備……128
(3) かごしま団地みらい創造プラン……133
【意見 21】……141
【意見 22】……141
２　本市におけるまちづくりプランの概要……142
３　第五次鹿児島市総合計画、かごしま都市マスタープランにおける高齢者福祉の位

置付けの概要 143
（1）第五次鹿児島市総合計画 143
【意見 23】 143
（2）かごしま都市マスタープラン 143
（3）鹿児島市「生涯活躍のまち」構想・基本計画の策定・推進（平成 29 年 2 月） 144
【意見 24】 145
（4）かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画） 145
【意見 25】 146

※「老人クラブ」及び「老人クラブ連合会」は、令和 3 年 4 月より「高齢者クラブ」及び「高齢者クラブ連合会」へ名称変更しているが、本報告書においては監査の対象期間の名称で統一する。

第１　包括外部監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

２　選定した特定の事件（監査テーマ）

（１）監査の対象

少子高齢化社会に対する取組み及び事業の執行、財務事務について

（２）監査の対象を選定した理由

① 人口減少、少子高齢化問題に対する取組みがわが国のみならず鹿児島市(以下「本市」という)にとっても、喫緊の課題であることが指摘されて久しい。

本市の総人口は、2010 年の 605,846 人から年々増加していたものの、2014 年以降は減少し、2015 年には 599,814 人となり、60 万人を下回るに至った。さらに、2060 年には 515,000 人程度に減少すると予測されている。一方、65 歳以上の高齢者人口は、2010 年の 21.2%から 2016 年には 25.6%に増加しており既に超高齢化社会と呼ばれる水準に達している。また、そのうち要介護の状態になりやすい 75 歳以上の人口は、2010 年の 10.9%から 2016 年に 12.7%へと増加している。そして、今後高齢化率はますます高まり、後期高齢者の人口は、2040 年には 2010 年比で 1.71 倍と急増することが予測されている。

② 本市の少子化問題に対する対策、取組みについては、令和元年度の包括外部監査においても監査の対象としたところであり、本年度は、主に令和元年度の監査において、当外部監査人が指摘した事項、意見を述べた事項について、所管課におけるその後の対処内容如何を検証するにとどめた。

③ 本年度は特に本市における高齢化問題に対する対策、取組みに関する事業等の執行状況及び財務事務について、3E(経済性・効率性及び有効性)の観点から監査を実施することにより、今後の本市の円滑な行政事務推進の一助とすることは外部監査人の責務であると考え、テーマとして選定した。

さらに、高齢化問題に対する取組みを、本市の「コンパクトシティ化」、「歩いて暮らせるまちづくり」といったまちづくりの方向性さらには地域包括ケアシステムとの連携の観点からも評価・検討を試みたいと考えている。

３　監査の対象部局

健康福祉局

こども未来局
建設局
企画財政局
教育委員会教育部

4　監査の対象期間

令和元年度及び令和 2 年度
ただし、必要な範囲で他の年度についても監査手続を実施した。

5　監査の実施期間

令和 3 年 4 月 28 日から令和 4 年 3 月 11 日

6　監査の基本的な視点

（1）人口減少、少子高齢化問題に関する施策のうち、主に高齢化問題・高齢者福祉に関する取組み、高齢者を対象とする施策及び財務事務を監査の対象とした。

（2）法令違反の恐れのある事務処理はないか(地方自治法第 2 条第 16 項、適法性)

高齢化問題・高齢者に関する施策の根拠となる法令を概観し、法令の条文及び立法趣旨に沿っているか否かの視点から、行財政活動の適法性、公正性、公平性を監査する。

（3）住民福祉の増進に寄与するものであるか(同法第 2 条第 14 項)

住民福祉の増進にかかる本市の政策に沿った事業遂行がなされているか否かの視点から監査する。

（4）最少の経費で最大の効果を上げているか(同法第 2 条第 14 項)

行政目的そのものの必要性・合理性を検証し、併せて当該行政目的を実現する手段として本市が実施している諸施策が、経済的か、効率的か、有効的か（3E【経済性・効率性及び有効性】）の視点で監査する。

（5）組織及び運営の合理化が図られているか（同法第 2 条第 15 項）

「人口減少、少子高齢化施策」に関する国、鹿児島県、民間の支援団体との間における連携や役割分担さらに本市における部局間の連携に関し、組織及び運営の合理化が図られているかといった視点で監査する。

（6）本市における地域づくりやまちづくりの方向性との整合性

国における生涯活躍のまち（日本版 CCRC）構想を受けて、本市は、最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」（平成 24 年度～令和 3 年度）に基づき、都

市像である「人・まち・みどり　みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めています、とし、さらに、「生涯活躍のまち」構想等の検討は、人口減少問題の克服に向け、平成 27 年 12 月に策定した「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、重点戦略の一つに、本市の豊かな地域資源や充実した都市機能を活用しながら、市民が高い健康水準を保ちながら生き生きと暮らし、併せて、良好な医療・介護サービスを受けることができる「健“高”医“良”都市の創造」を掲げており、その主要な取組みの一つとして位置付けています、としている。

そこで、高齢者が、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるものになっているかという観点から、上記「生涯活躍のまち」構想の進捗状況についても監査を進めた。

7　実施した主な監査手続・方法等

（1）「第五次鹿児島市総合計画」、「鹿児島市『生涯活躍のまち』構想・基本計画～健“高”医“良”都市・かごしま～(平成 29 年 2 月)」、「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(2020 改訂版)」、「第 4 期鹿児島市地域福祉計画」、「第 7 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」、「かごしまコンパクトなまちづくりプラン(立地適正化計画)」、「かごしま都市マスタープラン」、「令和 2 年度市政概要」及び本市ホームページ、少子高齢化をテーマにした平成 30 年度札幌市、平成 28 年度鹿児島市の包括外部監査の結果報告書、その他各関連文献等を参考にして、監査対象部局に対し書面で協力要請事項・質問事項を送付し、書面で回答を得るなどして資料を収集した。

（2）人口減少問題、高齢化施策に関し、健康福祉局すこやか長寿部長寿あんしん課、建設局都市計画部都市計画課等監査の対象部局に対し、ヒアリングを実施し、情報の収集に努めた。

（3）実査による検証

本年度はコロナ禍を考慮して実査による検証は断念した。

8　監査従事者

（1）監査の実施者

（包括外部監査人）	染川　周郎（弁護士）
（包括外部監査人補助者）	染川　真二（弁護士）
（包括外部監査人補助者）	本田　晴久（弁護士）
（包括外部監査人補助者）	染川　藍子（弁護士）

（包括外部監査人補助者）　山之内　茂樹（公認会計士）
（包括外部監査人補助者）　大迫　有弘（公認会計士）

（２）監査の方法

監査対象機関に報告書の提出を求め、さらにヒアリングを行うとともに、契約関連文書や報告文書の謄本等の関連資料の提出を求め、提出された資料及び独自に収集した資料を分析、検討した。

９　利害関係

監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

１０　外部監査の結果、指摘及び意見

合規性に関する検討結果は「指摘」として、合理性に関する検討結果は「意見」として記載した。

第２　令和元年度包括外部監査の結果に関する措置等

１　令和元年度の監査テーマ

人口減少問題、少子高齢化問題のうち、子育て支援に関する諸施策については、令和元年度包括外部監査の「監査テーマ」であった、

「子ども施策に関する事業の執行及び財務事務について

―特に、児童虐待・いじめに関連する事業に対する重点的検証―」

の外部監査報告書において、6 件の指摘、22 件の意見具申をした。

これらに対する担当局部課の対応は以下のとおりであり、6 件の指摘事項に対しては、いずれも「措置済」であり、又 22 件の意見具申に対しても相当かつ適正な対応や取組みがなされていることを確認した。

２　指摘に対する措置等

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
第３　子育て支援施策に関する施設の現状及び財務事務の執行 【指摘１】 1.牟礼岡児童クラブ収支台帳に計算誤りがあった。予算額4,600,278 円、決算 4,600,533 円、比較△510 円と計算されていたが、正しくは△255 円である。 2.草牟田児童クラブ実績報告書については、支援員及び補助員 8 人と記載されていたが、正しくは 7 人である。 3.草牟田児童クラブ運営費決算書は、監事の監査日が令和元年 5 月 8 日、鹿児島市への報告日が平成 31 年 4 月 15 日と記載されており、報告日が監査日の前となっているが、質問したところ明確な回答は得られなかった。(Ｐ70)	こども未来局 こども政策課	牟礼岡児童クラブ収支台帳の計算誤り及び草牟田児童クラブ実績報告書の記載誤りについては、両児童クラブを指導し、正しく記載したものの再提出を求め、令和元年 10 月に受理した。 また、草牟田児童クラブ運営費決算書については、監査前の作成段階で提出されていたことが原因であるため、当該児童クラブへ指導し、監査日以後の日付での再提出を求め、令和元年 10 月に受理した。 (通知受理日:令和 2 年 12 月 11 日)	措置済

【指摘２】 1.やくしよいこの家表題 1 は「決算(見込)書」が正しいが「予算(見込)書」となっていた。 2.おひさまこども園の決算書は殆ど全ての項目が端数を処理したきりの良い数字であった。はたして精算したのか疑問であった。平成 31 年 3 月 31 日廃園となった。 （P83）	こども未来局 保育幼稚園課	1.本市から施設に対し、大量の紙文書にて様式を複数回送付していたため、施設が誤った様式を使用してしまった。 令和 2 年度からは、施設が使用しやすいように、様式をエクセルファイルのシートごとに作成し、電子メールにて送付するとともに、文書の受領の際の確認、精査のさらなる充実に努めることとしている。 2.おひさまこども園の決算書については、確認を行ったところ端数処理していたことがわかったので、指導を行い、再提出を求め、令和 2 年 4 月に受理した。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)	措置済
【指摘３】 私立幼稚園の運営に対する助成については、幼稚園協会が取りまとめて申請している。一部の幼稚園の研修費に関して、園内で研修を行っているが、実績報告書に支出の詳細の記載がなされていない。他園同様支出内容について記載する必要があるのではないか。また市から領収証等の提出を依頼することもできるので、支出内容について確認するとともに、園内研修が実施された際の研修資料の写し、議事録等の研修が実際に行われた記録の確認をすべきであると考える。 （P88）	こども未来局 保育幼稚園課	研修費に関しては、実績報告書に支出を詳細に記載して領収証を添付するように、令和 2 年 4 月に幼稚園協会を通じて各幼稚園に文書で通知を行った。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)	措置済

【指摘４】 私立幼稚園施設等整備補助金については、車両購入の際に返還されるリサイクル預託金を収入金額ととらえ、補助金額算定の際に減額処理されているが、リサイクル預託金は収入というより預託金の返還という性質のものなので、減額処理をするのは適切ではないと考える。 （P89）	こども未来局 保育幼稚園課	令和 2 年度からリサイクル預託金は売却益から除くこととし、実績報告の際に売却益の内訳が分かる書類を添付して提出するようにした。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)	措置済
【指摘５】 鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱第５条(7)で、鹿児島市介護老人福祉施設等整備費補助事業について、消費税地方消費税の申告により補助金に係る消費税地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に市長への報告を求めているが、他の事業についても同様の手続が必要ではないか。 （P91）	こども未来局 こども福祉課	鹿児島市社会福祉施設建設費等補助金交付要綱を改正し、令和 2 年度から他の事業についても同様の手続きを行うことを規定した。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)	措置済
第５　本市におけるいじめ防止対策に関する事業の執行及び財務事務の執行に関する監査の結果及び監査人の指摘、意見について 【指摘６】 外部監査人が各学校のホームページを確認したところ、ほとんどの学校のホームページで学校いじめ防止基本方針が公表されていたものの、公表されていない学校も散見さ	教育委員会 教育部 青少年課	学校のホームページに、学校いじめ防止基本方針が公表されていない学校については、令和元年 12 月に個別に指導を行い、該当する全ての学校のホームページに、学校いじめ防止基本方針が公表されたところである。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)	措置済

れた。これらの学校については、早急に策定済みの基本方針をホームページ上で公表すべきである。　（P141）			

3　意見に対する見解

意　見	担当局部課	見　解
第２　本市における子ども施策に関する事業の概要 【意見１】 待機児童解消対策に一層の努力と工夫の強化が必要である。 （P14）	こども未来局保育幼稚園課	待機児童解消対策については、既存施設の定員増を図るとともに、保育従事者の確保等による児童の受け皿確保が必要と考えている。 既存施設の定員増については、今後も保育の必要な児童数に対する定員の確保に努めるとともに、保育従事者の確保については保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の掘り起こしのほか、学生の保育所等への就労促進を図っている。 さらに今年度より子育て支援員や幼稚園教諭等の活用など、保育士等の配置特例を導入し、保育従事者の確保に努めているところである。 (通知受理日：令和２年12月11日)
【意見２】 幼児教育･保育の無償化の施行によって､保育の長時間化が進むことは必然であるところ､これに対処する為に「保育士･保育所支援センター運営事業」以外に無償化の施策対策に特化した保育士等職員の人材確保及び処遇改善の為の施策の実施が必要である。 （P15）	こども未来局保育幼稚園課	子どもを預けて就労したいという共働き世帯の増加に加え、幼児教育・保育の無償化の導入に伴う保育需要の増加が見込まれることから、児童の受入のために必要な人材確保については、保育体制強化事業のほか、令和２年８月からは、保育士等の配置特例を導入することで、保育従事者の確保に努めるとともに、国の制度に基づく給与面の処遇改善に加え、令和２年度から保育士宿舎借り上げ支援事業を実施するなど、保育士等が働きやすい職場環境づくりに努めている。

		そのほか、学生の保育所等への就労を促進するため、座談会や施設見学バスツアー等のイベントも実施している。引き続きイベント内容を充実させつつ継続的に実施して、若い世代に保育の魅力を発信することで、将来的な人材確保についても、取り組んでいるところである。 (通知受理日：令和２年 12 月 11 日)
第３　子育て支援施策に関する施設の現状及び財務事務の執行 【意見３】 ハイリスク妊産婦に特化した相談事業の実施を検討すべきである。 （P53)	こども未来局 母子保健課	現在のところ、ハイリスクに特化した相談事業の実施は予定していないが、全ての妊婦を対象にした母子健康手帳の交付時の妊婦健康相談からハイリスク妊婦への地区保健師の個別支援がスタートし、産科医療機関との連携、産婦健康診査及び産婦支援小児科連携事業の実施と、妊産婦への支援の充実・強化を図っている。今後も継続して丁寧な支援を行っていく。 (通知受理日：令和２年 12 月 11 日)
【意見４】 母子保健課において実施している未受診妊婦の把握についての調査事業の結果をこども福祉課においても情報共有するに際して情報共有に漏れ等が発生しないよう一層の努力、工夫を求める。 （P53)	こども未来局 母子保健課	未受診妊婦の把握については、「特定妊婦をこども支援室に繋げる基準」を令和２年５月 21 日に作成し、こども支援室との情報共有に漏れがないよう取り組んでいるところである。 (通知受理日：令和２年 12 月 11 日)
【意見５】 特定妊婦管理台帳の整備をすすめるべきである。 （P53)	こども未来局 母子保健課	特定妊婦に特化した台帳は作成していないが、従前より、地区担当保健師毎に、成人や、特定妊婦等の母子も含めた全要管理者台帳を作成している。全要管理者台帳には、管理理由が記載されており、特定妊婦であることがわかるようになっていることや、必要に応じて家族の状況も掲載されており、家族保健指導につながる利点もあることから、現在の台

		帳を活用していくこととした。 （通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日）
【意見 6】 母子父子寡婦福祉資金の貸付金の管理に、さらに努力と工夫をすべきである。 （P53）	こども未来局 こども福祉課	貸付金の収入未済分については、催告状の発送や電話催告、償還指導員等による訪問徴収や民間会社に委託しての回収など、更なる償還対策に努めているところである。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)
【意見 7】 児童扶養手当、児童手当の「受給者の過誤による受給」を無くす為の努力と工夫をさらにすべきである。又、過誤による受給者に対する返納について一層の努力と工夫が必要である。 （P53）	こども未来局 こども福祉課	受給者の過誤を防ぐために、新規申請時・現況届受付時等に制度の説明の徹底に努めているところである。 また返納については、定期的な催告状の発送や一括での返納が難しい受給者へ分納を案内するなど、一層の工夫をしていく。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)
【意見 8】 鹿児島市放課後児童健全育成事業実施要綱第 29 条において「運営委員会は…年度ごとに監査を行うこと」と定められている。監査を行った後、監査報告書は決算書に添付されて流通する。第 21 条により決算書は市長に提出される。決算書には監査報告書が殆ど添付されていなかった。今後監査報告書は決算書に添付して市長に提出するのが良いと思われる。 （P70）	こども未来局 こども政策課	鹿児島市放課後児童健全育成事業実施要綱を改正し、決算書の様式の変更を行い、令和 2 年度から監査報告書を決算書に添付することとした。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)
【意見 9】 平成 28 年度から 3 期連続して医療事務講座を開講し、応募人数、試験合格者ともに増加傾向にあったことから、令和元年度も同じく医療事務講座を同一業者の下で開催したが定員 40 名に対して応募者数が 20 名となっている（平成 30 年度は定員 40 名に対して応募 39 名、修了者 28 名、試験	こども未来局 こども福祉課	母子家庭等自立支援事業の医療事務講座の受講者については、減少傾向にあったことから、令和 2 年度においては、医療事務講座に加え、新たに調剤薬局事務講座を実施している。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)

合格者 21 名)。そのため市は来年度以降の講座について医療事務以外の講座も開講することを検討している。早急な工夫の実施を望むところである。 （P78）		
【意見１０】 鹿児島県の実施する障害児教育補助事業でカバーできない範囲を市が受け持つ形をとっている。制度として非常に有意義と考える。 しかし、当該制度を利用して、テレビ、ワイヤレスマイク、アンプを購入している設置者がいた。「対象園児が複雑な障害を持っており、就園の機会を確保するために必要な機材である」と説明を受けたため市は補助金を交付している。通常の教育用機器備品等を購入するための抜け道的な利用が疑われるが、実績報告のみで事後的な監査を行っていないため、使用状況の確認等は行っていない。 内容的に踏み込んだ調査が困難であることは理解できるが、より慎重な運用が求められると考える。 （P87）	こども未来局 保育幼稚園課	申請があった場合は、購入品の用途及び必要性について確認を行い、より慎重な運用に努めてまいりたい。 事後的な監査など使用状況の確認方法については、今後県とも協議を行う中で、検討していく。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)
第４　本市における児童虐待防止施策に関する事業の執行及び財務事務の執行に関する監査の結果及び監査人の指摘、意見について 【意見１１】 児童虐待問題に関与する関係機関が個別案件毎の「虐待・要保護・要支援ケースの相談票」にインターネット上でアクセスし、当該ケースの現状を確認でき、対応状況を記入できる仕組	こども未来局 こども支援室	現在、国においては「要保護児童等に関する情報共有システム」の導入検討が進められているほか、本市では令和 4 年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待対策の体制強化を予定しているところである。システム導入も含めた関係機関間での情報共有の仕組みづくりについては、これらの動向も踏まえながら検討していく。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)

みを構築することが、情報の共有、有効な活用又行政事務の効率性･経済性の観点から､児童虐待防止対策として必要である。 （P101）		
【意見１２】 本市独自の児童相談所の設置を強力に推進すべきである。 （P102）	こども未来局 こども支援室	児童相談所については､令和２年３月に「鹿児島市児童相談所基本構想･基本計画」を策定し、これを踏まえ、候補地等の検討を行ってきたところである。引き続き人材の育成や財源の確保など様々な課題を整理しながら、本市独自の児童相談所の設置に向けた検討を進めていく。 (通知受理日：令和２年 12 月 11 日)
【意見１３】 社会的なハイリスク妊産婦に該当し、虐待のリスクが高まっていると判断された場合に各保健センター・保健福祉課、母子保健課からこども福祉課※へ要支援ケースとして通知するに際してのガイドラインを作成すべきである。 (P106) ※令和２年４月１日からはこども支援室の所管となっている。	こども未来局 母子保健課	社会的なハイリスク妊産婦に該当し、虐待のリスクが高まっていると判断された場合には、従前からこども支援室へ情報連携をしてきたが、ガイドラインは作成していなかった｡令和２年５月に「特定妊婦をこども支援室に繋げる基準」を作成し、こども支援室との情報共有に漏れがないよう取り組んでいるところである。 (通知受理日：令和２年 12 月 11 日)
【意見１４】 日常的に子どもに接する保育士､幼稚園教諭等が児童の心身に悪影響を与える行為の加害者となる場合を想定して、防止策の検討が必要である。 （P110）	こども未来局 保育幼稚園課	保育士等による不適切な指導については、本市の特定教育･保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の中で、子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止し、また子どもの指導において身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないとされており、指導監査等を通じて指導しているところである。加えて、保育士等による不適切な指導の情報が寄せられた場合は、当該施設への聞き取り等を行い、事実である場合

		は指導を行うとともに、事実が確認できなかった場合でも、誤解を招く行為がないよう適切な指導を行っているところである。 (通知受理日：令和２年 12 月 11 日)
第５ 本市におけるいじめ防止対策に関する事業の執行及び財務事務の執行に関する監査の結果及び監査人の指摘、意見について 【意見１５】 「いじめの重大事態」の定義は、その性格上一義的に明確でない面があることは止むを得ないところではある。一方いじめ問題等調査委員会は、常設の委員会であるが、同調査委員会において調査を実施すると判断された場合に対応するものである。重大事態として、同調査委員会での調査の対象と迄はならない或いは調査の対象の一歩手前の段階にある深刻な事態の存在も否定できないところである。そのような「重大事態の一歩手前のいじめの事態」の発生を学校が把握した場合の重大事態発生防止施策を検討すべきである。 （Ｐ139）	教育委員会 教育部 青少年課	「重大事態の一歩手前のいじめの事態」の発生を学校が把握した場合の重大事態発生防止策として、学校においては、いじめを把握した場合、教職員一人で抱え込むことなく、組織での対応や解消に努めている。 また、教育委員会においても、学校が把握したいじめの状況を確認し、状況に応じて指導を行うなど、重大事態の未然防止に努めている。 引き続き、それらの取組みを充実させていく。 (通知受理日：令和２年 12 月 11 日)
【意見１６】 いじめの認知件数０が３年以上といった相当期間続いている学校に対しては、いじめの認知について再検討を求めるべきである。 （Ｐ141）	教育委員会 教育部 青少年課	いじめの認知件数 0 との報告がなされる学校については、これまでも、「いじめの定義」を踏まえた認知がなされているか、見落としているいじめがないかなど、再度、検討するよう指導している。 引き続き、管理職研修会、生徒指導主任・担当者研修会を通して「1 件でも多く認知し、それらを解消する」ことを指導していく。 (通知受理日：令和２年 12 月 11 日)

【意見１７】 いじめの定義を「いじめ防止基本方針」に記載していない学校は「いじめ」の定義を記載すべきである。 （P141）	教育委員会 教育部 青少年課	いじめの定義を「学校いじめ防止基本方針」に記載していない学校については、令和元年12月に個別に指導を行った結果、該当する全ての学校の「いじめ防止基本方針」に、いじめの定義が記載された。 引き続き、管理職を通じて、確認、指導していく。 (通知受理日：令和2年12月11日)
【意見１８】 各学校においては、学校いじめ防止基本方針の定期的な点検、見直しを求める。 （P142）	教育委員会 教育部 青少年課	各学校における、学校いじめ防止基本方針の定期的な点検、見直しについては、日頃から、全ての学校に確認、指導を行っているところであるが、学校評議委員会等を通じた保護者等の意見を踏まえた点検・見直しについても検討していく。 (通知受理日：令和2年12月11日)
【意見１９】 アンケート用紙は、3年～5年程度に期間を限定して保管をすることが望ましいと考える。 （P142）	教育委員会 教育部 青少年課	アンケート用紙の保管期間については、本市の公文書管理規則や他都市の状況を参考にして、令和2年7月から市いじめ問題等調査委員会等で、検討を進めている。 (通知受理日：令和2年12月11日)
【意見２０】 重大事態への対応についてのシステムの整備が139ページに記載したとおり確立していることは高く評価するところであるが、学校が認知し、市教育委員会が把握した全てのいじめの具体的件数、各事例毎のその後の事実確認、指導について一層尽力していただきたい。（P143）	教育委員会 教育部 青少年課	学校が認知し、教育委員会が把握したいじめの認知件数、事例毎の事実確認、指導については、これまでも、青少年課で行っている。 引き続き、それらの指導を一層充実させていく。 (通知受理日：令和2年12月11日)
【意見２１】 いじめ問題等調査委員会の委員を確保するためには、充実した予算措置が望まれる。 （P143）	教育委員会 教育部 青少年課	いじめ問題等調査委員会の委員を確保するための予算措置については、本市報酬及び費用弁償条例第2条及び第3条に基づき、委員会出席に対する報酬を委員会の開催予定回数に応じて予算

		計上している。 　なお、いじめ問題等の事案が発生した際は、委員会を必要な回数、適切に開催することができるよう、必要な予算を確保する等、柔軟に対応していく。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)
【意見２２】 　いじめ問題等調査委員会の構成については､教員経験者も委員に含めることを検討すべきである。 （P 143)	教育委員会 教育部 青少年課	いじめ問題等調査委員会の委員は、条例により「委員の人数は、6 人以内とし、いじめ問題等に関する専門的な知識及び経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。」とされており、現在、学識経験者 2 人、臨床心理士、弁護士、精神科医、警察 OB の 6 人で構成されている。 　条例制定時、教員経験者はその職務上、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有することも考えられることから、委員に含めなかったという経緯があるが、委員に教員経験者を含めるかどうかについては、今後、研究していく。 (通知受理日：令和 2 年 12 月 11 日)

4　子どもの福祉に関する本市の組織整備の概要

本市の「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」のバックボーンである“子育てをするなら鹿児島市”のさらなる充実に向けた推進体制を強化するため、令和２年度に、以下の組織整備等がなされた。高く評価するところである。

1　こども未来局を設置

2　こども未来局に「こども支援室」を新設、児童虐待対策の体制を強化

3　保育幼稚園課の係再編成、保育幼稚園課総務係及び施設係を「企画係」、「給付指導係」、「利用調整係」に再編

4　鹿児島市独自の児童相談所整備促進について、設置場所候補地の選定

5　子どもの福祉に関する本市の組織の現状

子ども・子育てを担当する各課、各係の名称、その職務の内容、各課、各係の担当職員数、保健師、社会福祉士等の子ども・子育て関係資格取得者の有無、人数は、以下のとおりとなった。

（１）所管課の職務内容、職員数等

令和2年4月1日現在

【こども政策課】

（単位：人）

係	職務内容	職員数	主な会計年度任用職員 （事務補助員除く）	子ども・子育て関係資格 取得者の人数 （）内は会計年度任用職員
企画係	(1) 局及び課に属する庶務並びに局内事務の連絡調整に関すること。 (2) こども施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (3) 子育て支援の推進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。 (4) 少子化対策に関すること。 (5) 結婚相談所に関すること。 (6) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 (7) 予算経理に関すること。 (8) 公印の保管に関すること。	5 (課長含む)	0	該当者なし （該当者なし）
放課後児童 育成係	(1) 放課後児童健全育成の施策に関すること。 (2) 児童クラブの施設整備に関すること。 (3) 子育て支援の推進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。	6	0	該当者なし （該当者なし）
交流係	(1) 子育て支援の推進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。 (2) すこやか子育て交流館に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (3) すこやか子育て交流館の管理運営に関すること。 (4) すこやか子育て交流館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。 (5) 子育てに関する活動を行う団体等の育成及び支援に関すること。 (6) 親子つどいの広場に関すること。 (7) 児童福祉施設に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。 (8) 子育て支援に係る軽易な届出等の受付事務に関すること。 (9) 公印の保管に関すること。	4	企画運営指導員 5 子育て支援員 16	該当者なし （保育士 16、管理栄養士 3、小学校教諭 1）

令和2年4月1日現在

【結婚相談所】

（単位：人）

係	職務内容	職員数	主な会計年度任用職員 （事務補助員除く）	子ども・子育て関係資格 取得者の人数 （）内は会計年度任用職員
なし	(1) 結婚の紹介、あっ旋に関すること。 (2) 健全な婚姻思想の普及に関すること。 (3) その他結婚相談に関すること。	1 （こども政策課長併任）	結婚相談所事務嘱託員 4	該当者なし （該当者なし）

令和2年4月1日現在

【保育幼稚園課】

（単位：人）

係	職務内容	職員数	主な会計年度任用職員 （事務補助員除く）	子ども・子育て関係資格 取得者の人数 （）内は会計年度任用職員
企画係	(1) 保育所、幼稚園及び認定こども園に係る企画並びに調整に関すること。 (2) 保育所及び認定こども園の施設整備並びに認可・認定等に関すること。 (3) 社会福祉法人等の設立認可に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。 (4) 市立保育所及び市立幼稚園に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。 (5) ちびっこ広場に関すること。 (6) 予算経理に関すること。 (7) 公印の保管に関すること。 (8) その他課に属する庶務に関すること。	10 (課長含む)	0	該当者なし （該当者なし）
給付指導係	(1) 子ども・子育て支援法に係る給付に関すること。 (2) 特定教育・保育施設の確認及び確認監査に関すること。 (3) 特定教育・保育施設等における食事に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。 (4) 地域子ども・子育て支援事業に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。 (5) 私立保育所及び幼稚園等に係る補助に関すること。 (6) 認可外保育施設に関すること。 (7) 保育料及び児童福祉施設徴収金に関すること。	10	保育料等収納嘱託員 1 保育所等巡回支援指導員 2	保育士 2 管理栄養士 1 （該当者なし）
利用調整係	(1) 教育・保育給付認定等に関すること。 (2) 保育に係る利用調整に関すること。 (3) 保育の実施等に関すること。	9	保育コーディネーター 7	該当者なし （該当者なし）
保育園	(1) 乳幼児（黒神保育園にあっては幼児）の保育に関すること。 (2) 保育状況その他園（保育所にあっては所）の業務報告に関すること。 (3) 公印の保管に関すること。 (4) 園（保育所にあっては所）に属する庶務に関すること。	109	嘱託医 22 保育士 84	保育士 95 （保育士84）

令和2年4月1日現在

【幼稚園】

（単位：人）

係	職務内容	職員数	主な会計年度任用職員 （事務補助員除く）	子ども・子育て関係資格 取得者の人数 （）内は会計年度任用職員
なし	(1) 幼稚園に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。	9	幼稚園長 2 幼稚園講師 3 嘱託医 20	幼稚園教諭 9 （幼稚園教諭 3）

令和2年4月1日現在

【母子保健課】

（単位：人）

係	職務内容	職員数	主な会計年度任用職員 （事務補助員除く）	子ども・子育て関係資格 取得者の人数 （）内は会計年度任用職員
なし	(1) 母子保健に係る連絡調整に関すること。 (2) 母性及び乳幼児の保健指導に関すること。 (3) 母体保護に関すること。 (4) 育成医療に関すること。 (5) 予算経理に関すること。 (6) 公印の保管に関すること。 (7) その他課に属する庶務に関すること。	9 (課長含む)	乳幼児巡回支援専門員 7 小児慢性特定疾病支援員 1	保健師 4 （保健師 3、公認心理士 3）

令和2年4月1日現在

【こども福祉課】

（単位：人）

係	職務内容	職員数	主な会計年度任用職員 （事務補助員除く）	子ども・子育て関係資格 取得者の人数 （）内は会計年度任用職員
家庭福祉係	(1) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関すること。 (2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (3) 市民福祉手当に関すること（遺児等修学手当に限る。）。 (4) 社会福祉法人の設立認可等に関すること（他の所掌に係るものを除く）。 (5) 母子生活支援施設、助産施設等の設置認可等に関すること。 (6) 母子生活支援施設、助産施設等の施設整備に関すること。 (7) 母子保護の実施及び助産の実施に関すること。 (8) 婦人保護更生に関すること。 (9) その他児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関すること。 (10) 予算経理（こども支援室に係るものを含む。）に関すること。 (11) 公印の保管（こども支援室に係るものを含む。）に関すること。 (12) その他課に属する庶務（こども支援室に係るものを含む。）に関すること。	10 (課長含む)	婦人相談員 2 母子・父子自立支援員 4 母子父子寡婦福祉資金償還指導員 3	該当者なし （社会福祉士 2、精神保健福祉士 1）
児童給付係	(1) 児童手当に関すること。 (2) こども医療費助成に関すること。 (3) 母子・父子家庭等医療費助成に関すること。	10	0	該当者なし （該当者なし）

令和2年4月1日現在

【こども支援室】

（単位：人）

係	職務内容	職員数	主な会計年度任用職員 （事務補助員除く）	子ども・子育て関係資格 取得者の人数 （）内は会計年度任用職員
なし	(1) 児童虐待防止に関すること。 (2) 子ども家庭総合支援拠点及び児童相談所の設置に関すること。	10 (室長含む)	家庭児童相談員 2	社会福祉士 2 保健師 2 （社会福祉士 1）

（２）具体的な事業名及び事業内容

No.	事業名	事業内容	令和元年度決算額〔円〕	令和２年度予算額〔円〕	課
1	妊産婦健康相談	《目的》 母子健康手帳交付時に妊婦を把握し、妊婦から乳幼児まで一貫した母子保健対策を実施するための出発点として健康相談及び歯科健診を行い、妊産婦の健康教育・母子健康手帳の活用法など、母子保健の向上のための施策を行う。 《概要》 妊娠の届出、母子健康手帳交付時に健康相談等を行う。 《新規取組》 保健師・助産師による喫煙防止相談を実施 令和2年度開始	462,437,678	528,182,000	母子保健課
2	乳幼児健康診査	《目的》 心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期に発見し、適切な措置を講ずるため健康診査や栄養・歯科・育児指導により、子どもの健やかな成長を支援する。 《概要》 ①乳児健康診査 ア　3か月児健康診査（医療機関に委託、昭和53年度事業開始） イ　7か月児健康診査（医療機関に委託、平成4年度事業開始） ②1歳児健康診査（医療機関に委託、平成4年度事業開始） ③乳幼児健診（予約制）（所内で実施、昭和52年度事業開始） ④1歳6か月児健康診査（所内で実施、昭和53年度事業開始） ⑤3歳児健康診査（所内で実施、昭和36年度事業開始） ⑥新生児聴覚検査（医療機関に委託、初回検査、確認検査をあわせて上限3,000円助成、償還払いあり、平成29年度事業開始） ⑦3歳児健康診査での視力検査（ドットカード）導入(令和元年度事業開始) ⑧新生児聴覚検査の助成拡充（医療機関に委託、初回検査、確認検査毎に上限3,000円助成、償還払いあり、令和2年度開始） 《新規取組》 ①3歳児健康診査での視力検査（ドットカード）導入 令和元年度開始 ②新生児聴覚検査の助成拡充 令和2年度開始	乳幼児健康診査総事業費 130,397,457	乳幼児健康診査総事業費 142,077,000	母子保健課

No.	事業名	事業内容	令和元年度決算額〔円〕	令和２年度予算額〔円〕	課
3	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されていないことで高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成する。 《新規取組》 令和3年1月1日以降治療終了分より助成を拡充 ①所得制限：撤廃②助成額：1回上限30万円(一部の治療について上限10万円) ③助成回数：1子ごと6回(40歳以上43歳未満は3回)④事実婚も対象とする	148,745,736	222,684,000	母子保健課
4	不妊専門相談センター設置事業 ※令和2年度より「不妊専門相談センター事業」	不妊専門相談センターを設置し、不妊・不育症に関する専門的な相談や心の悩みについて相談指導、診療機関毎の治療の実施状況などに関する情報提供を行う。	551,702	558,000	母子保健課
5	妊娠・出産包括支援事業	《目的》 妊娠・出産・子育てに係る父母の不安や負担が増えてきていることから、妊娠・出産・子育て期までの切れ目ない支援を行う。 《概要》 ①　子育て世代包括支援センター運営（平成27年度） 5保健センターを子育て世代包括支援センターと位置づけ、情報提供、関係機関との連携・相談支援等を行う。 ・母子保健支援員の配置（平成28年度） ・母子保健サポーターによる地域母子保健活動強化（平成28年度） 《新規取組》 ・子育て世代包括支援センターへ発達支援専門員の配置 令和2年度開始 ・オンラインによる保健指導を開始 各保健センター・保健福祉課・母子保健課にタブレットを配置し、オンラインによる保健指導を行う。令和2年度開始 年度：2年度 設置台数：11 ※令和2年度は、妊産婦寄り添い支援事業として実施 ・産後ケア事業に訪問型を新設 令和2年度開始	34,043,904	83,965,000	母子保健課

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>令和元年度決算額〔円〕</th><th>令和２年度予算額〔円〕</th><th>課</th></tr>
<tr><td>6</td><td>産婦支援小児科連携事業</td><td>《新規取組》
産後1か月が過ぎ、産科医療機関での支援を離れた後、小児科等医療機関にて産後2か月頃の産婦の心の状態や育児状況を確認し、必要に応じた支援につなげ、産後の支援の充実を図る。また、小児科との連携体制を整備し、産科、精神科を含めた妊産婦を支援する切れ目ない体制を確立させる。
令和2年10月から実施。
<table><tr><td>年度</td><td>2年度</td></tr><tr><td>受診件数</td><td>891</td></tr></table></td><td>―
（令和2年度開始）</td><td>9,182,000</td><td>母子保健課</td></tr>
<tr><td>7</td><td>妊産婦寄り添い支援事業</td><td>《新規取組》
新型コロナウイルス感染症の対策として、不安を抱える妊産婦に寄り添った支援を実施する。
令和2年度から開始
《概　要》
① ウイルスに感染した妊産婦への支援
感染した妊産婦への電話や訪問等による相談（県助産師会に委託して実施）
令和2年度実績なし
② 不安を抱える妊婦への分娩前の検査
分娩前のPCR検査の費用助成（市産科医療機関に委託して実施）
<table><tr><td>年度</td><td>2年度</td></tr><tr><td>実施件数</td><td>266</td></tr></table>③ 育児等支援サービスの提供
里帰り出産が困難となった妊産婦を対象に民間の育児サービス等の利用に係る費用の補助を行う。
<table><tr><td>年度</td><td>2年度</td></tr><tr><td>申請件数</td><td>21</td></tr></table></td><td>―
（令和2年度開始）</td><td>47,067,000</td><td>母子保健課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No.</th><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>令和元年度決算額〔円〕</th><th>令和２年度予算額〔円〕</th><th>課</th></tr>
<tr><td>8</td><td>育児応援金支給事業</td><td>《新規取組》
新型コロナウイルス感染症の流行下において、国の特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）の翌日以降令和3年4月1日までに生まれた子どもの育児を支援するため、市独自の育児応援金を支給する。
令和2年度開始
《概　要》
支給金額：出生した子ども1人あたり10万円
<table><tr><th>年度</th><th>2年度</th></tr><tr><td>産婦件数</td><td>3,503</td></tr><tr><td>児童件数</td><td>3,528</td></tr></table>《財　源》
令和2年度地方創生臨時交付金を活用</td><td>―
（令和2年度開始）</td><td>495,750,000</td><td>母子保健課</td></tr>
<tr><td>9</td><td>幼児教育・保育の無償化</td><td>3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、認可外保育施設等を利用する、保育の必要性のある子どもについても無償化する。
《対象》　3歳～5歳は全員無償化
0歳～2歳については、住民税非課税世帯の児童を無償化</td><td>570,334,121
【内訳】
幼児教育無償化事業
161,488,821
幼稚園就園奨励費補助事業　扶助費　408,845,300</td><td>994,293,000</td><td>保育幼稚園課</td></tr>
<tr><td>10</td><td>安全な保育環境充実事業</td><td>《目的》
平成30年8月に「認可外保育施設における乳児死亡事案に係る検証委員会」から提出された報告書の提言を踏まえ、認可外保育施設・保育所等において、児童が安全に保育を受ける環境の充実を図る。
《事業内容》
(1)事故防止対策巡回支援事業（対象：認可外保育施設及び保育所等）
巡回指導　立入調査を随時行うことで、安全な保育環境の充実を図る。
巡回研修　保育士経験者等による巡回研修を実施することで、安全な保育環境の充実を図る。
実施体制　巡回指導員（保育士経験者）２人を配置し、実施
(2)事故防止等推進事業（対象：認可外保育施設）
就寝時の見守りのために乳児に装着するベビーセンサー等の購入費用の一部を補助する。
(3)認可外保育施設人件費補助事業
保育の質を高めるため、保育士資格者を保育従事者の2分の1以上配置している認可外保育施設に対し、人件費の一部を補助する。</td><td>23,022,932</td><td>37,794,000</td><td>保育幼稚園課</td></tr>
</table>

No.	事業名	事業内容	令和元年度決算額〔円〕	令和２年度予算額〔円〕	課
11	関係機関と連携した保育士確保事業	《目的》 これまでの潜在保育士の再就職支援に加え、行政・関係団体・保育士養成施設とより一層連携し、保育士を目指す学生等の保育所等への就労促進を行い、さらなる保育士確保を図る。 《事業内容》 ①行政（市・県・国）、保育・幼稚園関係団体、保育士養成施設との保育士確保に係る意見交換会の実施 ②保育士を目指す学生向けのイベント（保育所等見学バスツアーや懇談会等）の実施	415,100	1,870,000	保育幼稚園課
12	私立保育所等への補助事業	《目的》 職員の資質向上と保育内容の向上を図り、児童福祉の増進に努めるため、保育園協会及び保育所、認定こども園に運営費を助成する。 《対象者》 市保育園協会，保育所、認定こども園及び認可外保育施設 《事業内容》 ①保育園協会 保育園協会研修費補助 保育園協会運営費補助 ②保育所及び認定こども園 私立保育所運営費補助 《新規取組》 ①保育士宿舎借り上げ支援事業 令和2年度開始 ②認可外保育施設への人件費補助 令和元年度開始	― （①令和2年度開始）	45,900,000	保育幼稚園課
			②17,512,500	22,416,000	保育幼稚園課

No.	事業名	事業内容	令和元年度決算額〔円〕	令和２年度予算額〔円〕	課
13	児童福祉施設整備費等補助事業	《目的》 鹿児島市保育所等整備計画に基づき、入所児童の安全の向上と保育環境の充実を図るとともに、待機児童解消を図るため、社会福祉法人等が整備に要する費用の一部を補助する。 《事業内容》 ①安心こども基金施設整備費補助金(平成21年度、県2/3　市1/12、0千円) ※27年度まで実施 ②保育所等整備交付金施設整備費補助金：待機児童解消分(平成28年度、国2/3　市1/12、0千円)　※元年度まで実施 保育所等整備交付金施設整備費補助金：耐震化・老朽改築整備分(令和元年度、国1/2　市1/4、151,991千円) ③認定こども園施設整備補助金：耐震化・老朽改築整備分(令和元年度、県1/2　市1/4、223,261千円) 《新規取組》 ①保育所等整備交付金施設整備費補助金：老朽化整備分 令和元年度開始 ②認定こども園施設整備補助金：老朽化整備分 令和元年度開始	①185,103,000 ②64,132,000	151,991,000 223,261,000	保育幼稚園課 保育幼稚園課

No.	事業名	事業内容	令和元年度決算額〔円〕	令和２年度予算額〔円〕	課
14	子育て支援施設職員スキルアップ研修事業	《目的》 子育て支援拠点施設職員のスキルアップを図るため、研修を実施するとともに、子育て支援拠点施設間の連携を図るため、会議を設置し、情報交換等を行う。 《事業内容》 ①研修 ア．職員のスキルアップ研修 専門的な知識・技術等を修得することをテーマとした研修 イ．実務研修 拠点における課題や事例及び解決に向けた技術等の共有を図ることをテーマとした研修 ②地域子育て支援拠点施設従事者会議 ・子育て支援情報の共有化 ・相談のケース検討 ・施設が抱える課題に対する意見交換　等 ③対象者　すこやか子育て交流館、親子つどいの広場、児童センター、地域子育て支援センター等 ④定員　40名 ⑤回数　年2回	― （令和2年度開始）	116,000	こども政策課
15	地域子育て支援活動推進事業	《目的》 子育てサロン等の活動の活性化と継続的な運営を支援し、地域の子育て支援の推進と地域の子育て力の向上を図る。	― （令和2年度開始）	4,420,000	こども政策課
16	ひとり親家庭等総合相談会事業	《目的》 ひとり親家庭等が相談機関とつながる機会を確保するため、ひとり親家庭等総合相談会を開催する。 《対象者》　母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父 《相談会の内容》 ①弁護士による養育費相談 ②ファイナンシャルプランナーによる家計相談 ③ハローワークによる就労相談 ④保健師による子育て・健康相談 ⑤母子・父子自立支援員による母子父子自立支援相談	554,600	827,000	こども福祉課

No.	事業名	事業内容	令和元年度決算額〔円〕	令和２年度予算額〔円〕	課
17	保育所等業務効率化推進事業	《新規取組》 　業務のＩＣＴ化を行うために必要なシステムを導入経費の一部を助成することにより、保育士の業務負担軽減を図る。 《対象者》 　私立保育所・幼保連携型認定こども園 《事業内容》 　① 保育に関する計画・記録に関する機能 　② 園児の登校園の管理に関する機能 　③ 保護者との連絡に関する機能 　上記3つのすべての機能を有する場合に加え、保育士の業務負担軽減に資する他の機能を付与した場合も補助対象。	46,561,000	18,000,000	保育幼稚園課
18	地域の飲食店子ども食堂プロジェクト補助金	《新規取組》 　新型コロナウイルス感染症により活動自粛を行っている子ども食堂の活動を支援し、子育て家庭の負担軽減及び地域経済の活性化を図る。 《事業内容》 　かごしまこども食堂・地域食堂ネットワークが市内の子ども食堂を通じて、子どもや家庭に対し、提携飲食店で使えるチケットを配布する取組みに対し、助成する。	― （令和2年度開始）	4,500,000	こども福祉課

第３　本市における高齢者の現状

第７期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画及び高齢者等実態調査（平成 28 年度実施）の記載をもとに、本市における高齢者の状況を概観すると以下のとおりである。

なお、上記第７期計画を引用しているため、元号の表記は、同計画の記載に従った。

１　人口の推計

上記計画第６編第１章「各年度の高齢者等の状況」によれば、本市の高齢者の人口及び被保険者数は、以下のとおりである。

（単位：人）

区　　分	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年(2025年)
総人口	605,348	603,920	602,273	600,403	587,968
高齢者人口	155,103	158,181	161,145	163,801	171,983
65～74歳	78,633	80,217	81,562	83,843	79,221
75歳以上	76,470	77,964	79,583	79,958	92,762
40歳以上65歳未満	201,247	200,487	199,597	198,697	195,293

(注) 各年とも10月1日現在

（単位：人）

区　　分	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年(2025年)
第1号被保険者数	154,800	157,866	160,824	163,474	171,641
65～74歳	78,512	80,058	81,401	83,676	79,064
75歳以上	76,288	77,808	79,423	79,798	92,577
第2号被保険者数	201,247	200,487	199,597	198,697	195,293

(注) 1　各年とも9月末現在
　　2　第2号被保険者数は「人口の推計」の40歳以上65歳未満と同数と推計

2　要支援・要介護認定者数の推計

本市の要支援・要介護認定者数は、平成 30 年 33,269 人、平成 32 年 34,847 人、平成 37 年 38,809 人と年々増加していくものと推計されている。

要支援・要介護認定者数の推計　（単位:人）

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年 (2025年)
要支援１	5,093	5,494	5,906	6,277	7,599
要支援２	5,125	5,150	5,171	5,190	5,318
小計　Ａ （要支援）	10,218	10,644	11,077	11,467	12,917
要介護１	7,093	7,337	7,570	7,782	8,880
要介護２	4,324	4,334	4,338	4,336	4,797
要介護３	3,754	3,810	3,860	3,896	4,254
要介護４	3,511	3,621	3,732	3,839	4,413
要介護５	3,513	3,523	3,523	3,527	3,548
小計　Ｂ （要介護）	22,195	22,625	23,023	23,380	25,892
合計（Ａ＋Ｂ）	32,413	33,269	34,100	34,847	38,809

（注）　１　各年とも9月末現在
　　２　要支援･要介護認定者数には第2号被保険者数を含む。

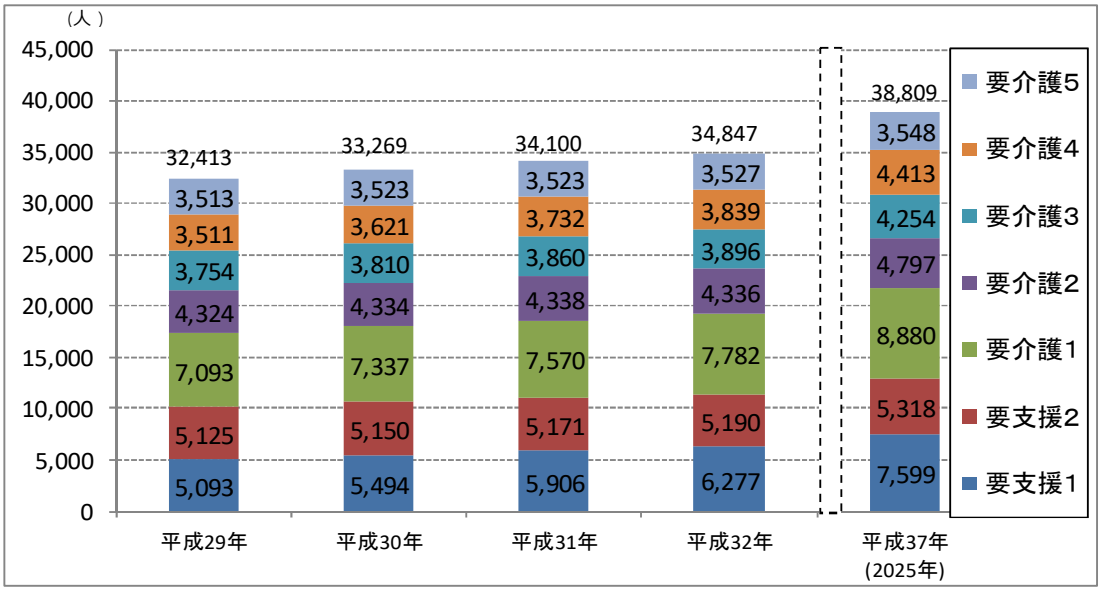

3　高齢者のいる世帯の状況

平成 27 年において総世帯数の 35.2%を占めており、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯、高齢夫婦世帯の割合は、それぞれ 34.1%、32.2%と、国より高くなっている。また、本市の総世帯数は平成 22 年の 264,686 世帯から平成 27 年の 270,269 世帯へと増加しているが、特に高齢者のいる世帯は、83,691 世帯から 95,005 世帯へと大幅な増加となっている。

本市の高齢者のいる世帯の状況と国・県との比較

区　分			平成22年		平成27年	
			世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
本市	総世帯数		264,686	100.0	270,269	100.0
	高齢者のいる世帯数		83,691	31.6	95,005	35.2
		ひとり暮らし世帯	27,635	33.0	32,371	34.1
		高齢夫婦世帯	27,007	32.3	30,616	32.2
		その他世帯	29,049	34.7	32,018	33.7
国	総世帯数		51,950,504	100.0	53,331,797	100.0
	高齢者のいる世帯数		19,337,687	37.2	21,713,308	40.7
		ひとり暮らし世帯	4,790,768	24.8	5,927,686	27.3
		高齢夫婦世帯	5,250,952	27.2	5,247,936	24.2
		その他世帯	9,295,967	48.1	10,537,686	48.5
県	総世帯数		729,386	100.0	724,690	100.0
	高齢者のいる世帯数		294,434	40.4	311,133	42.9
		ひとり暮らし世帯	102,443	34.8	110,741	35.6
		高齢夫婦世帯	95,610	32.5	100,929	32.4
		その他世帯	96,381	32.7	99,463	32.0

（注）１　各年とも国勢調査
　　２　端数処理の関係上、構成比の計が合わない場合がある。

4　高齢者の日常生活の状況、社会参加の状況

（１）日常生活の状況

本市が実施した高齢者等実態調査（平成 28 年度実施）の結果から、一般高齢者の日常生活の状況についてみると、健康状態としては、最も多いのが「まあまあ健康」で 69.5%となっており、次いで「とても健康」が 15.8%、「あまり健康ではない」が 13.2%となっている。

外出の頻度としては、「週 2～4 回」が 45.9%で最も多く、次いで「週 5 回以上」が 41.9%、「週 1 回」が 8.8%などとなっている。

これらのことから、元気な高齢者が多く、外出頻度が高くなっていることが分かる。

また、バスや電車を使って一人での外出の可否については、「している」が 88.0%、自分での食事の用意の可否については、「している」が 73.1%などとなっている。

（２）社会参加の状況

高齢者等実態調査の結果から、一般高齢者の社会参加の状況についてみると、生きがいを感じるときとしては、最も多いのが「子どもや孫など家族との団らんのとき」で 54.3%となっており、次いで「趣味やスポーツ・レクリエーションに熱中しているとき」が 40.5%、「友人や知人と食事・雑談をしているとき」が 40.4%などとなっている。

一方で「ボランティアや地域の活動をしている」ときは、7.7%にとどまっており、また、地域活動やボランティア活動の状況における「町内会・自治会への参加頻度」も「参加していない」が 64.1%、「年に数回」が 25.8 %であり、高齢者の社会参加の割合はあまり高くない。

また、老人クラブの状況であるが、本市の老人クラブ連合会には、平成 29 年 6 月

現在 322 団体、17,637 人が加入し種々の活動をしているが、本市の平成 28 年の 65 歳以上の高齢者数 149,574 人からすれば、11%強の加入率に過ぎない。

【意見 1】
高齢者が老人クラブ加入に魅力を感じない原因について検討する必要がある。老人クラブには多額の補助金が投入されており、現行の老人クラブの加入率の向上が望めないようであれば、その原因について検討し、補助金が高齢者市民に公平に使われるような工夫が必要である。

5　高齢者の介護の状況

（1）主な介護者の状況

高齢者等実態調査の結果では、在宅サービス利用者の主な介護者は、「子ども又はその配偶者」が 49.4%で最も多く、次いで「配偶者」が 31.0%、「兄弟・姉妹」が 4.4%などとなっている。

次に、主な介護者の年齢は「60 代」が 36.7%で最も多く、次いで「10 代～50 代」が 35.5%、「70 代」が 17.4%、「80 歳以上」が 10.4%となっており、いわゆる「老老介護」の割合が高くなっている。

主な介護者の今後の介護の場所に対する意向は、「介護保険サービス等も利用しながら、在宅で介護したい」が 54.5%と最も多くなっており、「家族を中心に在宅で介護を続けたい」の 13.0%と「地域の方々の手助けや介護保険サービス等を利用しながら在宅で介護をしたい」の 5.7%とを合わせると在宅での介護の意向が 7 割を超えている。

（2）介護保険サービスの状況

要支援・要介護認定者のうち介護保険サービスを利用している者の割合（サービス利用率）は、平成 29 年 9 月末で在宅サービスが 58.3%、地域密着型サービスが 17.9%、施設サービスが 11.4%となっている。

（3）高齢者の介護の意向

高齢者等実態調査の結果では、自分に介護が必要になった場合の介護に関する一般高齢者の意向は、「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」が 33.1%、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護を受けたい」が 28.9%、「自宅で家族中心の介護を受けたい」が 10.3%と 7 割以上の方が在宅での介護を希望している。

一方「医療機関」や「特別養護老人ホームなどの施設」、「有料老人ホームや高齢者向けの住宅」での介護を希望する者は、27.7%となっている。

（4）在宅医療の意向

高齢者等実態調査の結果では、疾病を抱えていても、住み慣れた生活の場を変えることなく療養していくために必要となる在宅医療に関する一般高齢者の意向は「利用したい」が 34.6%、「利用したいが、医療費や介護負担などの問題から利用できない」が 11.2％、「利用したいが、在宅医療を提供している医療機関が分からない」が 14.7%で、合わせて約 6 割の方が在宅医療の利用を希望している。

6　介護保険サービスの見込量

○介護（要介護１～５）

サービス区分		単位	29年度 実績(見込)	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込	37年度 (2025年度) 見込
居宅	訪問介護	回	854,920	885,289	916,300	945,164	1,087,511
	訪問入浴介護	回	13,272	13,328	13,582	13,765	14,353
	訪問看護	回	139,708	152,478	165,530	172,138	208,924
	訪問リハビリテーション	回	203,743	233,086	266,749	291,701	414,922
	居宅療養管理指導	人	47,844	53,928	60,324	64,788	81,540
	通所介護	回	561,552	586,128	609,221	630,848	717,912
	通所リハビリテーション	回	386,306	391,478	395,917	398,942	436,172
	短期入所生活介護	日	122,099	123,353	124,456	125,557	130,850
	短期入所療養介護	日	12,949	13,087	13,360	13,525	14,043
	福祉用具貸与	人	91,416	97,044	102,564	107,724	129,588
	特定福祉用具購入費	人	1,752	1,800	1,824	1,836	1,932
	住宅改修	人	1,728	1,860	1,944	1,992	2,316
	特定施設入居者生活介護	人	4,536	4,536	4,740	4,800	4,920
	居宅介護支援	人	144,912	150,048	154,764	158,904	183,156
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	3,756	4,464	5,244	5,832	6,924
	夜間対応型訪問介護	人	192	180	168	156	168
	認知症対応型通所介護	回	55,147	55,841	56,570	57,119	60,444
	小規模多機能型居宅介護	人	6,000	6,456	6,768	7,116	9,084
	認知症対応型共同生活介護	人	22,332	22,980	23,076	23,832	24,832
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	984	984	984	984	984
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	1,800	1,860	1,860	1,860	2,184
	看護小規模多機能型居宅介護	人	300	576	864	1,152	1,632
	地域密着型通所介護	回	385,884	409,085	432,436	446,192	517,999
施設	介護老人福祉施設	人	25,776	28,212	28,704	31,008	32,472
	介護老人保健施設	人	15,792	15,996	16,092	16,188	16,392
	介護医療院	人		0	660	1,140	2,112
	介護療養型医療施設	人	2,628	2,592	1,164	1,164	

○介護予防（要支援１・２）

サービス区分		単位	29年度 実績(見込)	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込	37年度 (2025年度) 見込
介護予防	介護予防訪問入浴介護	回	20	36	36	48	72
	介護予防訪問看護	回	11,287	14,218	16,609	19,103	28,602
	介護予防訪問リハビリテーション	回	18,775	22,307	24,624	28,306	31,873
	介護予防居宅療養管理指導	人	2,784	3,348	3,780	4,188	4,860
	介護予防通所リハビリテーション	人	14,340	15,348	16,116	16,740	18,468
	介護予防短期入所生活介護	日	2,534	3,088	4,117	6,259	8,366
	介護予防短期入所療養介護	日	214	335	355	432	629
	介護予防福祉用具貸与	人	24,228	25,572	26,736	27,612	31,572
	特定介護予防福祉用具購入費	人	1,020	1,020	1,044	1,092	1,284
	介護予防住宅改修	人	1,524	1,704	1,872	2,064	3,312
	介護予防特定施設入居者生活介護	人	852	888	924	948	996
	介護予防支援	人	64,704	49,536	51,324	53,172	63,444
介護予防 地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回	355	365	371	464	511
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人	732	900	1,044	1,092	1,236
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人	264	300	300	312	324

7　地域支援事業の見込量

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

サービス区分	単位	29年度	30年度	31年度	32年度	37年度(2025年度)
		実績（見込）	見込	見込	見込	見込
訪問型サービス	人	29,441	29,700	30,186	30,684	32,079
通所型サービス	人	49,584	67,376	70,939	74,599	96,556
訪問型短期集中予防サービス	人	49	55	56	59	62
通所型短期集中予防サービス	人	384	570	570	570	570
介護予防ケアマネジメント	人	50,984	57,244	60,398	63,726	83,337

（注）訪問型サービス・通所型サービスと、介護予防ケアマネジメントの 29 年度実績（見込）は、介護予防・生活支援サービス事業に移行する前の介護予防給付分の実績（見込）も含む。

②一般介護予防事業

事業の種別	項目	単位	29年度	30年度	31年度	32年度	37年度(2025年度)
			実績（見込）	見込	見込	見込（目標）	見込
シニア世代のヘルスプロモーション事業	教育開催回数	回	890	845	845	845	845
	相談開催回数	回	404	395	395	395	395
お達者クラブ運営支援事業	実施か所数	か所	238	240	240	240	240
健康づくり推進員支援事業	推進員数	人	450	450	450	450	450
高齢者料理教室支援事業	開催回数	回	270	270	270	270	270
地域で介護予防を展開するための連携推進事業	実施か所数	か所	40	135	240	340	750
地域リハビリテーション活動支援事業	実施か所数	か所	270	365	415	460	750
一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業	開催回数	回	－	2	4	4	4
高齢者のしおり作成事業	作成冊数	冊	28,000	0	28,000	0	28,000
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	団体数	団体	150	153	163	173	223
高齢者いきいきポイント推進事業	登録者数	人	1,298	1,398	1,498	1,598	2,098
介護予防把握事業	対象者数	人	－	13,400	16,485	15,673	16,760

（2）包括的支援事業

事業の種別	項目	単位	29年度	30年度	31年度	32年度	37年度(2025年度)
			実績（見込）	見込	見込	見込（目標）	見込
地域包括支援センター運営事業	センター設置か所数	か所	17	17	17	17	17
	地域ケア会議開催回数	回	150	155	160	165	190
認知症初期集中支援推進事業	訪問支援事例数	件	55	66	70	75	100
認知症オレンジプラン推進事業	地域支援推進員数	人	1	1	1	1	1
生活支援体制整備事業	コーディネーター数	人	4	4	4	4	4
	研修修了者数	人	120	120	120	120	120
在宅医療と介護の連携推進事業	協議会開催回数	回	3	3	3	3	3

（3）任意事業

事業の種別	項目	単位	29年度 実績（見込）	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込（目標）	37年度（2025年度） 見込
介護給付適正化事業	認定調査状況のチェック実施率	%	100	100	100	100	100
	ケアプランの点検件数	件	132	132	132	132	132
	住宅改修等の点検件数	件	10	10	10	10	10
	縦覧点検・医療情報との突合の実施月数	月	12	12	12	12	12
	介護給付費通知に係る説明実施率	%	2	50	55	60	70
住宅改修支援事業	支援件数	件	270	300	300	300	300
介護相談員派遣事業	派遣か所数	か所	250	280	280	280	280
家族介護講習会等開催事業	開催回数（講習会・交流会合計）	回	3	3	3	3	3
徘徊高齢者家族支援サービス事業	支給人数	人	3	3	3	3	3
家族介護慰労金支給事業	支給人数	人	16	16	16	16	16
成年後見制度利用支援事業	支給人数	人	81	88	101	111	138
住宅改修指導事業	相談時間数	時間	11	11	12	12	12
高齢者住宅生活援助員派遣事業	設置施設数	施設	6	6	6	6	6
認知症オレンジサポーター養成事業	認知症サポーター養成数	人	3,834	4,464	4,464	4,464	4,464
	認知症等見守りメイト養成数	人	90	90	90	90	90

（注）介護給付適正化事業の「介護給付費通知に係る説明実施率」の 29 年実績（見込）には、介護給付費通知の送付回数を記載

8　介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の見込み

保険給付費の見込み　　（単位：千円）

区　　分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	平成37年度（2025年度）
施設･居住系サービス	19,446,111	19,626,608	20,840,258	59,912,977	21,507,919
居宅サービス	24,371,714	25,844,546	27,073,721	77,289,981	31,393,400
その他のサービス	2,974,274	3,139,884	3,289,630	9,403,788	4,157,819
計	46,792,099	48,611,038	51,203,609	146,606,746	57,059,138

（注）その他のサービスは、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス等費の合計

地域支援事業費の見込み　　（単位：千円）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	平成37年度（2025年度）
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,894,005	1,981,887	2,074,410	5,950,302	2,430,307
介護予防・生活支援サービス事業費	1,823,767	1,911,837	2,004,925	5,740,529	2,349,111
一般介護予防事業費	70,238	70,050	69,485	209,773	81,196
包括的支援事業費	656,361	667,984	681,272	2,005,617	709,066
任意事業費	31,196	33,070	34,567	98,833	38,795
計	2,581,562	2,682,941	2,790,249	8,054,752	3,178,168

9 保険給付の適法適正な給付及び不正受給防止策の検討

介護事業については、インターネット等で「儲かる介護事業」「介護ビジネスで安定・高収益・2025 年に 20 兆円の成長市場」といった類の宣伝が盛んになされており、介護サービス事業者の中には収益を上げることを最優先にする者も少なからずいるものと思われる。それだけに、上記事業者に対する指導監督、法令遵守の徹底は高齢者福祉を守るためには極めて重要であることは申す迄もない。

本市における社会福祉法人等に対する指導監督体制、介護サービス事業における法令遵守・実地指導の具体的内容は以下のとおりであり、精力的な取組みが実施されている。

Ⅰ 社会福祉法人等に対する指導監査等について

1. 所管課
2. 所管課の職員数
3. 根拠法令、本市の要領等
4. 監査等の種類・内容

別紙 1（46 ページ）参照

5. 本市全体で、指導監査等の対象となる高齢者福祉を取り扱う事業者数

①社会福祉法人	41
②社会福祉施設	241
③介護保険施設等	435
④障害福祉サービス事業等	3
⑤有料老人ホーム	139

※複数の施設等を運営している事業者（法人）あり、上記の数は重複する。
（①～⑤の事業者数：452）

6. 上記 5 のうち、過去 5 年間の上記①ないし⑤の事業者別の以下の内容について

イ　対象とした事業所等の数
ロ　業務等の報告をさせた事業所等の数（一般指導監査等実施数）
ハ　施設等に立ち入り、検査した事業所数（特別指導監査等実施数）
ニ　ハの結果、勧告等をした事業者数
ホ　勧告等の種類
ヘ　勧告等の公表に至った事業者の有無・・・無し

別紙 2（47 ページ）参照

Ⅱ 介護サービス事業における法令遵守・実地指導について

1. 介護サービス事業に対して本市が指導・監査等の権限を持つ対象事項

【指導】

サービス事業者等（事業者及び事業所の従業者）に対し、条例等その他の基

準に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを目的とする。

・文書その他の物件の提出若しくは提示を求める（若しくは依頼する）ことができる。

・関係者に質問若しくは照会をすることができる。

【監査】

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容が、条例及び要綱で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていない、若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

・報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、サービス事業者等に対し出頭を求めることができる。

・関係者に対して質問し、若しくは当該事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

※「権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」という規定（介護保険法第 24 条第 4 項）があり、各サービスの監査根拠規定で準用されている。

2. 介護保険法及び介護保険施設に対する指導監督についての通知等に基づく実地指導に関する本市の要領の名称、内容

要領の名称	要領の内容
鹿児島市介護保険施設等指導実施要領	趣旨、指導の目的、指導体制、指導形態、指導対象の選定、指導方法、監査への変更
鹿児島市介護保険施設等監査実施要領	趣旨、監査の目的、監査体制、監査対象の選定、監査の実施、監査実施後の報告、監査結果の通知等、報告書の提出、情報提供、行政上の措置、勧告、命令、指定の取消し等、聴聞等、経済上の措置、国への報告

3. 所管課、職員数

別紙 1 (46 ページ) 参照

4. 対象サービス事業者の種類及び事業者数

介護サービス事業の種類及び事業者数・・・別紙 3 (48 ページ) 参照

5. 指導形態の具体的内容

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。ただし、実地に行うことが困難な場合は、サービス事業者等から提出される書面に基づく指導（以下「書面指導」という。）を行うことができる。

6. 監査実施の基準

監査は、次の情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア　通報、苦情、相談等に基づく情報

①指定基準違反等が確認された件数（※情報が寄せられた件数）

要確認情報	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ア通報、苦情、相談等	4	10	4	－	－

②違反確認事案の具体的内容

・指定更新申請に係る虚偽の勤務シフト表の提出
・機能訓練指導員の未配置
・看護職員不在期間あり
・上記減算適用期間に減算を行っていなかった
・常勤の医師が１人以上配置されていない期間あり
・常勤の管理者が適正に配置されていない期間あり
・薬剤師が適正に配置されていない期間あり
・看護師等や介護職員が適正に配置されていない期間あり

イ　国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情（過去5年間実績なし）

ウ　国保連及び保険者からの通報情報（過去５年間実績なし）

エ　介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者（過去５年間実績なし）

①上記システムの具体的内容

国保連合会介護給付適正化システム（上記「介護給付適正化システム」）は、介護サービス事業所等の不適正又は不正請求を発見し是正するだけでなく、受給者へサービス給付実績を提供し介護保険制度への理解の向上や介護サービス事業所等に対して正しい請求を促すことを目的に構築

された国保連のシステムで、当該システムから提供される情報は、以下のとおりである。

ⅰ給付実績を活用した情報

ⅱ医療情報との突合、縦覧点検情報

ⅲ介護給付費通知書情報

②上記分析の具体的内容

上記システムの分析は、前述の「ⅰ給付実績を活用した情報」を加工した情報を分析するもので、主な加工情報は、

・給付費の請求状況と事業所の体制

・サービス提供の偏り

・要介護認定情報と給付の関係の把握

具体的には上記の加工情報を利用して、福祉用具貸与の特例給付確認など、受給者の介護度や体の状態と実際の介護サービスを分析して、適切な介護サービスが行われているかの確認や、事業所ごとの介護報酬の過誤調整の確認などを行っている。

当該システムは、加工情報を分析することで、特異傾向を示す事業者の抽出は可能だが、情報の分析に時間と労力がかかる事や、市の「介護保険システム」から同様の情報が得られるものもあるため、給付業務に係る情報は一部利用しているが、監査の際の情報として活用するに至った事例はない。

【意見 2】

「介護給付適正化システム」から提供される情報を監査の際の情報として活用するに至った事例はないという実情は、同システムの目的が介護サービス事業所等の不適正又は不正請求を発見し是正することにもあることからすれば、3E の観点から、問題である。国保連合会からの情報を、本市の監査に活用できるよう関係課（介護保険課、指導監査課、長寿あんしん課）において協議が必要と思料する。

(2) 実地指導において確認した情報

ア　著しい運営基準違反等の情報

イ　報酬請求の著しい不正請求等の情報

7. 過去5年間の介護保険法第23条に基づく実地指導実績

介護保険施設等で実地指導を実施した事業所数・・・別紙２（ロ③）(47 ページ)参照

【意見 3】
令和 2 年度は、前年度と比較して介護保険施設等の実地指導件数が激減している。コロナ禍の影響と思われるが、コロナ禍の影響下においてもウェブ会議等の活用により一定程度のレベルの指導は可能であると思われるので、指導方法の工夫を検討されたい。

8. 複数年同一内容の指導を受けた事案

(1)件数（過去 5 年間、各年度別件数）

区　　分	指導の種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①社会福祉法人	一般指導監査	－	－	1	1	1
②社会福祉施設		－	4	4	6	1
③介護保険施設等	実地指導	－	－	2	23	1
④障害福祉サービス		－	－	1	4	3
⑤有料老人ホーム	立入検査	－	－	4	13	0

(2)指導の具体的内容

・計算書類に整合性がとられていない
・他の社会福祉事業へ資金を繰り入れる際の要件を満たしていない
・適正な予算管理がされていない
・利用者から預かった金銭の管理方法が不適切
・施設内事故の再発防止策が不十分
・アセスメント、モニタリングの際に利用者及びその家族に面接したことを確認できない
・モニタリングを行っていない、行ったことを確認できない期間がある
・計画を作成していない、作成したことを確認できない
・サービスの費用、計画について説明し、同意を得たことを文書により確認できない
・サービスを提供した際、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況を記録していない
・サービスを提供していない場合に算定している
・必要な人員が配置されていない、従業者の配置や勤務表が不明確
・事故が発生した場合に、速やかに市に報告していない
・無資格の介護職員が医行為（経管栄養）を行っている
・必要な員数、要件を満たしていない場合に減算していない、又は加算を算定している

(3)指導監査の復命書（実施報告書）に改善がなされなかった原因の記載の有無

改善がなされなかった原因について、一部記載あり。

【指摘 1】

指導監査の復命書（実施報告書）には改善されなかった原因は必ず記載し、当該事項についての改善状況をモニタリングすべきである。

9. 過去5年間の介護保険法第76条等に基づく監査実績

(1)監査の基準・・・39～40ページのとおり。

(2)対象事業・実績数・・・ 別紙２（ハ③）(47 ページ) 参照

10. 過去5年間の監査の事例

(1)地域密着型通所介護の事例について

①重大な悪質事案が発生した原因

・法人において介護保険法に基づく業務管理体制が脆弱あるいは機能していなかったことが、実地指導及び指定更新申請時に虚偽の勤務シフト表を提出するという悪質な事案の原因となったものと考えられる。

②国保連合会における請求内容の確認作業で早期に不正請求が発見できなかった原因

・国保連合会は、サービス事業者が市に提出した介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき請求内容の確認をしているため、不正請求を発見する事はできないと思われる。

③刑事告訴等の法的措置を取らなかった理由

・介護保険法第 22 条第 3 項に基づく介護報酬の返還命令について、行政手続法第 13 条第 1 項に基づく聴聞を経て、返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額が速やかに返還されたことから、行政として必要な措置は行ったこととしている。

【指摘 2】

刑事訴訟法第 239 条第 2 項は、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときには刑事告発をしなければならないと「公務員の告発義務」を定めている。本件は、指定更新申請に係る虚偽のシフト表の提出等々基準を満たさない状況で介護報酬を受給していた悪質事案であり、しかも不正受給額も多く犯罪性が強く疑われる事案である。上記刑事訴訟法の規定は公務員に告発についての裁量を認めたものではなく告発は公務員の義務と規定したものであることからすれば、少なくとも刑事告発の可否について検討し、その結果を記録に残すべきであった。

(2)老人保健施設の事例について

①勧告の内容及びその回数

人員配置に疑義が生じたため監査を 2 回行い、監査で判明した違反に関する勧告をそれぞれ 1 回行っている。

②実地指導結果通知及び監査結果通知の内容

人員基準違反、従業者の勤務実績等の管理不備、施設サービス計画に係る不備及び加算要件を満たさずに報酬を算定している等の違反があった。

③改善報告書を複数回提出させなければならなかった原因

改善報告書は、提出期限を設けて期限内に提出させることとし、指摘事項に対する改善が完了していない場合又は挙証書類に不備がある場合でも、その状況を報告させ、改善が完了した時点で再報告及び挙証書類の追加提出を求めたことによる。

【挙証書類の不備又は未整備、未改善の主な内容】

・看護職員及び介護職員の勤務状況等に関する資料
・医師、理学療法士等の配置状況等に関する資料
・入所者の生活全般の状況を把握していることが分かる資料
・身体拘束に係る検討委員会等の記録
・研修を実施していることが分かる会議録
・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
・従業員の勤務実績等を管理する書類
・算定要件を満たしていない報酬や加算算定に係る過誤調整依頼及び返還計画等
・サービス提供記録、施設サービス計画
・介護職員の賃金の改善に要した費用が介護職員処遇改善加算の算定額を上回ったことが確認出来る資料

※適切な文書の保管及び算定要件を満たさない件について精査の結果及び返還を求める手続の詳細を記録に残している。

11. 指導・監査の対象となる全事業者について、以下の事項についての把握状況

…厚生労働省老健局長　平成 21 年 3 月 30 日付「介護サービス事業者に関わる業務管理体制の監督について（通知)」参照

介護保険法第115条の32に基づき、指定事業所が鹿児島市内にのみ所在する事業者（指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く）に対して、介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく事項を届出させ、届出内容について定期的に自己点検報告書の提出を求めている。

[届出事項]

1.事業所の数が20未満の介護サービス事業者

法令遵守責任者の選任

2.事業所の数が20以上100未満の介護サービス事業者

法令遵守責任者の選任

法令遵守規程を整備

3.事業所の数が100以上の介護サービス事業者

法令遵守責任者の選任

法令遵守規程を整備

業務執行の状況の監査を定期的に実施

[自己点検報告書の内容]

項　目	把握の有無		
	1	2	3
法令等遵守方針の整備・周知	○	○	○
法令等遵守統括部門の態勢整備	○	○	○
事業担当部門及び事業所等における法令等遵守態勢の整備	○	○	○
法令等遵守マニュアルの整備・周知		○	○
法令等遵守プログラムの整備・周知			
経営者への報告・承認態勢の整備			
監査役（監事）への報告態勢の整備			
内部監査実施要領及び内部監査計画の策定			○
法令等遵守責任者等による法令等遵守態勢の確立状況	○	○	○
法令等遵守プログラムの実施			
法令等遵守関連情報の収集・管理、分析及び検討	○	○	○
連絡連携態勢	○	○	○
モニタリング態勢			
法令等違反行為処理体制	○	○	○
サービス利用についての相談・苦情処理担当部署責任者等の連携			
研修・指導態勢	○	○	○
法令等遵守担当者の役割		○	○
内部規定・組織体制の整備プロセスの見直し	○	○	○

(1) [自己点検報告書の内容]のうち、把握の有無欄に○の記載のない事項についての届出内容のチェック方法

自己点検報告書については、介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成 21 年 3 月 30 日付け厚生労働省老健局長通知。以下、「指針」という。）に基づき、次の①②③の事項について報告等を求めているものであり、その他の事項については報告を求めることとされていない。

① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

③ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

(2)上記○の記載のない事項の把握方法

次の事項については、指針添付の参考資料「業務管理体制（法令等遵守態勢）確認検査実施に当たっての考え方【会社法上の監査役（会）設置会社である事業者を前提とした検査の一例】」にチェック項目として示されているもので、自己点検報告書の内容に不備が認められた場合に事業者を出頭させ改善を求めたうえで、改善が見込まれない場合、事業者本部等への立入検査を行う際に検証することが想定される事項である。

・法令等遵守プログラムの整備・周知

・法令等遵守プログラムの実施

・経営者への報告・承認態勢の整備

・監査役（監事）への報告態勢の整備

・モニタリング態勢

・サービス利用についての苦情・相談処理担当部署責任者等の連携

区　分	対象施設等 （参考）	所管課 日常的な指導、監督 設立・設置認可、 行政上の措置等	所管課 指導監査等	指導監査等の根拠法令		本市の要領	監査等の種類・内容
①社会福祉法人	社会福祉法人	長寿あんしん課 保育幼稚園課 こども福祉課 地域福祉課 障害福祉課	指導監査課 法人・施設指導係　7名 （係長１、係員５，嘱託員１）	社会福祉法第56条第1項		・鹿児島市社会福祉法人等指導監査要領	○一般指導監査（定期的に実地において実施） ・毎年度定める年間計画に基づき、法人・施設の運営管理や利用者処遇、職員処遇等について、指導するもの ○特別指導監査（必要に応じて、随時実施） ・事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 ・最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき等
②社会福祉施設							
児童福祉施設	保育所	保育幼稚園課		児童福祉法第46条第1項			
児童福祉施設	幼保連携型認定こども園	保育幼稚園課		認定こども園法第19条			
児童福祉施設	助産施設 母子生活支援施設	こども福祉課		児童福祉法第46条第1項			
保護施設	保護施設	保護第一課		生活保護法第44条第1項			
障害者支援施設等	障害者支援施設	障害福祉課		社会福祉法第70条			
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	長寿あんしん課		老人福祉法第18条第2項			
老人福祉施設	軽費老人ホーム	長寿あんしん課		社会福祉法第70条			
婦人保護施設	婦人保護施設	こども福祉課		社会福祉法第70条			
③介護保険施設等			指導監査課 介護・障害指導係　15名 （係長１、係員７，嘱託員７）	介護保険法		・鹿児島市介護保険施設等指導実施要領 ・鹿児島市介護保険施設等監査実施要領	○実地指導（定期的に実地において実施） ・利用者の自立支援と人権の擁護及び尊厳の保持、サービスの適正な運営と質の向上及び適正な給付等の請求について指導 ○監査（必要に応じて、随時実施） ※基本、指定所管課と共同して行う。 ・著しい基準違反があり、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合や給付費等の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合に実施
居宅サービス	訪問介護、通所介護等	長寿あんしん課 介護保険課		第23条	第76条、予防：第115条の7		
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護等	長寿あんしん課 介護保険課		第23条	第78条の7、予防:第115条の17		
居宅介護支援	居宅介護支援事業所	長寿あんしん課 介護保険課		第23条	第83条		
介護保険施設等	介護老人福祉施設等	長寿あんしん課 介護保険課		第23条	第90条、第100条、旧法第112条（附則第130条の2）、第114条の2		
介護予防支援	介護予防支援事業所	長寿あんしん課 介護保険課		第23条	第115条の27		
④障害福祉サービス事業等		障害福祉課					
障害者		障害福祉課		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		・鹿児島市指定障害者福祉サービス事業者等指導実施要領 ・鹿児島市指定障害者福祉サービス事業者等監査実施要領	
障害福祉サービス	居宅介護、生活介護等	障害福祉課		第10条	第48条		
障害者支援施設	施設入所支援	障害福祉課		第10条	第48条		
相談支援	一般相談支援事業所等	障害福祉課		第10条	第48条		
障害児		障害福祉課		児童福祉法		・鹿児島市指定障害児通所支援事業者等指導実施要領 ・鹿児島市指定障害児通所支援事業者等監査実施要領	
障害児通所支援	放課後等デイサービス等	障害福祉課		第57条の3の2	第21条の5の23		
障害児相談支援	障害児相談支援事業所	障害福祉課		第57条の3の2	第24条の34		
⑤有料老人ホーム							
有料老人ホーム	介護付き有料老人ホーム	長寿あんしん課		老人福祉法第29条第13項		・鹿児島市有料老人ホーム指導実施要領	○立入検査（定期的に実地において検査） ・適正な運営の確保とともに、介護サービスの質の向上や人権擁護、危機管理の取組み等について指導
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	（サ高住:設立・設置認可は住宅課）		（サ高住_住宅課:高齢者の居住の安定確保に関する法第24条）			
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅	（サ高住:設立・設置認可は住宅課）		（サ高住_住宅課:高齢者の居住の安定確保に関する法第24条）			

別紙１

別 紙 2

高齢者福祉を取り扱う対象のうち、過去５年間のイ～ホの数

イ 対象数

区　　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①社会福祉法人	41	42	42	41	41
②社会福祉施設	362	368	380	380	391
③介護保険施設等	1,175	1,186	1,197	1,180	1,186
④障害福祉サービス事業等	－	－	3	4	4
⑤有料老人ホーム	161	176	188	190	196

ロ 指導監査等実施数

区　　分	指導の種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①社会福祉法人	一般指導監査	16	19	15	11	1
②社会福祉施設		54	59	59	63	69
③介護保険施設等	実地指導	306	299	339	383	47
④障害福祉サービス事業等		－	－	0	3	1
⑤有料老人ホーム	立入検査	54	59	68	67	12

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、書面による指導監査等を実施。

ハ 監査実施数

区　　分	監査の種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①社会福祉法人	特別指導監査	－	－	－	－	－
②社会福祉施設		－	－	－	－	－
③介護保険施設等	監査	－	4	－	2	－
④障害福祉サービス事業等		－	－	－	－	－
⑤有料老人ホーム		－	－	－	－	－

ニ 勧告等をした事業者数

区　　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①社会福祉法人	1	1	－	－	－
②社会福祉施設	－	－	－	－	－
③介護保険施設等	－	1	1	1	－
④障害福祉サービス事業等	－	－	－	－	－
⑤有料老人ホーム	－	－	－	－	－

ホ 勧告等の種類

区　　分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①社会福祉法人	勧告　1	勧告　1 再勧告　2	－	－	－
②社会福祉施設	－	－	－	－	－
③介護保険施設等	－	命令　3	勧告　1	勧告　2 再勧告　1	－
④障害福祉サービス事業等	－	－	－	－	－
⑤有料老人ホーム	－	－	－	－	－

別 紙３

対象サービス事業の種類及び事業者数（令和２年度 介護サービス事業実地指導等実施対象）

※複数の施設・事業所を運営する事業者（法人）あり、事業者数は重複する。

根拠法：介護保険法		区　　分	事業所数	事業者数（法人数）	
実地指導	監査	介護保険施設等	1,186	※	
第23条	第76条（予防:第115条の7）	(1) 居宅サービス	514	474	435
		①訪問介護	150	142	
		②訪問入浴介護	11	10	
		③訪問看護	81	76	
		④訪問リハビリテーション	7	7	
		⑤居宅療養管理指導	4	4	
		⑥通所介護	102	86	
		⑦通所リハビリテーション	6	6	
		⑧短期入所生活介護	50	43	
		⑨短期入所療養介護	1	1	
		⑩特定施設入居者生活介護	17	17	
		⑪福祉用具貸与	43	42	
		⑫特定福祉用具販売	42	40	
	第78条の7（予防:第115条の17）	(2) 地域密着型サービス	395	314	
		①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	14	
		②夜間対応型訪問介護	1	1	
		③地域密着型通所介護	183	144	
		④認知症対応型通所介護	27	21	
		⑤小規模多機能型居宅介護	30	27	
		⑥認知症対応型共同生活介護	122	89	
		⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	3	3	
		⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7	7	
		⑨看護小規模多機能型居宅介護	8	8	
	第83条	(3) 居宅介護支援	186	165	
		(4) 介護保険施設	74	68	
	第90条	①介護老人福祉施設	45	41	
	第100条	②介護老人保健施設	20	18	
	第112条(旧法) 附則 第130条の2	③介護療養型医療施設	6	6	
	第114条の2	④介護医療院	3	3	
	第115条の27	(5) 介護予防支援事業	17	1	

第４　本市における高齢者福祉関係事業に対する監査

１　会計監査

本市における高齢者福祉関係事業のうち会計監査の対象となる以下の 23 事業について、当監査人補助者公認会計士山之内茂樹、同大迫有弘が、監査手続欄記載のとおり会計帳簿等の原会計資料について会計監査をした結果は次のとおりであった。

令和2年度　　単位：円

番号	局	部	課	事業名等	予算額	決算額
1	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	後期高齢者長寿健診事業	125,751,000	123,553,756
2	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	後期高齢者保健事業	86,406,000	83,527,859
3	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	敬老パス交付事業	317,662,000	306,558,781
4	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	敬老祝事業	82,875,000	79,407,568
5	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	愛のふれあい会食事業	36,664,000	31,703,173
6	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	老人クラブ補助金交付事業	31,212,000	29,708,840
7	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	すこやか入浴事業	148,693,000	139,085,130
8	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	高齢者福祉センター等管理運営事業	325,029,000	324,496,850
9	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	紙おむつ等助成事業	410,358,000	399,167,400
10	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	老人介護手当支給事業	166,567,000	161,103,433
11	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業	78,868,000	74,921,744
12	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	心をつなぐ訪問給食事業	259,935,000	244,030,163
13	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿あんしん課	介護予防・生活支援サービス事業(訪問型・通所型サービス他)	1,567,934,000	1,540,808,385
14	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿あんしん課	地域包括支援センター運営事業	653,148,000	645,073,486
15	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿あんしん課	介護老人福祉施設等整備費補助事業	434,788,000	385,156,000
16	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿あんしん課	軽費老人ホーム(ケアハウス)事務費補助事業	339,891,000	335,292,819
17	健康福祉局	すこやか長寿部	長寿あんしん課	老人措置費（養護老人ホームへの入所措置）	237,657,000	233,962,177
18	健康福祉局	すこやか長寿部	介護保険課	介護保険制度①居宅（介護予防）サービス等	19,129,890,000	18,963,579,137
19	健康福祉局	すこやか長寿部	介護保険課	介護保険制度②施設サービス	14,249,802,000	14,063,323,548
20	健康福祉局	すこやか長寿部	介護保険課	介護保険制度③地域密着型（介護予防）サービス	13,532,998,000	13,373,428,528
21	健康福祉局	すこやか長寿部	介護保険課	介護保険制度④サービス費等の支給	3,092,905,000	3,043,994,149
22	健康福祉局	すこやか長寿部	介護保険課	介護認定調査事業	237,762,000	235,180,000
23	健康福祉局	谷山福祉部	喜入保健福祉課	鹿児島市立喜入園（養護老人ホーム）	190,505,000	176,227,887

（注）番号 9、10、11、12、17 は谷山福祉部福祉課分を含む。

番号	1
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	後期高齢者長寿健診事業
監査日	令和 3 年 8 月 10 日
監査事項	1.後期高齢者医療被保険者を対象に糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病等を早期発見するために、対象者に長寿健康診査受診券を郵送(いきいき受診券に同封)し、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査などの長寿健康診査を行う事業であるが、その予算執行、決算の検証。 予算額 125,751,000 円　決算額 123,553,756 円
監査手続	1.特定健康診査・特定保健指導等の費用の支払に関する業務及びデータ管理委託業務の、予算額、執行予定額及び決算額について、委託団体である鹿児島県国民健康保険団体連合会との委託内容、予算執行伺書、請求額内訳書、健康診査実施要領及び令和 2 年度決算事業説明資料につき検証した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	2
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	後期高齢者保健事業
監査日	令和 3 年 8 月 10 日
監査事項	1.後期高齢者医療被保険者の健康増進と疾病予防のために、①はり・きゅう施設利用、②人間ドック利用及び脳ドック利用に対する補助を行う事業であり、①はり・きゅう施設利用補助の対象者は、本市の後期高齢者医療被保険者で納期到来分の後期高齢者医療保険料を完納しており、本市が行う長寿健康診査を受診している方で、補助額は、1 回につき 1,100 円(年間最大 60 回まで)、②人間ドック・脳ドック利用補助の対象者は、本市の後期高齢者医療被保険者で納期到来分の後期高齢者医療保険料を完納している方(前年度受診者などを除く)で、補助額は検査費用の半額(上限 2 万円で消費税は自己負担)である。 予算額 86,406,000 円　決算額 83,527,859 円 その予算執行、決算の検証を行った。
監査手続	1.後期高齢者保健事業の予算額及び決算額につき、鹿児島市後期高齢者医療はり・きゅう施術に関する協定書の内容を検討し、はり・きゅう補助金支給台帳(施術者担当者別明細)、人間ドック・脳ドック利用補助申込者一覧及び令和 2 年度決算事業説明資料と突合した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	3
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	敬老パス交付事業
監査日	令和 3 年 8 月 10 日
監査事項	1.高齢者に敬老の意を表するとともに、生きがいに満ちた日々を過ごしていただくよう、本市域内の市電・バス、桜島フェリー及び「あいばす」の全区間を正規運賃の 3 分の 1(10 円未満切り捨て)の自己負担で利用できる敬老パスを交付する事業であり、対象者は本市に居住し、住民登録を有する 70 歳以上の者であり、その予算執行、決算の検証。 予算額 317,662,000 円　決算額 306,558,781 円
監査手続	1.①敬老パス及び友愛パスに係る IC 共通乗車カードシステム利用に関する協定書、②敬老パス及び友愛パスに関する協定書、③敬老パス IC カードシステムハードウェアの賃貸借各別明細表、④覚書、⑤予算執行伺書、⑥支出負担行為書、⑦歳出予算要求書、⑧敬老パスに係る負担金支払い実績、⑨決算事業説明資料について検証した。なお①②及び④は、鹿児島市と鹿児島市交通局、いわさきコーポレーション㈱、南国交通㈱、及び JR 九州バス㈱との間で交わされているが、これらの資料、令和 2 年度決算事業説明資料を閲覧し、その適正性を検証した。 2.事業費の主な内容は、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金である。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	4
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	敬老祝事業
監査日	令和 3 年 8 月 10 日
監査事項	1.永年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して祝金等を支給する事業である。 敬老祝金対象者は、①9 月 30 日現在において満 88 歳であって、9 月 1 日現在において本市に居住し、住民登録を有する者、及び②満 100 歳の誕生日に本市に居住し、1 年以上住民登録を有する者であるが、その予算執行、決算の検証。 予算額 82,875,000 円　決算額 79,407,568 円
監査手続	1.歳出予算要求書、予算執行伺書、支出命令書及び令和 2 年度決算事業説明資料の内容検討、各資料間の突合、整合性を検証した。 2.この事業の支出内訳は、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料である。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	5
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	愛のふれあい会食事業
監査日	令和 3 年 8 月 10 日
監査事項	1.高齢者とボランティアとの会食を通じ、孤独感の解消、生きがいづくりの促進を図る事業であり、対象者は 65 歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者である。その予算執行、決算の検証。 予算額 36,664,000 円　決算額 31,703,173 円
監査手続	1.歳出予算要求書、愛のふれあい会食実績、支出命令書、予算執行伺書、鹿児島市愛のふれあい会食事業委託契約書及び令和 2 年度決算事業説明資料の内容を検討し、各資料間の突合を行った。 2.なお、決算額の内訳は、需用費、委託料及び備品購入費であり、委託料が殆どを占めている。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	6
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	老人クラブ補助金交付事業
監査日	令和 3 年 8 月 10 日
監査事項	1.老人クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位老人クラブ及び市老人クラブ連合会に対し、助成を行う事業であり、運営補助は、1 クラブあたり年額(会員数別) 50 人未満のクラブ　　56,400 円 50 人から 99 人のクラブ　66,000 円 100 人以上のクラブ　　78,000 円である。 その予算執行、決算の検証。 予算額 31,212,000 円　決算額 29,708,840 円
監査手続	1.歳出予算要求書、単位老人クラブ数調書、支出命令書、単位老人クラブ育成事業補助金の精算について、補助金等交付決定通知書、補助金等確定通知書及び精算命令書、予算額決算額資料を基に、その適正性を検証した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	7
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	すこやか入浴事業
監査日	令和 3 年 8 月 10 日
監査事項	1.高齢者に敬老の意を表するとともに、健康増進と生きがいづくりの促進のため、鹿児島市域の公衆浴場等を 100 円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する事業であり、対象者は、本市に居住し、住民登録を有する 70 歳以上の者である。 その予算執行、決算の検証。 予算額 148,693,000 円　決算額 139,085,130 円
監査手続	1.歳出予算要求書、すこやか入浴事業(扶助費歳出根拠)、支出命令書、予算執行伺書、すこやか入浴利用回数及び扶助費、すこやか入浴証に係る入浴料内訳書及び令和 2 年度決算事業説明資料の内容を検討し、各資料間の整合性、適正性を検証した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	8
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	高齢者福祉センター等管理運営事業
監査日	令和３年８月６日
監査事項	1.高齢者相互のふれあいと交流を図り、生きがいと健康づくりを支援する高齢者福祉センター等のうち、①高齢者福祉センターの管理を指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に、②喜入老人憩の家の管理を株式会社南和産業に、③すこやかランド石坂の里の管理を公益社団法人鹿児島市シルバー人材センターに行わせる事業であるが、その予算執行、決算の検証。 予算額 325,029,000 円　決算額 324,496,850 円
監査手続	1.①鹿児島市高齢者福祉センター与次郎等の管理等に関する変更協定書及び予算執行伺書、 鹿児島市高齢者福祉センター与次郎等の管理運営に係る予算執行について、鹿児島市高齢者福祉センター与次郎等の管理等に関する年度協定書及び予算執行伺書 ②鹿児島市喜入老人憩の家の管理等に関する年度協定書 ③鹿児島すこやかランド石坂の里の管理運営に係る予算執行について、鹿児島すこやかランド石坂の里の管理に関する年度協定書、 鹿児島すこやかランド石坂の里の管理に関する基本協定書 ④予算額決算額資料を閲覧し、その適正性を検証した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	9
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	紙おむつ等助成事業
監査日	令和 3 年 8 月 6 日
監査事項	1.紙おむつ等を使用している高齢者に対し、現物支給又は購入費用の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上を図るとともに、経済的負担の軽減を図る事業であり、対象者は、在宅又は病院で紙おむつ等を使用している 65 歳以上の高齢者で住民税非課税世帯の者(介護保険施設利用者、生活保護受給者は除く)である。 助成内容は、①在宅者のうち、要介護 4・5 の者に対しては、年額 10 万円相当の紙おむつ等を支給し、その他の者に対しては、年額 5 万円相当の紙おむつ等を支給し、②入院している者に対しては、月額 4 千円を限度として現金を助成する。 その予算執行、決算の検証。 予算額 410,358,000 円　決算額 399,167,400 円
監査手続	1.鹿児島市紙おむつ等助成事業実施要綱、商品カタログ、紙おむつ等助成事業助成受給資格認定申請書、資格記録照会、支出命令書、紙おむつ等助成事業業務実績報告について、紙おむつ等助成受給資格認定通知書、紙おむつ等助成事業助成受給資格認定申請書、紙おむつ等購入費助成金支給申請書及び紙おむつ等支給申請台帳の内容を検討し、いくつかを抽出し、その適正性を検証した。また予算額決算額資料の内容を検討した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	10
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	老人介護手当支給事業
監査日	令和３年８月６日
監査事項	1.在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る事業であり、対象者は本市に１年以上住所を有する者で、寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で６か月以上介護している者である。 その予算執行、決算の検証。 予算額 166,567,000 円　決算額 161,103,433 円
監査手続	1.鹿児島市老人介護手当支給条例、鹿児島市老人介護手当支給条例施行規則、老人介護手当の支給可否決定及び支給について(谷山福祉部管轄以外分)、老人介護手当支給台帳(決定)、介護手当申請件数等、鹿児島市老人介護手当支給申請書、支出命令書及び口座振込済領収書の内容を検討し、いくつかを抽出し、その適正性を検証した。また予算額決算額資料の内容を検討した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	11
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業
監査日	令和３年８月６日
監査事項	1.ひとり暮らし高齢者等の世帯で、急病などの緊急時にボタンを押したときや見守りセンサーが異常を感知したときに、警備員が駆けつける通報システムを設置する事業であり、対象者は①65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱のため、日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯②65歳以上の高齢者のみの世帯で、同居する１人が重度の要介護状態にある世帯及び③80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯である。 その予算執行、決算の検証。 予算額78,868,000円　決算額74,921,744円
監査手続	1.鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業実施要綱、ひとり暮らし高齢者・障害者等安心通報システムパンフレット、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム業務委託契約書、支出命令書、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム業務実績報告書、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用申請書、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用決定通知書、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置依頼の内容を検討し、いくつかを抽出し、その適正性を検証した。また予算額決算額資料の内容を検討した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	12
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿支援課
事業名	心をつなぐ訪問給食事業
監査日	令和 3 年 8 月 6 日
監査事項	1.ひとり暮らし高齢者等に計画的に配食を提供し安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者たちとのふれあいを通じて、自立意欲を促進する事業であり、対象者は定期的に安否確認を必要とする 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者で、食生活の手助けを必要とする者(高齢者のみの世帯で、世帯全員が要支援以上の世帯などを含む)である。 配食回数は①要支援 2 以上の者は昼食週 6 回以内、夕食週 6 回(昼食を 6 回受ける者等)②要支援 1 以下の者は昼食週 3 回以内、利用料は、昼・夕食とも 1 食 400 円(住民税非課税世帯に属する者及び生活保護受給者は 1 食 200 円)である。 その予算執行、決算の検証。 予算額 259,935,000 円　決算額 244,030,163 円
監査手続	1.予算執行伺書、心をつなぐ訪問給食事業の契約相手方中の最高予定額について、心をつなぐ訪問給食事業委託について、鹿児島市心をつなぐ訪問給食事業業務委託契約書、心をつなぐ訪問給食事業実績及び令和 2 年度決算事業説明資料の内容を検討し、各資料の適正性を検証した。
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	13
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿あんしん課
事業名	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス他）
監査日	令和３年８月４日
監査事項	1.介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス他）に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 1,567,934,000 円　決算額 1,540,808,385 円
監査手続	1.令和２年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	14
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿あんしん課
事業名	地域包括支援センター運営事業
監査日	令和３年８月４日
監査事項	1.地域包括支援センター運営事業に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 653,148,000 円　決算額 645,073,486 円
監査手続	1.令和２年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.社会福祉法人高齢者介護予防協会かごしまとの契約内容、選定された経緯、長期間に渡る契約の妥当性等について内部資料を閲覧 4.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 5.集計資料の計算チェック
監査結果	1.地域包括支援センターは、介護保険法に定める指定介護予防支援事業を行うこととされており、当該業務は鹿児島市で指定介護予防支援事業所の指定を受けた唯一の法人である上記法人のみが行うことができる。なお、毎期決算書の提出を求める等一定の監視が行われている。 2.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	15
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿あんしん課
事業名	介護老人福祉施設等整備費補助事業
監査日	令和 3 年 8 月 4 日
監査事項	1.介護老人福祉施設等整備費補助事業に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。また、令和 2 年度における課税事業者に対する補助金の消費税返還請求手続きについて所定の手続きに沿って処理されているか、計算が正しいかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 434,788,000 円　決算額 385,156,000 円
監査手続	1.令和 2 年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	16
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿あんしん課
事業名	軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業
監査日	令和３年８月４日
監査事項	1.軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 339,891,000 円　決算額 335,292,819 円
監査手続	1.令和２年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	17
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　長寿あんしん課
事業名	老人措置費（養護老人ホームへの入所措置）
監査日	令和 3 年 8 月 4 日
監査事項	1.老人措置費（養護老人ホームへの入所措置）に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 237,657,000 円　決算額 233,962,177 円
監査手続	1.令和 2 年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	18
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　介護保険課
事業名	介護保険制度①居宅（介護予防）サービス等
監査日	令和 3 年 8 月 3 日
監査事項	1.介護保険制度①居宅（介護予防）サービス等に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 19,129,890,000 円　決算額 18,963,579,137 円
監査手続	1.令和 2 年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	19
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　介護保険課
事業名	介護保険制度②施設サービス
監査日	令和 3 年 8 月 3 日
監査事項	1 介護保険制度②施設サービスに関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 14,249,802,000 円　決算額 14,063,323,548 円
監査手続	1.令和 2 年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	20
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　介護保険課
事業名	介護保険制度③地域密着型（介護予防）サービス
監査日	令和 3 年 8 月 3 日
監査事項	1.介護保険制度③地域密着型（介護予防）サービスに関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 13,532,998,000 円　決算額 13,373,428,528 円
監査手続	1.令和 2 年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	21
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　介護保険課
事業名	介護保険制度④サービス費等の支給
監査日	令和３年８月３日
監査事項	1.介護保険制度④サービス費等の支給に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 3,092,905,000 円　決算額 3,043,994,149 円
監査手続	1.令和２年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	22
部署	健康福祉局　すこやか長寿部　介護保険課
事業名	介護認定調査事業
監査日	令和 3 年 8 月 3 日
監査事項	1.介護認定調査事業に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 237,762,000 円　決算額 235,180,000 円
監査手続	1.令和 2 年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

番号	23
部署	健康福祉局　谷山福祉部　喜入保健福祉課
事業名	鹿児島市立喜入園（養護老人ホーム）
監査日	令和 3 年 8 月 18 日
監査事項	1.鹿児島市立喜入園（養護老人ホーム）に関して、支出が正確に処理され計上されているかを確認。 その予算執行、決算の検証。 予算額 190,505,000 円　決算額 176,227,887 円
監査手続	1.令和 2 年度歳出決算調書等を閲覧 2.監査対象とした各事業について、所定の手続に従って処理されていることについて資料等を確認 3.監査対象とした各事業について決算調書の支出済額の金額と支出命令書等を照合 4.集計資料の計算チェック
監査結果	1.監査した範囲においては、正しく処理されていた。

2　業務監査

（1）敬老パス交付事業について

ア　事業の目的

高齢者に敬老の意を表するとともに、高齢者が生きがいに満ちた日々を過ごすことができるよう本市域内の電車・バス・桜島フェリー及び「あいばす」の全区域を正規運賃の 3 分の 1（10 円未満切り捨て）の自己負担で利用できる敬老パスを交付する。

イ　対象者

本市に居住し、住民登録している 70 歳以上の者

ウ　事業内容

①　利用開始　70 歳の誕生日の 2 週間前から交付（利用は誕生日から）

②　利用対象交通機関　市営の電車・バス、民営のいわさきコーポレーション・南国交通・ＪＲ九州のバス、桜島フェリー

③　通用区間　鹿児島市域内及びあいばすの全区間

エ　実施状況　（単位：人）

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
敬老パス交付人数	88,704	92,907	97,536	101,749	104,905

オ　費用の負担

本市は上記の各交通事業者及び船舶事業者との間で敬老パスに関する協定書を締結しており、市電、バス及びフェリーの利用料金について、利用者、本市、事業者が 3 分の 1 ずつ負担することになっている。また、利用者が敬老パスを利用する場合は市電等の乗降時に読取機に触れる必要があるため（交通事業者が運用するＩＣカードシステムを経由する必要がある）、本市は各交通事業者との間でカードシステム利用に関する協定書を締結しており、利用者の乗車使用 1 件につき 2.5 円の負担金を本市が負担することになっている。

これらの負担金については、毎月各事業者が集計して本市に請求し、本市が精査したのち支払をしている。

【指摘 3】

鹿児島市敬老パス交付規則、鹿児島市敬老パス交付要綱によれば、生活保護受給者等は年間 5,000 円まで市電等の利用について負担を要しないこととされている。この生活保護受給者等が負担を免除されている分については本市が負担することとして、各事業者は毎月本市に請求をしているが、上記の協定書には生活保護受給者等の負担が免除されている分について明確な記載はない。協定書の改訂が必要である。

（2）敬老祝事業について

ア　事業の目的

永年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さ

らなる長寿を祈念して祝金等を支給する。

イ　対象者及び支給額

①敬老祝金

・9 月 30 日現在において満 88 歳であって、9 月 1 日現在において本市に居住し、住民登録を有する者　2 万円

・満 100 歳の誕生日に本市に居住し、1 年以上住民登録を有する者　5 万円

②長寿者祝金

9 月 1 日現在において本市に居住し、1 年以上住民登録を有する者で、満 100 歳を超える男性及び女性それぞれの最高齢者　10 万円

ウ　実施状況（支給者数）

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
敬老祝金(88 歳)	2,700 人	2,787 人	2,872 人	2,915 人	3,117 人
敬老祝金(100 歳)及び長寿祝金	170 人	163 人	209 人	175 人	220 人

エ　鹿児島市の高齢者の状況

年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
総人口	605,846 人	599,814 人	595,319 人
65 歳以上	127,446 人	145,300 人	159,917 人
高齢化率	21.2%	24.8%	27.5%

オ　支給内容の見直し

①敬老祝金(88 歳)　平成 29 年度に、それまでの 3 万円から 2 万円に変更された。

②記念品　平成 28 年度まで 88 歳以上に支給していたが、平成 29 年度から廃止された。

③祝状　88 歳には令和 2 年度まではA3 サイズのものを額縁に入れて渡していたが、令和 3 年度からはA4 サイズのものをお祝状ホルダーに入れて渡すということになった。

100 歳には令和 3 年 8 月まではB3 サイズのものを額縁に入れて渡していたが、同年 9 月からはA4 サイズのものをお祝状ホルダーに入れて渡すということになった。

カ　支給方法の見直し

令和元年度までは市職員と民生委員が対象者を訪問し直接手渡していたが、令和 2 年度は主に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、施設等に入所している対象者には祝金は口座振込、祝状は郵送するということになった。令和 3 年度からは、全ての対象者について、祝金は口座振込、祝状は郵送するということになった。

【意見 4】

敬老祝事業において、支給内容及び支給方法については近時見直しが行われたところではあるが、今後も本市の高齢化は着実に進んでいくと予想されることから、このような状況における支給内容及び支給方法の妥当性については特に財政面の影響を勘案して随時再検討を行っていただきたい。

（3）高齢者福祉バス運行事業について

ア　事業の目的

老人クラブを始めとする高齢者の団体が行う施設等の見学、教養向上のための研修等のために高齢者福祉バスを運行する。

イ　対象者

単位老人クラブの会員、60 歳以上の高齢者(ゆうかり号 20 人以上、つわぶき号・いぬまき号 10 人以上)を含む団体

ウ　事業内容

①　高齢者福祉バス　3 台(民間事業者に車両管理業務委託)
②　運行範囲　県内(離島を除く)
③　運行時間　9 時 30 分～16 時 30 分
④　利用日　毎日(年末年始、点検整備日を除く)

エ　実施状況

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用団体数(団体)	806	785	783	664	249
利用者数(人)	16,721	16,506	16,907	14,612	4,140

オ　委託料

利用者の高齢者福祉バスの利用は無料であり、本市がバスの車両管理に係る委託料を民間事業者に支払っている。3 台の高齢者福祉バスそれぞれについて、民間事業者との間で業務委託契約を締結しており、本市が支払う委託料は、①運行 1 日あたりの運行単価×運行日数、②1 月あたりの管理料、③定期点検料、修繕料、自動車重量税、保険料等の実費である。

カ　管理業務委託契約書

【指摘 4】

高齢者福祉バス運行事業において、管理業務委託契約書第 10 条では、受注者である民間事業者は、事務所内に発注者である本市が運行管理をするための事務スペースを確保するものとされているが、本年度は本事業を実施するにあたって、本市担当者が受注者の事務所に赴いて運行管理をすることはなかった。同条の記載は本事業の実態に合わない記載となっている。

【意見 5】

高齢者福祉バス運行事業において、管理業務委託契約書第 31 条では、受注者である民間事業者は、対人賠償保険、対物賠償保険についてはそれぞれ無制限、搭乗者傷害保険については 1,000 万円以上の任意保険への加入が義務付けられている。

もっとも、任意保険の保険証の写しの提出までは契約書上、受注者は求められていない。高齢者福祉バスは本市が民間事業者に無償で貸し付けているものであり、バスの所有者は本市である。事故発生時の損害賠償責任に対する備えを万全にするためにも、保険証の写しの提出を契約書に記載することも検討されるべきである。

（4）愛のふれあい会食事業について

ア　事業の目的

家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消、生きがいづくりの促進を図るため、高齢者とボランティア等が行う会食に、調理した給食を届ける。

イ　対象者

①65 歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者

②会食サービスを実施するボランティア団体

ウ　事業内容

①実施条件

・実施回数　年 12 回以上

・参加人数　1 団体 1 回当たりおおむね 10 人以上 50 人以下

②利用料金　1 食当たりの個人負担 200 円

③委託先　従前は、「営利を目的とせず日常的に高齢者への食事の提供を行っている社会福祉法人、医療法人、ＮＰＯ法人その他の法人」に委託していたところ、調理員の確保が困難になってきていることなどから受託を辞める社会福祉法人などが複数出て食数の確保が困難となったことをきっかけに、令和 2 年度からは、「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条に規定する許可を受け、日常的に高齢者へ食事の提供を行っている事業者」にも委託するようになった。

エ　実施状況

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用団体数	376 団体	379 団体	383 団体	383 団体	388 団体
利用者数	127,829 人	126,656 人	126,541 人	112,487 人	62,033 人

（5）すこやか長寿まつり開催事業について

ア　事業の目的

高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして、「すこやか長寿まつり」を開催する。

イ　委託業者との契約

すこやか長寿まつりの運営等に関して、民間業者の企画提案を募集し、応募のあった業者の中から選定した業者とすこやか長寿まつり運営等業務委託契約を締結し、契約書、仕様書に基づいてすこやか長寿まつりが実施されている。また、同契約に際しては、委託業者にすこやか長寿まつりに関するポスター制作、印刷、広報も委託している。

ウ　令和２年度の実施状況（令和２年度は第９回目のすこやか長寿まつり）

イベント内容	会場	実施日	参加人数等
ねんりんステージ	宝山ホール	9/27	来場者 409 名
ゲートボール大会	鹿児島ふれあいスポーツランド	9/23	17 チーム(79 名)
グラウンド・ゴルフ大会	かごしま健康の森公園	9/29~10/1	244 チーム(1,220 名)
高齢者作品展	イオン鹿児島鴨池店	9/10~15	767 名、412 作品
ウォークラリー大会	天文館公園拠点	10/17	34 チーム(116 名)

令和元年度、平成 30 年度のすこやか長寿まつりについては、上記イベントに加え、ソフトテニス大会を開催している。

また、すこやか長寿まつり実施後、委託業者から実績報告書が提出されており、参加者に実施したアンケートも添付されている。アンケートでは参加者の各イベントに対する高評価の声が多く、本事業の意義が大きいものと感じられた。

（６）福祉読本作成事業について

ア　事業の目的

21 世紀を支える世代となる小学校児童に、高齢者及び障害者の現状・課題等について、正しい理解と認識を深めてもらい、福祉の心を育むため、「福祉読本」を作成する。

平成 23 年度から事業の見直しを行い、小学校高学年の読本のみの配布としている。

イ　実施状況　（単位：部）

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
小学校高学年用	6,200	6,000	6,400	6,250	6,400

ウ　配布読本の内容

令和３年度の福祉読本「ふれあい」のページ数は 31 ページで、高齢者及び障害者の生活、高齢化社会の現状を紹介しつつ、本市の取組み、私たち一般市民が高齢者及び障害者に対してできることを解説するものとなっており、対象は小学校高学年であるが、大人が読んでも高齢者福祉、障害者福祉の理解に役立つ内容となっている。

３年に１回、鹿児島市教育委員会の推薦により市長が委嘱した編集委員による編集委員会が開かれ、内容の改訂が検討されるほか、読本内の資料記載の数字については毎年直近の数字に更新がされている。

エ　小学校に対するアンケートについて

例年７月に各小学校に配布し、その際、各学校に福祉読本の活用状況についてのアン

ケートを実施している。令和3年度については、11月末時点で80校中38校から回答がされており、そのうち、教材としての使用状況に対する回答は、6年生が13校、5年生が5校、6・5年生併用が7校、その他が2校、不使用が11校であった。また、福祉読本の必要性に対する回答は、必要が19校、なくてもよいが0校、どちらともいえないが19校であった。意見・要望等としては、読本の配布に感謝の声があるほかに、年度初めの配布であれば活用がしやすいという意見が散見された。

【意見6】
福祉読本の内容は良いものとなっているため、できるだけ小学生に活用されることが望ましい。小学生の学習カリキュラムとの関係で、いつの時期に配布するのがよいのか、関係機関とも連携のうえで検討することが必要である。

（7）老人クラブ補助金交付事業について

ア　事業の目的

老人クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位老人クラブ及び市老人クラブ連合会に対し助成する(なお、令和3年4月より老人クラブは高齢者クラブに名称変更)。

イ　事業内容

①単位老人クラブ

育成事業補助金	会員50人未満	年額56,400円
	会員50～100人未満	年額66,000円
	会員100人以上	年額78,000円
	※新規設立クラブは、1クラブ当たり10,000円を加算	
交流研修助成事業補助金	大型バス借り上げ料の3/4(73,000円以内) マイクロバス借り上げ料の3/4(54,000円以内)	

②市老人クラブ連合会

助成事業補助金	会員1人当たり80円×会員数 市老連補助　216,000円
育成事業補助金	1,000円×老人クラブ数×活動月数 事務局運営助成　年額1,000,000円
市老人クラブ連合会スポーツ大会事業補助金	年額350,000円
単位老人クラブ幹部育成事業補助金	年額500,000円
単位老人クラブ新人役員研修事業補助金	年額100,000円
老人クラブ地区交流研修会事業補助金	年額25,000円×8地区
老人福祉演芸大会等事業補助金	年額400,000円
老人クラブ組織強化事業補助金	2,465,000円(令和2年度)

【意見 7】

鹿児島市老人クラブ補助金交付要綱によれば、老人クラブ組織強化事業補助金の対象経費は、活動推進員の設置及びその活動に要する報酬、共済費、需用費、役務費とされている。

令和 2 年度は、鹿児島市老人クラブ連合会の申請により、本市から活動推進員に係る経費として、合計 2,465,000 円の補助金が交付されている。

事業実施後、鹿児島市老人クラブ連合会から実績報告書が提出されており、添付されている資料を検討すると、同事業の決算書では、令和 2 年度の支出として、活動推進員に対する報酬とは別に、活動推進員に要した法定福利費として社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金)が計上されている。活動推進員に対する報酬支払明細書によると、活動推進員に対しては、健康保険料と厚生年金保険料は毎月の基本報酬額に含まれるものとして補助金の交付をしているところ、当該支給は、所謂社会保険料の被保険者負担分であり、一方、市老人クラブ連合会は補助金として申請し、本市から補助金の交付を受けているところ、当該支給は所謂社会保険料の事業主負担分に該当するとのことである。令和 2 年度は、健康保険料と厚生年金保険料が本市から市老人クラブ連合会に合計額 259,440 円が支給されているが、上記各支給が二重支払との誤解を招かないように上記実績報告書の記載方法について工夫を検討されたい。

ウ　実施状況

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
単位老人クラブ助成(円)	20,515,800	20,621,000	20,387,000	20,058,200	19,465,600
老人クラブ連合会助成(円)	7,984,640	8,026,160	8,031,520	7,884,961	7,778,240
単位老人クラブ数(クラブ)	324	323	324	320	313
老人クラブ会員数(人)	17,888	17,660	17,391	17,079	16,577

（8）高齢者健康づくり・生きがいづくり活動支援事業について

ア　事業の目的

健康づくり活動や生きがいづくり活動に要する経費の一部を助成し、高齢者の健康増進、生きがいづくりを促進する。

イ　助成の対象、助成額

鹿児島市高齢者健康づくり・生きがいづくり活動支援事業補助金交付要綱により、助成の対象は①単位老人クラブで、会員が 20 人以上または会員の 2 分の 1 以上が参加するもの、あるいは②構成員の 3 分の 2 以上が 60 歳以上の団体で、60 歳以上の者が 20 人以上参加するものとされている。

また、同要綱により、助成額は、交付対象活動 1 活動につき 30,000 円を限度としている。交付対象活動は、健康づくり活動(例として介護教室、健康体操教室、スポーツ教室)と生きがいづくり活動(例として教養講座、創作活動)に分かれる。

ウ　事務手続の概要

①申請団体から申請書受付、②審査後、決定通知書を申請団体に送付、③事業実施後、実績報告受付、④審査後、確定通知書を申請団体に送付、⑤補助金の交付

③実績報告では、実績報告書以外に、収支計算書、参加者名簿、領収証、写真も提出される。

エ　助成状況

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件数(件)	10	10	15	15	3

令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により、申請件数が大きく減少したものと思われる。助成の対象となった活動は、①ペタンクによる健康教室（ペタンクとはフランス発祥の球技)、②生きがいづくり郷土史教養講座、③廃油で出来る石鹸作りであった。

（9）高齢者ゲートボール場等管理事業について

ア　事業の目的

高齢者の健康と仲間づくり、地域社会への連帯意識の高揚を図るため、ゲートボール場、レジャー農園、グラウンド・ゴルフ場を管理する。

イ　対象　単位老人クラブ

ウ　管理状況　（単位:か所)

年　度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ゲートボール場	市有地	8	8	7	6	5
	民有地	22	22	20	18	14
レジャー農園	市有地	8	7	7	7	6
	民有地	5	5	5	5	5
グラウンド・ゴルフ場	市有地	1	1	1	1	1
	民有地	7	7	7	8	8
	国有地	1	1	1	1	1

エ　土地使用貸借契約

市長は、ゲートボール場等を設置する土地が市有地である場合を除き、当該土地の所有者と土地使用貸借契約を締結する。契約書には貸借期間に関して自動更新の条項が設けられている。土地所有者の転居や死亡による相続の発生等土地所有者の事情変更については、土地所有者側から連絡を受けることはあるが、市の方からの定期的な連絡及び確認は行っていない。

【指摘 5】

高齢者ゲートボール場等管理事業について、土地使用貸借契約書を確認したところ、契約書が存在しないゲートボール場等があった。

市の権利義務を明確にしておくために、全てのゲートボール場等について契約書を作成すべきである。

【指摘 6】

高齢者ゲートボール場等管理事業において、最初の契約が古く、その後自動更新を繰り返しているというゲートボール場等の中には、契約書に連帯保証人の署名捺印がなされているものがあったが、同契約書には連帯保証に関する条項はなく、保証の内容が不明であった。

市の権利義務を明確にしておくために、古い契約については契約書の文言を見直し、必要があれば文言を修正した契約書を新たに作成し直すべきである。

【指摘 7】

高齢者ゲートボール場等管理事業において、最初の契約が古く、その後更新を繰り返しているというゲートボール場等の中には、契約書は最初の契約時点で作成されたものしかないというものがあったが、その後の土地所有者の事情変更について市が把握できていないと、賃貸人と連絡の必要が生じた場合にも直ちに連絡を取ることができないという事態が生じかねない。

市の権利義務を明確にしておくために、特に最初の契約が古いものについては、定期的に土地所有者に連絡をし事情変更の有無について確認をして、必要があれば、文言を修正した契約書や、新たな所有者との間での契約書を新たに作成し直すべきである。

(10) すこやか入浴事業について

ア　事業の目的

高齢者に対し敬老の意を表するとともに、健康増進と生きがいづくりを促進するため、すこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。

イ　対象者

本市に居住し、住民登録をしている 70 歳以上の者

ウ　事業内容

① 公衆浴場を 100 円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスの交付(家族風呂も利用可)

② 利用回数　1 人当たり年 30 回（ただし、年度中途の申請の場合は残期間に応じて利用回数が逓減する）

③ 利用可能施設　鹿児島県公衆浴場業生活衛生同業組合鹿児島市支部に加盟する公衆浴場

エ　実施状況

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付者数(人)	95,314	99,628	104,556	109,071	112,390
利用回数(回)	551,393	566,430	571,242	576,496	490,983

オ　費用の負担

本市は鹿児島県公衆浴場業生活衛生同業組合鹿児島市支部との間で協定書を締結し

ており、敬老パス利用者の公衆浴場の利用料金について、382 円を協定料金としている。このうち、利用者の負担額は 100 円であり、差額の 282 円は本市が負担することになっている。

この負担金については、毎月鹿児島県公衆浴場業生活衛生同業組合鹿児島市支部が加盟する公衆浴場業者ごとの利用回数を集計して本市に請求し、本市が精査したのち支払をしている。

【意見 8】

すこやか入浴事業は平成 6 年度から開始されているところ、上記の協定料金、利用者が 1 年間に負担額 100 円で公衆浴場を利用できる回数は、以下のとおり推移している。

まず、協定料金については、250 円→270 円(7 年度途中)→280 円(8 年度)→300 円(12 年度途中)→327 円(18 年度途中)→355 円(24 年度途中)→382 円(令和元年度途中)と増額されてきている。

また、利用者が公衆浴場を利用できる回数については、18 回（7 年度）→24 回(8 年度)→30 回(19 年度)となっており、回数も増加されてきている。

平成 18 年に制定された鹿児島市敬老パス交付規則の付則によれば、「当分の間」、利用者の負担額は 100 円とするとされているが、この間、利用の負担額は 100 円のまま据え置かれたままである。本事業は本市の負担金の額が年間 1 億円を超えるものであることを考慮すれば、協定料金、利用回数に応じて、利用者の負担額の見直しも検討されるべきである。

(11) 高齢者すこやか温泉講座開催事業について

ア　事業の目的

市内の公衆浴場において、温泉に関する講座及び健康講座を開催するとともに、入浴の機会を提供し、温泉がもたらす健康の効果を実感してもらうことにより、高齢者の外出を促し、生きがいづくり・健康づくりの促進を図るとともに、高齢者同士のふれあい交流を図ることを目的とする。

イ　対象者

本市に居住する 65 歳以上の者

ウ　実施状況

年　度	令和元年度	令和 2 年度
参加者数(人)	374	253
実施回数(回)	12	12

エ　費用負担

対象者の参加料は 200 円

本市は講座開催に関する委託料を事業者に支払う。委託料は基本委託料＋1 人あたりの委託料×参加人数で積算される。

本事業は令和元年度に始まったが、令和3年度は休止となった。

(12) 地域ふれあい交流助成事業について

ア　事業の目的

高齢者の生きがいづくりを促進し、幼稚園・保育園児、小学校児童及び中学校生徒の高齢社会への理解を促すため、地域におけるふれあい交流を深める事業を実施する団体(老人クラブ、あいご会、町内会等)に対して事業に要する費用の助成を行う。

イ　助成の対象、助成額

鹿児島市地域ふれあい交流事業補助金交付要綱により、助成の対象は①高齢者10人以上及び小中学生 5 人以上でふれあい事業を実施する老人クラブ、町内会、あいご会その他市長が適当と認めた団体、あるいは②幼稚園又は保育所において園児とふれあい事業を実施する高齢者を 5 人含む老人クラブ、町内会、あいご会その他市長が適当と認めた団体。ただし、幼稚園及び保育所は交付対象者とは認めない。

また、同要綱により、助成額は、交付対象経費の全額として、最初に交付を受けた年度から起算して3年目までの年度にあっては交付対象事業1事業につき 50,000 円、4年目以降の年度にあっては交付対象事業1事業につき 30,000 円を限度とする。

ウ　事務手続の概要

①申請団体から申請書受付、②審査後、決定通知書を申請団体に送付、③事業実施後、実績報告受付、④審査後、確定通知書を申請団体に送付、⑤補助金の交付

③の実績報告では、実績報告書以外に、収支計算書、参加者名簿、領収証、写真も提出される。

エ　助成状況

年　度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
助成団体数(団体)	208	185	188	158	31
助成事業数(件)	276	249	237	191	36

近年、助成団体数、助成事業数共に減少傾向がみられるところ、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により更に大きく減少した。申請団体から申請がされ、助成の決定がされたものの、事業実施直前になって、新型コロナウイルスの影響を考慮して、事業の実施を取り止めた場合が多く見受けられた。また、実施される事業はスポーツ・レクリエーション事業、創作活動事業、ボランティア事業、その他の事業に分類できるところ、令和 2 年度に実施された事業には様々なものがあったが、グラウンド・ゴルフ大会、地域における鬼火焚きが数として目立った。

(13) 高齢者福祉センター等管理運営事業について

ア　事業の目的

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する高齢者福祉センター、喜入老人憩の家、すこやかランド石坂の里の管理を指定管理者に行わせる。

イ　事業の内容

①高齢者福祉センター(7 施設：与次郎、東桜島、谷山、桜島、郡山、吉野、伊敷)

指定管理者：鹿児島市社会福祉協議会

②喜入老人憩の家

指定管理者：株式会社南和産業

③すこやかランド石坂の里

指定管理者：鹿児島市シルバー人材センター

ウ　指定管理者

いずれの施設についても、各指定管理者との間で施設の管理及び使用料の収納業務に関する 5 年間の基本協定書を締結するとともに、各年度の始まりにも年度協定書を締結している（すこやかランド石坂の里は収納業務無し)。年間の指定管理料については、指定管理者から予算を提出してもらい、本市が精査したうえで決定されている。

また、各指定管理者からは毎月業務報告書が提出されるとともに、各年度の事業報告書も提出されている。

施設の管理運営に係る経費は、人件費(正規雇用・パート等)、一般事務費(消耗品費・通信運搬費・賃借料等)、維持管理費(光熱水費・委託費・施設修繕料等)、公課費、役務費、一般管理費である。

エ　利用状況

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総利用者数	8 施設 489,907 人	9 施設 548,898 人	9 施設 532,732 人	9 施設 542,896 人	9 施設 463,868 人

(14) 元気高齢者活動支援事業について

ア　事業の目的

高齢者の能力を生かし、積極的な社会参加と生きがいづくりを支援するため、専門的な知識や技能を習得した高齢者を「元気高齢者」として登録し、老人クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。

イ　事業内容

①元気高齢者の登録及び紹介

②登録者によるミニ講習会及び発表会の開催

③元気高齢者の資質向上を図る研修会の開催

ウ　元気高齢者の紹介に関する事務手続の概要

①希望団体は、電話等で市に講師を希望する登録者及び希望日を連絡する。

②市は、当該登録者に確認をした上で、希望団体に当該登録者の連絡先を伝える。

③希望団体が当該登録者に連絡をして詳細を打ち合わせる。

【指摘 8】

元気高齢者活動支援事業実施要領では、本事業の運営は「社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に委託するものとする」となっているが、実際には市が事務手続を担っており、実施要領と実態が合っていない。

実施要領及び運営の実態を見直し、必要があれば実施要領を修正すべきである。

(15) 高齢者の元気応援協賛店登録事業について

ア　事業の目的

高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するとともに、高齢者を応援する社会の機運を高めるため、本市に居住する 70 歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行う民間のスポーツ施設等を、市が協賛店として登録し、支援する。

イ　事業の内容

①登録希望事業者は市に登録事業申込をする、②市は事業者の審査を行い、要件を満たした業者を協賛店として登録し、協賛店に登録証、掲示用シール、のぼり旗などを交付するほか、市のホームページやパンフレット(高齢者生きがい支援広報強化事業によるもの)に協賛店を掲載する、③利用者は敬老パス等を協賛店で掲示し、割引等の優待サービスを受ける。

ウ　実施状況

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
協賛店登録数(店舗)	45	55	55

登録されている協賛店は文化施設あるいはスポーツ施設である。

本事業の実施要領により、対象者への優待サービス提供に要する経費は協賛店の負担とし、本市は協賛店に対して経費の補填は行わないとされている。そのため、本事業に要する本市の経費は登録される協賛店への登録証、掲示用シール、のぼり旗等の作成費用である。令和元年度の決算額は 651,000 円、令和 2 年度の決算は 0 円となっているが、令和 2 年度は新たな登録証、掲示用シール、のぼり旗等の作成が必要なかったためである。

(16) 高齢者生きがい支援広報強化事業について

ア　事業の目的

高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを作成し、各施策のさらなる利用促進を図る。

イ　委託業者との契約

パンフレットのデザイン、制作等に関して、民間業者の企画提案を募集し、応募のあった業者から選定した業者とパンフレットデザイン制作等業務委託契約を締結し、契約書、仕様書に基づいてパンフレットが制作されている。

ウ　配布状況

令和 2 年度は当初 4 万 5,000 部を作成し、公共施設、福祉施設等に配布したが、年度

末に不足が生じ、追加で 3,000 部を発注した。

エ　パンフレットの内容

令和 2 年度のパンフレット「イキイキ！シニアライフ応援ＢＯＯＫ」は、ページ数 16 ページ、全ページカラーであり、本市の高齢者福祉に関する事業、サービスについて掲載されている。具体的には、①敬老パス交付事業、②すこやか入浴事業、③高齢者福祉バス運行事業、④愛のふれあい会食事業、⑤高齢者の元気応援協賛店登録事業、⑥元気高齢者活動支援事業、⑦セーフコミュニティ対策事業、⑧高齢者福祉センター、すこやかランド石坂の里、喜入老人憩の家、⑨老人クラブ活動について掲載されている。

(17) 高齢者福祉相談員設置事業について

ア　事業の目的

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。

イ　高齢者福祉相談員について

令和 2 年度の相談員数は 2 名。会計年度任用職員(地方公務員法第 22 条の 2)で本市の健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課に所属している。経歴としては、いずれも市役所の退職者で高齢者福祉に造詣が深い者である。

相談員に対しては、本市から勤務条件等通知書が交付されており、それによれば相談員の業務内容は緊急通報システム設置者・福祉電話設置者に対するコールサービス、来庁高齢者への相談業務とされている。緊急通報システム設置者に対するコールサービスとは、(25)ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業の利用対象者への安否確認の電話、福祉電話設置者に対するコールサービスとは(18)高齢者福祉電話設置事業の貸与対象者への安否確認の電話のことである。

ウ　実施状況　　(単位：件)

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談・安否確認等件数	24,241	25,069	24,516	24,060	23,698

令和 2 年度の高齢者福祉相談員日誌等を確認すると、1 か月あたり約 2,000 件の上記の安否確認の電話と 1 か月あたり 30 件から 60 件の高齢者からの各種相談に応じている。緊急通報システムの設置台数が約 1,400 件、福祉電話の設置台数が約 70 件であり、安否確認の電話の発信時に対象者が不在の場合には、再度電話を掛ける等しているため、1 か月あたり約 2,000 件の発信件数になっている。

高齢者からの相談内容は、福祉相談をはじめ多岐にわたっており、また来庁した高齢者からは近況報告も受けている。相談員がひとり暮らし高齢者等の話し相手を務めることに意義があることが窺えた。

【意見 9】

(18)高齢者福祉電話設置事業、(25)ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業には、それぞれ実施要綱が定められているが、上記(25)においては、事業の対象となっている高齢者に対して相談員による安否確認の電話がされることは規定されていない。(18)高齢者福祉電話設置事業の鹿児島市高齢者福祉電話貸与要綱の第 1 条の目的に、「関係機関等の協力を得て電話による安否の確認を行い」とある。高齢者福祉相談員による安否確認の電話がされることについて、要綱に規定することを検討されたい。

(18) 高齢者福祉電話設置事業について

ア　事業の目的

本市に居住するひとり暮らしの高齢者等に対して福祉電話を貸与することにより、ひとり暮らしの高齢者等の生命の安全を図り、併せて孤独感を和らげるとともに、関係機関等の協力を得て電話による安否確認を行い、各種の相談に応じる。

イ　対象者

本市に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者で、以下の①～④に該当する世帯に属するもの。

①　ひとり暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で 1 人が病弱なため、寝たきりの状態若しくは緊急な事態において生命の安全の確保が懸念される者のいる世帯

②　現に電話が設置されていない世帯

③　定期的な安否の確認が必要と認められる高齢者がいる世帯

④　住民税の非課税世帯

ウ　実施状況

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置台数(台)	16	24	16	18	13

令和 2 年度末の稼働数は、75 台である。

エ　事務手続の概要

①福祉電話の貸与を受けようとする者による申請、②実態調査のうえで貸与の可否を決定し、決定通知書又は却下通知書を送付、③(貸与対象者について)電話の設置工事、④福祉電話の使用開始

オ　費用負担

福祉電話の電話番号は本市の保有する休止番号を復活させて、対象者に割り当てるものであり、対象者は本市との間で福祉電話についての使用貸借契約を締結しなければならない。使用貸借契約書では、費用の負担に関する取り決めがされており、福祉電話の貸与は無償としたうえで、福祉電話の設置工事費、回線使用料、配線使用料、機器使用料は本市の負担、通話料金、移転料、修繕料、福祉電話の使用を取り止めた場合の休止工事費は対象者の負担とされている。

本市の負担となる各種の費用については、設置工事費が 2,000 円、回線使用料が月額 1,600 円、配線使用料が月額 60 円、機器使用料が月額 280 円となっており(いずれも別途消費税が掛かる)、本市がＮＴＴ西日本の請求を受けて支払をしている。

カ　対象者に対する安否確認については、(17)高齢者福祉相談員設置事業を参照。

(19) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業について

ア　事業の目的

本市に居住する虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対し、福祉用具を給付することにより、寝たきり予防等を図る。

イ　給付品目と対象者

①　手押し車

65 歳以上で下肢が不自由な高齢者

②　電磁調理器

65 歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等

③　吸引器

要介護 3 以上と認定され、機器を必要とする 65 歳以上の高齢者

ウ　事務手続の概要

①福祉用具の給付を受けようとする者による申請、②審査のうえで給付の可否を決定し、決定通知書又は却下通知書を送付、給付対象者に給付券を交付、③(給付対象者について)委託業者による福祉用具の引渡しと給付対象者による利用負担額の支払、④委託業者による毎月の納入の実績報告と本市負担額の請求

エ　利用者負担額

鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具給付事業実施要綱に利用者の費用負担基準が定められており、その内容は以下のとおりである。

利用者世帯の階層区分	利用者負担額
生活保護法による被保護世帯	0 円
生計中心者の前年所得税非課税世帯	0 円
生計中心者の前年所得税課税年額が 6,200 円以下の世帯	費用の 1 割
生計中心者の前年所得税課税年額が 6,201 円以上 18,700 円以下の世帯	費用の 2 割
生計中心者の前年所得税課税年額が 18,701 円以上 50,000 円以下の世帯	費用の 3 割
生計中心者の前年所得税課税年額が 50,001 円以上 87,500 円以下の世帯	費用の 4 割
生計中心者の前年所得税課税年額が 87,501 円以上の世帯	費用の 5 割

オ　実施状況　(単位:件)

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手押し車	514	461	439	700	744
電磁調理器	33	37	35	42	50
吸引器	97	117	119	94	90

カ　費用負担

福祉用具の給付については、物品ごとに毎年一般競争入札を実施し、民間業者との間で業務委託契約を締結し、福祉用具 1 台当たりの単価を定めている。令和 2 年度に関しては、各福祉用具の単価は、手押し車のうちボックスタイプが 6,402 円、コンパクトタイプが 5,830 円、電磁調理器が 11,440 円、吸引器が 39,380 円であった。委託業者が福祉用具納入時に利用者負担額を徴収し、定めた単価から利用者負担額を控除した金額が本市の負担となっている。なお、福祉用具の給付の状況を明確にするために、本市が給付台帳を整備しているが、台帳を確認すると、利用者の 8 割から 9 割程度が利用者負担額 0 となっている状況である。

(20) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業について

ア　事業の目的

寝たきりとなっている高齢者の寝具の洗濯サービスを行い、寝たきり高齢者の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

イ　対象者

在宅の要介護 3 以上の 65 歳以上の者

ウ　実施回数

利用年度の 7 月までの申請者は年 3 回、8 月から 11 月までの申請者は年 2 回、12 月から翌年 3 月までの申請者は年 1 回

エ　事務手続の概要

①洗濯サービスを利用しようとする者による申請、②審査のうえで利用の可否を決定し、決定通知書又は却下通知書を送付、利用対象者に利用券を交付、③(利用者について)委託業者と日程調整のうえで洗濯サービスを利用、利用者による利用負担額の支払、④委託業者による 2 か月ごとの実績報告と本市負担額の請求

オ　利用者負担額

鹿児島市寝たきり高齢者等洗濯サービス事業実施要綱に利用者の費用負担基準が定められており、その内容は以下のとおりである。

利用者世帯の階層区分	利用者負担額
生活保護法による被保護世帯	0 円
生計中心者の前年所得税非課税世帯	0 円
生計中心者の前年所得税課税年額が 6,200 円以下の世帯	費用の 1 割
生計中心者の前年所得税課税年額が 6,201 円以上 18,700 円以下の世帯	費用の 2 割
生計中心者の前年所得税課税年額が 18,701 円以上 50,000 円以下の世帯	費用の 3 割
生計中心者の前年所得税課税年額が 50,001 円以上 87,500 円以下の世帯	費用の 4 割
生計中心者の前年所得税課税年額が 87,501 円以上の世帯	費用の 5 割

カ　実施状況　（単位：人）

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
延利用者数	466	500	518	580	603

キ　費用負担

本事業については、毎年一般競争入札を実施し、民間業者との間で業務委託契約を締結し、掛け布団、敷き布団、毛布の各 1 枚をもって寝具 1 組とし、寝具を丸洗い、消毒、乾燥することを寝具洗濯として業務委託している。また、令和 2 年度については、寝具洗濯の委託料は寝具 1 組あたりの金額が 3,630 円となっていた。委託業者は寝具を引き取る際に利用者から利用者負担額を徴収し、寝具 1 組あたりの金額から利用者負担額を控除した金額が本市の負担となっている。

【意見 10】

寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業の委託業者は、利用者から寝具を引き取るに際して、利用券を回収する。そのうえで、2 か月に 1 回ごとの実績報告書(利用者、サービス実施日を記載する)とともに利用者から回収した利用券を添付して、本市の負担額を本市に請求する。利用券には、有効期限として当該利用券の交付を受けた日の属する年度の 3 月 31 日が記載されている。そのため、利用券は年度末までであれば、いつ利用してもよいことになっている。本市も委託業者からの実績報告書と利用券を確認して、請求される金額を支払っている。

この度、委託業者から提出される実績報告書を確認したところ、2 月・3 月分の洗濯サービスの利用について、他の 2 か月分(4 月・5 月分、6 月・7 月分、8 月・9 月分、10 月・11 月分、12 月・1 月分)の洗濯サービスの利用と比べて、2 倍弱から 5 倍の利用件数が認められた。また、2 月、3 月の時期に、利用者が 3 枚の利用券をまとめて利用しているケースも目立った。

もっとも、本事業の利用については、申請の時期に応じて利用の回数が異なることになっているのであり(上記ウ参照)、現状の利用方法は本事業が予定している利用方法とかけ離れた面があるように思われる。利用券に記載される有効期限について工夫が必要と思われる(例えば、利用券を 3 枚交付する場合に利用券ごとに有効期限を変える等)。

(21) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業について

ア　事業の目的

寝たきりとなっている高齢者の家庭に理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

イ　対象者

在宅の要介護 3 以上の 65 歳以上の者

ウ　実施回数

利用年度の 7 月までの申請者は年 3 回、8 月から 11 月までの申請者は年 2 回、12 月

から翌年3月までの申請者は年1回

エ　事務手続の概要

①理髪・美容サービスを利用しようとする者による申請、②審査のうえで利用の可否を決定し、決定通知書又は却下通知書を送付、利用対象者に利用券を交付、③(利用者について)委託業者と日程調整のうえで理髪・美容サービスを利用、利用者による利用負担額の支払、④委託業者による2か月ごとの実績報告と本市負担額の請求

オ　利用者負担額

鹿児島市寝たきり高齢者等理髪サービス・美容サービス事業実施要綱に利用者の費用負担基準が定められており、その内容は以下のとおりである。

利用者世帯の階層区分	利用者負担額
生活保護法による被保護世帯	0円
生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
生計中心者の前年所得税課税年額が6,200円以下の世帯	費用の1割
生計中心者の前年所得税課税年額が6,201円以上18,700円以下の世帯	費用の2割
生計中心者の前年所得税課税年額が18,701円以上50,000円以下の世帯	費用の3割
生計中心者の前年所得税課税年額が50,001円以上87,500円以下の世帯	費用の4割
生計中心者の前年所得税課税年額が87,501円以上の世帯	費用の5割

カ　実施状況　(単位:人)

年　度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延利用者数	884	1,101	1,318	1,399	1,475

キ　費用負担

本事業の実施要領には本市が委託する業者の資格要件が定められており、本市は資格要件を満たす理容・美容業者に業務を委託している。また、令和2年度については、委託料は理髪・美容サービス1回あたりの金額が4,191円となっていた。委託業者は理髪・美容サービスを提供する際に利用者から利用者負担額を徴収し、サービス1回あたりの金額から利用者負担額を控除した金額が本市の負担となっている。

【指摘9】

寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業の業務委託契約書では、委託業者は、利用者にサービスを提供する際に利用券を回収し、2か月に1回、実績報告書をまとめ、翌月10日までに利用者から回収した利用券を添付して本市に提出、あわせて本市の負担額を本市に請求することになっている。

もっとも、提出期限から遅れて実績報告書と利用券が提出されることが多く見受けられ(極端な例では、年度末の3月末になって、当該年度の初めに利用された利用券が提出される場合もあった)、本市では、そのような場合でも年度内に提出がされれば支払に応じているとのことである。期限から遅れて提出することは専ら業者側の責任ではあるものの、契約書の定めには反する事態となっている。提出期限内に実績報告書、利用券が提出されるように、提出期限の周知方法について検討が必要である。

(22) 紙おむつ等助成事業について

ア　事業の目的

紙おむつ等を使用している 65 歳以上の高齢者に対し、現物支給又は購入費用の一部を助成し、福祉及び衛生の向上と経済的負担の軽減を図る。

イ　対象者

紙おむつ等を使用している 65 歳以上の高齢者のうち、住民税非課税世帯の者(生活保護受給者は除く)

ウ　支給及び助成の内容

①在宅

要介護 4・5　年額 10 万円相当の紙おむつ等の現物を支給

要介護 3 以下　年額 5 万円相当の紙おむつ等の現物を支給

②入院

月額 4 千円以内の現金助成(ただし、介護療養型医療施設の入院は除く)

エ　実施状況　(単位:人)

年　度			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認定者数	在宅	要介護 4・5	1,731	1,777	1,850	1,885	2,032
		要介護 3 以下	5,295	5,730	5,981	6,325	6,463
	入　院		3,088	3,078	3,120	3,153	3,031

本事業は平成 12 年度から開始されたものであり、事業開始当初は、要介護 3 の者には年額 5 万円相当の現物支給、要介護 4・5 の者には年額 10 万円相当の現物を支給するものとされていたが、平成 13 年に対象が拡大され、要介護 2 以下の者にも年額 5 万円相当の現物支給、入院している者に月額 4 千円以内の現金助成がされることになった。その後、本市の助成の範囲については、現在まで変化はない。本事業の助成の対象者は増加傾向であり、今後も増加が見込まれる。

(23) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業について

ア　事業の目的

寝たきり高齢者等の歯科診療を推進するため、歯科医師会が訪問診療を行うのに必要な携帯用診療セットなどの機材等購入費及び運営費を補助する。

イ　実施状況

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
申込件数(件)	278	283	333	210	184
訪問回数(回)	600	668	702	728	764
決算額(円)	2,736,660	2,748,310	5,330,250	8,779,970	2,476,560

本事業については、鹿児島市寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進事業補助金交付要綱が定められており、同要綱によれば、補助金の交付対象経費は歯科医師会が実施する寝たきり高齢者等訪問歯科診療に必要な車両及び機材の購入費、車両の燃料費及び自

賠責保険料、寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進委員会の開催に要する経費等とされている。

寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進委員会は、歯科医師会、保健所、福祉事務所その他関係機関の職員で構成されるものである。同委員会の令和３年度第１回実行委員会の協議資料に上記の申込件数、訪問回数等の推移を示した資料があり、訪問回数は毎年増加している。また、令和元年度の決算額が例年と比較して高額になっているが、ポータブルユニット４台を購入したことによるものである（1台あたり1,563,840円）。

(24) 老人介護手当支給事業について

ア　事業の目的

在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護している者に介護手当を支給し、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。

イ　対象者

本市に 1 年以上住所を有する者で、寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し、同居又はこれに準ずる状態で介護している者

①　寝たきり高齢者

本市に１年以上住所を有する65歳以上の者で、在宅において常時他の者の介護を必要とする状態が６か月以上続いている要介護３以上の者

②　重度認知症高齢者

本市に１年以上住所を有する65歳以上の者で、知的能力の衰えから生ずる認知症の症状により、在宅において常時他の者の介護を必要とする状態が 6 か月以上続いている要介護３以上の者

【指摘 10】

老人介護手当支給申請書には、「半年間の介護期間のうち在宅でない期間(入院・ショートステイ等)が31日を超える場合は、支給対象となりません」との注意書きがあるが、在宅でない期間が 31 日を超える場合は支給対象とならないとの要件は、鹿児島市老人介護手当支給条例、同施行規則にも規定がない。本件については、規則の整備が必要と思料する。

ウ　資格認定日

毎年度８月１日及び２月１日

エ　支給額

１人年額90,000円(ただし、国の特別障害者手当又は経過的福祉手当の受給者を介護する者は年額45,000円)

オ　支給状況　（単位：人）

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
寝たきり高齢者数	1,554	1,533	1,394	1,373	1,479
重度認知症高齢者数	289	267	281	262	247
手当受給者数	139	139	136	151	122
計	1,982	1,939	1,811	1,786	1,848

(25) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業について

ア　事業の目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように支援する。

イ　対象者

本市に住所を有する 65 歳以上の者で、生計及び住居を独立しているひとり暮らしの者並びにこれに準ずる者で、以下の①～④のいずれかに該当する世帯に属する者

①　65 歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯

②　65 歳以上の高齢者のみの世帯で同居する一人が重度の要介護状態にある世帯

③　80 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

④　その他市長が特に必要と認める世帯

ウ　委託業者との契約

本事業は、利用者の急病などの緊急時に押しボタンやセンサーの通報により警備員が駆け付け、必要に応じて救急車の出動要請を行うものであるが、本市は本事業を民間業者に委託している。民間業者の企画提案を募集し、応募のあった業者の中から選定した業者と業務委託契約を締結し、契約書、仕様書に基づいて本事業が実施されている。

契約期間は平成 30 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとする、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約により契約が締結されていた。

委託する業務の内容については、本市全域を対象として、緊急通報装置の設置、24 時間 365 日対応可能な受信センターの運営、緊急通報の受信及び駆け付け業務等である。駆け付け業務については、警備員を出動させる場合は、緊急通報受信後 25 分以内の現場到着が目安とされている。

委託料については、緊急通報装置には固定型と携帯型があり、固定型のうち見守りセンサーありの場合が月額 4,565 円、見守りセンサーなしの場合が月額 4,015 円、携帯型が月額 3,952 円となっている。

エ　利用者の費用負担

利用者の費用負担については、生活保護受給世帯、市民税の所得割を課税されている

者がいない世帯は無料、市民税の所得割を課税されている者がいる世帯については、月額 1,000 円（見守りセンサーありの場合）又は月額 800 円（見守りセンサーなしの場合）。

また、電波の状況等により携帯型の緊急通報装置を利用できない場合で、固定型を利用するために固定電話回線が必要となる場合がある。その場合に、固定電話を所有していない生活保護世帯、市民税非課税世帯については、本市が固定電話回線を貸与することができる。その際の電話回線の設置工事費用は本市の負担であるが、それ以外の電話回線使用に関する費用は利用者の負担である。

オ　実施状況

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
稼働台数(台)	1,319	1,361	1,388	1,400	1,420

委託業者である警備会社からは毎月実績報告書が提出されており、それによれば毎月の緊急通報の受信件数は 300 件から 400 件程度であり、そのうちの大部分は利用者に身体異常がある場合等の警備会社による対応が必要となる場合ではない。もっとも、警備員が駆け付けて利用者を救助する場合が 20 件から 30 件程度、緊急搬送となる場合が数件から 10 件程度あり、本事業の必要性が窺える。

(26) 心をつなぐ訪問給食事業について

ア　事業の目的

援護を要する高齢者に計画的に給食を提供して、安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促す。

イ　対象者

①　ひとり暮らしの高齢者で食生活の手助けを必要とする者

②　高齢者だけの世帯で、世帯員全員が要介護又は要支援の世帯に属する者

③　要介護 3～5 の認定を受けた者のいる高齢者だけの世帯で、要介護又は要支援の者

ウ　事業の内容

①　配食回数

昼食については、要支援 2 又は要介護 1～5 の者は週 6 回以内、その他の者は週 3 回以内。

夕食については、原則として昼食の配食を週 6 回受けている者に対して、週 6 回提供。

②　利用料金

昼食・夕食ともに 1 食あたりの個人負担 400 円(本市負担 420 円)

ただし、住民税非課税世帯の者、生活保護受給者については 1 食あたりの個人負担 200 円(本市負担 620 円)

③　安否確認

食事は配達担当者が利用者本人に手渡しで行う。利用者不在の場合には、利用者本人、緊急連絡先、ケアマネジャー等の関係者に電話連絡をして、安否確認を行う。安否確認に際して、利用者の異常等を発見したときは、救急車の出動要請等の必要な処置を行う。

エ　実施状況

年　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数(人)	2,065	2,190	2,229	2,110	2,086
配食数(食)昼	319,351	329,444	335,886	318,918	316,720
配食数(食)夜	78,299	79,944	82,842	80,883	81,504
協力グループ数※	2	1	1	1	0

※高齢者宅に施設からの給食を提供するボランティアグループの数

オ　委託業者との契約

本事業を実施するにあたっては、老人デイサービスセンターを運営している社会福祉法人及び老人保健施設を運営している医療法人のうち、昼食及び夕食の配食が月曜日から土曜日まで対応可能な 31 法人との間で業務委託契約を締結している。また、令和 2 年度からは、食品衛生法第 52 条第 1 項の規定による「飲食店営業」の営業許可を受け、高齢者向けの食事の提供を日常的に行っている事業者 3 社を追加し、業務委託契約を締結している。委託料は 1 食につき 820 円とされており、利用者の自己負担を除いた分が本市の負担となっている。

また、訪問給食を利用しようとするものが本市に対して申請をした際に、本市は申請者が本事業の対象者に該当するかについて調査のうえで訪問給食の利用の可否を決定するが、調査については、本市が地域包括支援センター(社会福祉法人高齢者介護予防協会かごしま)に業務を委託している。委託料は調査 1 件について、1,232 円とされている。

【指摘 11】

心をつなぐ訪問給食事業について、配食業者との業務委託契約書においては、委託を受けた配食業者が調理、配食等を他の業者に再委託をする場合は、委託者である本市の書面による承諾を得なければならないとされている。配食業者が調理、配食等を他の業者に再委託することも実際に行われているが、配食業者がその旨を本市に届け出ることで足りる運用になっており、明確に本市が書面による承諾を行っているわけではない。この点について、改善が必要である。

(27) 老人性白内障等特殊眼鏡等助成事業について

ア　事業の目的

老人性白内障等により開眼手術を受けた高齢者のうち、人工水晶体の埋め込み手術

が不可能な者に対し、これに代わる特殊眼鏡、コンタクトレンズを購入した場合、その費用の全部又は一部を助成し高齢者の福祉の向上を図る。

イ　助成の対象、助成額

鹿児島市老人性白内障等特殊眼鏡等購入費用助成事業要綱により、助成の対象は特殊眼鏡等を購入した日から本市に引き続き1年以上住所を有する65歳以上の者等とされ、助成額は特殊眼鏡が1対につき40,000円、コンタクトレンズが1眼につき25,000円とされている。

ウ　助成状況

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数(件)	2	0	0	0	0

現在、老人性白内障等のほとんどの手術について、眼内レンズの埋め込み手術が可能であり、特殊眼鏡またはコンタクトレンズの購入の必要がなくなったため、近年助成件数が0となる状況が続いていた。そのため、令和3年度は事業廃止となった。

(28) 高齢者住宅改造費助成事業について

ア　事業の目的

在宅の高齢者等がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。

イ　助成の対象、助成額

鹿児島市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱により、助成の対象者は①本市に居住し、要支援以上の要介護認定を受けている高齢者または同居者、②同居するすべての者の前年の課税所得金額の合計が330万円以下であること、③納付すべき市税を滞納していないことという要件を満たす必要がある。

また、同要綱により、助成金の交付対象経費は高齢者又はその介護者の日常生活の利便を図るため、既存の居室等を高齢者に適応するように改造するための経費とし、100万円を限度としている。そのうえで、助成額は、対象経費の3分の2に相当する額とし、66万6000円を限度としている。なお、住宅の新築・増築は助成の対象外である。

ウ　事務手続の概要

①毎月10日締めで申請受付、②住宅を訪問し、実態調査、③申請受付の翌月に審査会を実施し、助成金額を決定、④申請者に助成金の決定通知書を送付、⑤工事着手、⑥工事の完了報告を受付、⑦申請者に助成金の確定通知書を送付、⑧助成金の交付

⑥の工事の完了報告では、工事完了報告書以外に、改造中及び改造後の状況を明らかにした写真、施工業者の請求書の写しも提出される。

エ　助成状況

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数(件)	123	106	109	111	89
金額(千円)	56,729	48,413	52,992	53,453	41,069

(29) 成年後見制度利用促進事業について

ア　事業の目的

認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを設置・運営し、制度の利用促進を図る。

イ　対象者

鹿児島市に居住している者及びこれに準ずるものを対象。準ずる者とは、次のとおりである。

①本市に居住する成年後見人等による支援が必要な者の市外居住の親族及び支援者

②市長が措置権者及び生活保護の実施機関である者並びに本市が介護保険の保険者及び自立支援給付の実施主体となっている者並びに当該者の親族及び支援者

③その他本市が利用を必要と認める者

なお、対象者が条件を満たさず、成年後見センターにおいて継続的に支援を行うことが困難であると判断される場合は、適切な窓口を案内するなど対象者に配慮した対応を行うものとされている。

ウ　鹿児島市成年後見センターの組織内容

開 設 日	平成 30 年 10 月 1 日
名　　称	鹿児島市成年後見センター
住　　所	鹿児島市山下町 15 番 1 号　かごしま市民福祉プラザ 4 階
委 託 先	鹿児島市社会福祉協議会
業務概要	①成年後見制度に関する相談及び利用支援
	②成年後見制度に関する広報及び啓発
	③成年後見制度利用促進に関する業務
	④その他センターの運営に関し必要と認められる業務

エ　令和 2 年度の事業実績

相談件数	690 件
講師派遣	17 回
専門ケース会議	5 回
講演会の開催	1 回（117 名参加）
講座の開催	2 回（59 名参加）
施設・病院等へ広報	154 箇所

【意見 11】

鹿児島市成年後見センターは、成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるための組織であるが、現状ではセンターへの市民の認知度が、未だ低い状況にあると言わざるを得ない。センターのことを知らなければ、成年後見制度の利用を検討している方がセンターへの相談へとつながらず、ひいては成年後見制度へのアクセスすら出来ない或いは利用を検討したとしても、断念してしまうことにもなりかねない。

鹿児島市成年後見センターへの市民の認知度を上げるために、市民向けの広報をより強化する必要がある。

オ　社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会との間の業務委託契約

鹿児島市は、社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に鹿児島市成年後見センターの運営業務を委託し、両者の間で鹿児島市成年後見センター運営業務委託契約書が取り交わされている。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条において、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされている。

また、平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された国の成年後見制度利用促進基本計画においては、全国のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを求め、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関（中核機関）の設置に向けて取り組むことを求めている。国の成年後見制度利用促進基本計画は、平成 29 年度から令和 3 年度までの概ね 5 年間を念頭に定められており、各地方公共団体に対して各施策の段階的・計画的な推進の取組みを求めている。

本市における成年後見制度利用促進計画については、令和 3 年度の地域福祉計画の見直しに合わせ、同地域福祉計画に盛り込み策定することを予定している。また、計画内容については、鹿児島市成年後見制度推進協議会において、協議が進められている。

本市における中核機関の設置については、国の目標期限である令和 3 年度末までに、設置に向けての検討が進められている。

(30) 成年後見制度利用支援事業について

ア　事業の概要

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るため、成年後見制度について、老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求その他必要な支援について、鹿児島市成年後見制度利用支援事業実施要綱が定められている。

イ　事業の内容

①市長申立て

市長は、審判請求を行うに当たって、認知症高齢者等の次に掲げる事項について総合的に考察して行うものとする（要綱第2条）。

a　事理を弁識する能力の状況

b　生活状況及び健康状況

c　配偶者及び 2 親等内の親族の存否、当該配偶者等による本人保護の可能性並びに当該配偶者等の審判の請求を行う意思の有無

d　行政等が行う各種施策及びサービスの活用による認知症高齢者等に対する支援策の効果の状況

②　審判請求に要する費用の負担（要綱第3条）

市は、市長が行う審判請求について、家事事件手続法第28条第1項の規定に基づき、審判請求に要する費用を負担する。

③　報酬の助成（要綱第6条、第7条）

市長は、家庭裁判所による報酬付与審判において決定された後見人、保佐人又は補助人の報酬について助成することができる。

助成金の支給対象者は、家庭裁判所により後見、保佐又は補助が開始された者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

a　後見人等が民法第725条に規定する親族でない者

b　次のいずれかに該当する者。ただし、他市町村において、本要綱の制度と同様の制度が適用される者を除く。

(a)　本市に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(b)　市長が措置権者若しくは生活保護の実施機関である者又は本市が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体となっている者

c　次のいずれかに該当する者

(a)　生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(b)　後見人等の報酬を負担することが困難であると市長が認めた者

助成金の支給額は、報酬付与審判に規定する報酬の額と次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする（要綱第8条）。

ⅰ　在宅　月額28,000円

ⅱ　施設入所　月額18,000円

ウ　成年後見制度利用支援事業の実績（認知症高齢者のみ）　（単位：件）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市長申立て	37	23	26	24	21
報酬助成	23	37	48	77	92

首長申立て制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち身寄りがない者や本人が親族から虐待を受けている場合など当事者による成年後見等の審判請求を補完し、これらの者に成年後見制度の利用を確保するために設けられている。

もっとも、鹿児島県内における首長申立てについては、未だ低調な実績にあると言わざるを得ない。令和 2 年度における都道府県家庭裁判所管内における首長申立件数の割合が、最高裁判所家庭局により公表されている（最高裁判所家庭局の「成年後見関係事件の概況－令和 2 年 1 月～12 月－」）。この公表結果によると、鹿児島家庭裁判所管内の後見等の申立件数 380 件のうち 85 件が首長申立てであった（首長申立ての割合 22.4%）。これに対し、宮崎家庭裁判所管内においては、後見等の申立件数 434 件のうち 161 件が首長申立てであった（首長申立ての割合 37.1%）。また、熊本家庭裁判所管内においては、後見等の申立件数 516 件のうち 190 件であった（首長申立ての割合 36.8%）。なお、全国における後見等の首長申立て件数の割合は 23.9%であり、鹿児島家庭裁判所管内の首長申立件数は全国平均を下回っている。

【意見 12】

成年後見制度における鹿児島県内の首長申立てについては、全国の統計からみても未だ低調な実績にあると言わざるを得ない。中核市である本市において、より一層市長申立てへの積極的な取組みをお願いしたい。

【意見 13】

判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者等で成年後見制度の利用が必要であっても、後見等の申立費用や後見人報酬を支払えないことを理由に後見制度の利用を断念してしまうケースがある。また、後見人等の担い手を確保するためにも後見人等への報酬支払いが確保される必要がある。

本市においては、近年報酬助成件数が増加しているところであるが、成年後見制度の利用促進を図るため、報酬助成についても引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

(31) 高齢者短期入所事業について

ア　事業の目的

被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。

イ　対象者

鹿児島市に住所を有し、要介護認定又は要支援認定を受けていない概ね 65 歳以上の者で、虐待を受け又は受けている疑いのある者で養護者と分離する必要がある者等。

ウ　利用実績　（単位：人、日）

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	0	2	0	1	1
利用日数	0	10	0	8	8

1 人当りの平均利用日数 6.5 日

エ　利用の実例

①平成 29 年度　a　認知症の症状がある女性。同居男性が死亡し、その後の単身での生活が困難となり、特別養護老人ホームへ 8 日間入所となる。退所後は病院へ入院。

b　独居男性。認知症による徘徊により警察に保護され、単身での生活が困難となり、特別養護老人ホームへ 2 日間入所となる。退所後は病院へ入院。

②令和元年度　認知機能に低下がみられる男性。同居妻が死亡し、その後の単身での生活が困難となり、特別養護老人ホームへ 8 日間入所となる。退所後は病院へ入院。

③令和 2 年度　寝たきりで重度褥瘡のあった男性。同居家族による介護支援が困難となり、特別養護老人ホームへ 8 日間入所となる。退所後は病院へ入院。

(32) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業について

ア　事業の目的

地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。

イ　事業内容

①　高齢者虐待防止ネットワーク協議会の運営
②　高齢者虐待対応
③　高齢者虐待対応研修会の開催

ウ　令和 2 年度の事業実績

①　高齢者虐待防止ネットワーク協議会の開催

第 1 回実務者会議及び代表者会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催となった。その他に実務者会議を 1 回開催。

②　高齢者虐待対応研修会の開催

ウェブ動画配信により 1 回開催。

③　鹿児島県高齢者・障害者虐待対応専門職チームへの相談実績

3 件

エ　平成 28 年度から令和 2 年度の虐待相談件数

◎虐待相談件数の内訳

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
養護者による虐待	42	42	52	36	32
【虐待の類型】(重複あり)					
①身体的虐待	30	34	39	22	22
②放棄・放任	10	6	8	11	6
③心理的虐待	18	19	28	7	10
④性的虐待	0	0	0	0	0
⑤経済的虐待	12	9	15	12	4
【虐待者との関係】(重複あり)					
①夫	8	9	8	11	8
②妻	1	1	5	3	3
③息子	20	19	16	11	10
④娘	9	9	16	4	7
⑤息子の配偶者(嫁)	1	3	2	0	1
⑥娘の配偶者(婿)	0	1	0	0	0
⑦兄弟・姉妹	3	0	1	3	1
⑧孫	0	0	0	2	0
⑨その他(甥、姪、知人など)	2	1	5	2	2
施設従事者による虐待	0	1	4	1	0
【施設のサービス種別】					
認知症対応型共同生活介護施設			1		
デイサービス					
有料老人ホーム			1	1	
介護老人福祉施設		1	1		
通所リハビリテーション			1		
【虐待の類型】(重複あり)					
①身体的虐待		1	4	1	
②放棄・放任					
③心理的虐待					
④性的虐待					
⑤経済的虐待					
合　　計	42	43	56	37	32
相 談 件 数	66	72	81	112	147

県	虐待件数	149	123	118	119	※左記の数値はいずれも養護者による虐待と施設従事者による虐待の合算
	相談・通報件数	281	249	256	322	
全国	虐待件数	16,836	17,588	17,870	17,572	
	相談・通報件数	29,663	31,938	34,418	36,324	

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と言う。）において、地方公共団体の責務として以下のことが規定されている。

① 地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない（同法第3条第1項）。

② 地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない（同法第3条第2項）。

③ 地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする（同法第3条第3項）。

【意見14】

本市においては、虐待認定件数は近年減少しているものの、虐待相談件数は年々増加傾向にある。高齢者虐待に対して適切な対応を取るため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会の開催、高齢者虐待対応研修会の開催、鹿児島県高齢者・障害者虐待対応専門職チームへの相談、関係機関の活動や連携等について一層のご尽力をいただきたい。

コロナ禍においても適切な体制を整備できるよう、高齢者虐待防止ネットワーク協議会等をオンライン会議で開催することも検討されたい。

また、高齢者虐待についての通報が早期に行われ、被虐待高齢者を早期に救済できるよう、市民に対して本市における虐待への取組み状況、窓口等の周知・広報にさらにご尽力賜りたい。

養護者による高齢者虐待においては、養護者自身も、経済的に困窮している場合もあり、また社会的に孤立しているなどの問題を抱えていることが少なくない。本市における高齢者虐待認定件数も、養護者によるものが多くを占めている。高齢者虐待防止法第3条第1項において、養護者に対する支援も地方公共団体の責務とされている。本市においても、被虐待者の保護のみならず虐待者に対する支援にも引続き十分に取り組まれたい。

(33) 軽費老人ホーム谷山荘（B型）について

ア 事業の目的

低額な料金で高齢者に居室を提供し、併せて日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする。

イ 対象者

① 鹿児島市に住所がある60歳以上の者

② 家庭環境、住宅事情等により、居宅において生活することが困難な者

③ 自炊ができる程度以上の健康状態にある者

④ 収入が使用料の 3.5 倍以上ある者

⑤ 所得税を課せられていない者

なお、利用許可を受けた者とともに利用しようとする配偶者、三親等内の親族その他特別な事情によりホームを利用させることが必要と認められる者については、上記①、④に該当しなくても利用できる。

ウ 施設の概要

名 称	所在地	定員	職員数	敷地面積	建物面積	設立年月日
鹿児島市軽費老人ホーム谷山荘	鹿児島市谷山中央１丁目 5027－3	38 人	3 人	1,830 ㎡	1,510 ㎡	S51.5.1

エ 使用料

1 人用居室 月額 1 万 1,000 円 2 人用居室 月額 1 万 5,400 円

オ 指定管理者 社会福祉法人鹿児島市社会事業協会

指定管理者は、5 年ごとに公募を行い、選定委員会にて候補者を選定し、議会において指定の議決を行って決定している。

カ　令和２年度末時点の入居状況

（1） 入退去者の状況

		前月末 入居者数	当月 退去者数	当月新規 入居者数	当月末 入居者数
1人用居室	男	8	0	1	9
	女	20	1	1	21
	計	28	1	2	30
2人用居室	男				
	女				
	計				
合　計	男	8	0	1	9
	女	20	1	1	21
	計	28	1	2	30

※3月31日付退去

（2） 退去者の理由

	家庭復帰	他の施設へ	入院	死亡	その他	計
男						0
女				1		1
計				1		1

（3） 入居者の年齢構成（当月末）

		60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上 90歳未満	90歳以上	計
1人用居室	男			0	5	4	0	9
	女			2	9	9	1	21
	計			2	14	13	1	30
2人用居室	男							
	女							
	計							
合　計	男			0	5	4	0	9
	女			2	9	9	1	21
	計			2	14	13	1	30

	最高年齢	最低年齢	平均年齢
男	86	70	78
女	94	66	79
計			79

【意見 15】

過去に遡って軽費老人ホーム谷山荘の入居状況の確認を行ったところ、平成 30 年度以降 2 人用居室が利用されていなかった。また、入居者が 30 人を下回ることがほとんどであり、1 人用居室においても空室が一定数存在している。入居者募集の周知、広報を進め、入居者増に向けた取組みを行って頂きたい。

(34) 軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業について

ア　事業の目的

軽費老人ホームの運営費に係る事務費について補助を行い、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の入居を促進する。

イ　補助の内容

事務費基準額から、入居者が収入に応じて負担する額を差し引いた額について補助する。

ウ　補助金支出の適正性

軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業の支出が適正に行われていたことは前記会計監査のとおりである。

(35) 老人福祉施設協議会補助金交付事業について

ア　事業の目的

高齢社会が進む中、特別養護老人ホームをはじめとする老人福祉施設の施設職員の資質の向上を図ることを目的に、本市の老人福祉施設で構成する鹿児島市老人福祉施設協議会に補助金を交付する。

イ　事業の開始日

平成 5 年 4 月 1 日

ウ　過去 5 年間の補助金交付実績

交付実績（過去 5 年間）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
交付金額	200,000 円	0 円	200,000 円	0 円	0 円

会員経営主体団体数（過去 5 年間）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
会員経営主体	44 団体	43 団体	43 団体	45 団体	44 団体

【意見 16】

老人福祉施設協議会補助金交付事業が過去 5 年間で実施されたのは平成 28 年度と平成 30 年度の 2 回にとどまっている。これは、本補助金交付事業が元々上記老施協の予算の繰越残高が 20 万円を超える年度については、補助金交付は行わない取扱いによるものである。上記取扱いについても要綱において明記することを検討していただきたい。

(36) 高齢者福祉施設管理基金の設置について

ア　事業の目的

本市の高齢者福祉施設の管理運営に要する経費に充てることを目的として「高齢者福祉施設管理基金」を設置し、高齢者福祉の増進を図る。

イ　事業の概要

基金運用から生じる利息を高齢者福祉センターの管理運営事業の財源として充当する。

ウ　基金総額

55 億 2,452 万 3,000 円（令和 2 年度末）

(37) 養護老人ホームへの入所措置について

ア　事業の目的

原則 65 歳以上の者で環境上の理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させることにより、心身の健康保持及び生活の安定を図る。

イ　要件

① 原則 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者。

② 入院加療を要する状態でないこと。

③ 本人及び生活維持者に住民税所得割が課されていないこと。

ウ　入所措置の手続

① 入所希望者の現在の生活状況や世帯状況、住民税の課税状況等を確認。

② 日常生活動作能力及び感染症の有無等について医師の診断書等で確認。

③ 入所判定委員会において、①②の調査結果を基に、入所対象となるか判定し、認められた場合、原則、希望した養護老人ホームへ入所となる。

エ　鹿児島市内 3 施設の概要

	築年	構造	定員	部屋数	部屋定員
喜入園	昭和 43 年竣工 平成 9 年移転改築	鉄筋コンクリート平屋建	50 人	42	1 人
				4	2 人
慈眼寺寿光園	昭和 37 年竣工 昭和 59 年改築	鉄筋コンクリート 2 階建	70 人	35	2 人
吉田寿康園	令和 2 年竣工	木造瓦葺 2 階建	60 人	60	1 人

※令和 3 年 3 月 31 日時点。短期入所者用の部屋は含まない。

なお、鹿児島市が開設していた鹿児島市立いしき園は、老朽化により令和 2 年 3 月末に閉園するに至った。いしき園の閉園に際し、後継施設開設事業者を公募により募集した。その結果、社会福祉法人寿康会が後継施設開設事業者となり、吉田寿康園を開設している。

オ　平成 28 年度から令和 2 年度における各施設の月別平均入所者数

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	各月入所者合計人数		月別平均入所者数		各月入所者合計人数		月別平均入所者数		各月入所者合計人数		月別平均入所者数	
	本庁分	谷山分	本庁分	谷山分	本庁分	谷山分	本庁分	谷山分	本庁分	谷山分	本庁分	谷山分
喜入園	109人	228人	9人	19人	94人	205人	8人	17人	87人	186人	7人	16人
慈眼寺寿光園	348人	193人	29人	16人	302人	179人	25人	15人	306人	159人	26人	13人
吉田寿康園												

	令和元年度				令和2年度			
	各月入所者合計人数		月別平均入所者数		各月入所者合計人数		月別平均入所者数	
	本庁分	谷山分	本庁分	谷山分	本庁分	谷山分	本庁分	谷山分
喜入園	78人	201人	7人	17人	84人	186人	7人	16人
慈眼寺寿光園	282人	120人	24人	10人	238人	94人	20人	8人
吉田寿康園	70人	1人	35人	1人	595人	12人	50人	1人

＊1　各月入所者合計人数の算出方法：月途中の退所者を含む各月の施設入所者数の 4 月から翌 3 月分の合計。（＊3 除く）

＊2　月別平均入所者数の算出方法：各月入所者合計人数を 12 で割った人数。（＊3 除く）

＊3　令和元年度吉田寿康園の各月入所者合計人数は令和 2 年 3 月末のいしき園閉鎖に伴い、令和 2 年 2 月より順次入所者を吉田寿康園に転園させたため 2 か月分の人数。それに伴い、同施設の月別平均入所者数は各月入所者合計人数を 2 で割って算出している。

＊4　上記表中の入所者数のほかに、他市町村からの措置による入所者あり。

喜入園　　：平成 28 年度から令和 2 年度までの平均 8 人

慈眼寺寿光園：平成 28 年度から令和 2 年度までの平均 27 人

吉田寿康園　：令和 2 年度の平均 9 人

【意見 17】

喜入園においては、過去 5 年の月別平均入所者数が定員を下回っている状況にある。空室解消に向けた取組みを積極的に行って頂きたい。

(38) 後期高齢者医療制度について

ア　制度の目的

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の推進を図る。

イ　運営主体

都道府県すべての市町村が加入する広域連合が運営主体となっている。本市については、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営主体である。

ウ　被保険者

75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた者。

エ　自己負担割合

原則1割であるが、現役並みの所得者の自己負担割合は3割。

オ　保険料

鹿児島県後期高齢者医療広域連合で決定し、保険料率は県内一律。

保険料（年額）＝均等割額（5万5,100円）＋所得割額{（前年の総所得金額等－基礎控除43万円）×所得割率（10.38%）}

なお、所得に応じて均等割額の軽減措置がある。

カ　保険料の納め方

特別徴収（年金から控除）と普通徴収（金融機関の窓口等での納付又は口座振替、納期は7月から翌年3月までの9期)。年額18万円以上の年金受給者は特別徴収（年金からの天引き）となり（但し、介護保険料と合わせた保険料額が対象となる年金額の2分の1を超える場合には普通徴収となる。)、特別徴収対象者以外は普通徴収（納入通知書、口座振替等による支払い）となる。

キ　滞納者に対する対応

催促状、催告文書の送付、電話催告、納税嘱託員による臨戸徴収、高額療養費の窓口支給による来庁促進等の対応により、納付相談を行う機会を確保するよう努めている。

ク　過去5年間の保険料の納入状況

年度	区分	徴収方法	調定額 A 単位：円	収入済額 B 単位：円	不納欠損額 C 単位：円	収入未済額 D＝A－B－C＋E 単位：円	滞納者人数 単位：人	過誤納金 E 単位：円	収入率 B/A 単位：%	収納率 (B－E)/A 単位：%
２８年度	現年	特別徴収	2,926,647,600	2,935,718,000	0	0	0	9,070,400	100.31	100.00
		普通徴収	2,302,159,800	2,266,021,260	0	39,762,710	843	3,624,170	98.43	98.27
		計	5,228,807,400	5,201,739,260	0	39,762,710	843	12,694,570	99.48	99.24
	滞繰	普通徴収	79,361,762	38,019,925	7,200,835	34,152,072	633	11,070	47.91	47.89
	合	計	5,308,169,162	5,239,759,185	7,200,835	73,914,782	1,476	12,705,640	98.71	98.47
２９年度	現年	特別徴収	3,058,618,900	3,069,743,000	0	0	0	11,124,100	100.36	100.00
		普通徴収	2,338,114,300	2,299,601,182	0	41,398,418	815	2,885,300	98.35	98.23
		計	5,396,733,200	5,369,344,182	0	41,398,418	815	14,009,400	99.49	99.23
	滞繰	普通徴収	73,524,782	36,749,298	5,948,980	30,897,884	588	71,380	49.98	49.89
	合	計	5,470,257,982	5,406,093,480	5,948,980	72,296,302	1,403	14,080,780	98.83	98.57
３０年度	現年	特別徴収	3,061,681,100	3,071,385,600	0	0	0	9,704,500	100.32	100.00
		普通徴収	2,361,116,000	2,325,341,147	0	38,169,623	832	2,394,770	98.48	98.38
		計	5,422,797,100	5,396,726,747	0	38,169,623	832	12,099,270	99.52	99.30
	滞繰	普通徴収	71,864,002	39,076,832	8,746,486	24,451,814	537	411,130	54.38	53.80
	合	計	5,494,661,102	5,435,803,579	8,746,486	62,621,437	1,369	12,510,400	98.93	98.70
元年度	現年	特別徴収	3,213,277,400	3,222,577,100	0	0	0	9,299,700	100.29	100.00
		普通徴収	2,427,345,300	2,389,410,254	0	40,598,286	842	2,663,240	98.44	98.33
		計	5,640,622,700	5,611,987,354	0	40,598,286	842	11,962,940	99.49	99.28
	滞繰	普通徴収	62,194,037	35,731,924	6,376,156	20,270,118	503	184,161	57.45	57.16
	合	計	5,702,816,737	5,647,719,278	6,376,156	60,868,404	1,345	12,147,101	99.03	98.82
２年度	現年	特別徴収	3,602,150,200	3,611,263,100	0	0	0	9,112,900	100.25	100.00
		普通徴収	2,686,522,200	2,653,814,395	0	33,918,105	635	1,210,300	98.78	98.74
		計	6,288,672,400	6,265,077,495	0	33,918,105	635	10,323,200	99.62	99.46
	滞繰	普通徴収	60,031,834	38,560,540	5,042,340	16,625,914	363	196,960	64.23	63.91
	合	計	6,348,704,234	6,303,638,035	5,042,340	50,544,019	998	10,520,160	99.29	99.12

※滞納者人数の合計については、現年度分と滞納繰越分と重複しているものもいる。

【意見 18】

後期高齢者医療保険料の現年度分については、特別徴収による徴収方法において収納率が 100%、普通徴収による徴収方法において収納率が 98%以上であり、合計の収納率が 99%を超えており適正な水準にある。もっとも、滞納者からの徴収については、収納率が 50%前後から 60%前後にとどまっている。

滞納者からの収納率が上がるよう、普通徴収における口座振替による支払いの推進、納付相談等に積極的に取り組まれたい。

(39) 鹿児島市高齢者保健福祉計画について

ア　計画の概要

第 7 期鹿児島市高齢者保健福祉計画は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり、平成 30 年 2 月に平成 30 年度から令和 2 年度までの計画が策定されている。また、介護保険事業計画と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画として一体的に策定されている。

イ　進行管理の手順

計画の進行管理については、内部の検討・推進委員会において年度ごとに進捗状況を把握し、その結果を学識経験者や福祉団体代表、公募市民等で構成される策定・管理委員会へ報告し、助言を受けることとしている。

（開催実績）

平成 30 年度　：検討・推進委員会 1 回、策定・管理委員会 1 回

令和元年度　：検討・推進委員会 1 回、策定・管理委員会 1 回

令和 2 年度　：検討・推進委員会 5 回、策定・管理委員会 5 回

ウ　第 7 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画における重点課題

第 7 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画においては、基本的な目標として①高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実、②高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実、③介護保険制度の円滑な運営と地域包括ケアの推進を定め、これらの目標に対して重点課題、施策の方向が定められている。

施策の体系図

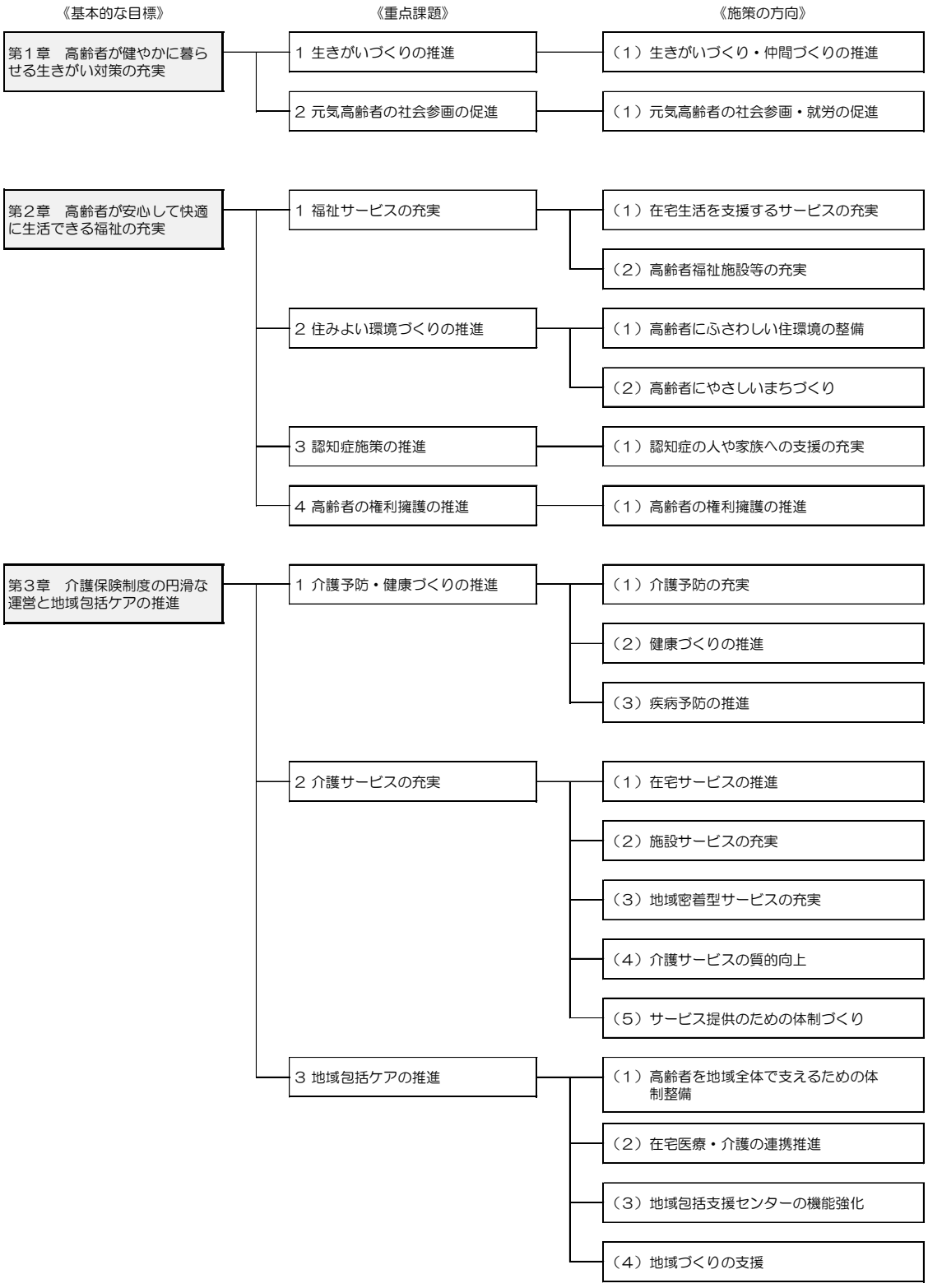

（出典　第７期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画）

【意見 19】

第 7 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画においては、重点課題に対する達成目標値は設定されておらず、重点課題毎に掲げた施策や事業の進捗状況を随時確認することとされている。もっとも、達成目標値が設けられていないと客観的に当該重点課題を達成できたかの評価が困難となる。

そこで、各重点課題に対する具体的な施策・事業について、数値目標を設定できるものについては数値目標を定め、重点課題を達成できたか否か客観的に評価できるよう指標を設けられたい。

(40) 鹿児島市立喜入園について

ア　施設の目的

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者等で、市町村から入所措置又は委託されたものを入園させ養護する。

イ　対象者

①　65 歳以上の者又は特に必要があると認められる 65 歳未満の者で、日常生活が可能な健康状態にある者。

②　世帯の生計中心者に市民税の所得割が課されていないこと。

ウ　施設の概要

所 在 地　　鹿児島市喜入町 8462 番地
構　　造　　鉄筋コンクリート造平屋建（平成 9 年 2 月 28 日工事完成）
敷地面積　　7,973 ㎡
建物面積　　2,477 ㎡
定　　員　　50 名
居　　室　　1 人用 42 室（和室 4.5 畳）　2 人用 4 室（和室 12 畳）

エ　費用

本人や扶養義務者の収入に応じた負担金が必要。

オ　入所状況

入所状況については、前述の（37）養護老人ホームへの入所措置の項目で記載したとおりである。

カ　太陽光発電設備の設置状況

平成 9 年の建築時に 50kw の太陽光発電設備が設置されているが、平成 21 年度以降機器に不具合が生じた。修理等のための見積りの徴収等を検討したものの、予算化には至らず現在稼働していない。

平成 28 年度の包括外部監査において、太陽光発電設備について、市計画全体の計画や費用対効果を勘案した上で今後の方針を検討する必要があるとの意見が付されていた。もっとも、当該意見が出されてからも、太陽光発電設備についての今後の方針が定

められていなかった。

環境省により、平成30年に太陽光発電設備のリサイクル等推進に向けたガイドライン（第二版）が策定されている。同ガイドラインにおいては、廃棄物処理の手続を取る前に再使用（リユース）できるか否かの判断をすることが望ましいとされている。循環型社会推進基本法や同ガイドライン等を踏まえ、鹿児島市立喜入園における太陽光発電設備の処理方針を検討する必要がある。

【指摘12】

喜入園においては、10年以上にわたり、太陽光発電設備が修理、再利用、廃棄等されることなく現在に至っている。太陽光発電設備の再使用（リユース)、再利用（リサイクル）又は廃棄物として処分することにするなどの方針を早急に検討されたい。

(41) 吉田福祉センター管理運営事業について

ア　事業の概要

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、吉田福祉センターを設置し、次に掲げる事業が行われている。

①　福祉の増進、教養の向上及びレクリエーション等に関すること。

②　趣味活動その他生きがい活動に関すること。

③　幼児及び児童の健全育成に関すること。

④　その他市長が必要と認める事業。

イ　施設の概要

所 在 地　　鹿児島市本城町1687番地2

構　　造　　鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）

延床面積　　2,212.35㎡

施設内容　　会議室、研修室、創作活動室等

開館時間　　午前9時～午後5時

休 館 日　　月曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

ウ　施設の利用状況　　（単位：人）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	10,648	10,027	9,856	8,624	6,181

施設の利用者については、平成28年以降年々減少傾向にある。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により吉田福祉センターを会場とした各種会議等が実施されなかったため、より利用者が減少することになった。

鹿児島市吉田福祉センターにおいては、書道教室、絵手紙教室、陶芸教室等の文化活動のほか、運動講座等も実施されており、高齢者の生きがいづくりや健康づくりにも役立つ施設であると言える。

【意見 20】

より多くの利用者に鹿児島市吉田福祉センターを利用して頂いて、生きがいや健康づくりに役立てて頂けるよう、魅力的な講座の実施やレクリエーションの実施に取り組まれたい。そのために、鹿児島市吉田福祉センターの市民向け広報の強化や利用者等に対して開講を望む講座やレクリエーション等についてのアンケートを実施する等して同センターのより積極的な活用方法を検討されたい。

第５　本市のまちづくりプランにおける高齢者の位置付けについて

１　問題意識の所在

（１）本市の高齢者の現状

前記第３の３　高齢者のいる世帯の状況のとおり、平成 27 年度で高齢者のいる世帯数のうち高齢者夫婦世帯が 32.2%、ひとり暮らし世帯が 34.1%である。

また、高齢化率の高い主要な団地の高齢化率の現況は以下のとおりである。

団地別人口の推移・現況及び高齢化率の現況

市内の主要な団地の中で、高齢化率が 30%を超える団地（平成 22 年国勢調査時点）が 6 団地あります。また、それらの団地は 10 年前からの人口減少も見受けられます。

▼高齢化率の高い団地の概要

団地	面積 (ha)	①人口			②高齢化率		③世帯数		
		H12 (人)	H22 (人)	増減 (%)	H22 (人)	H22 (%)	H12 (世帯)	H22 (世帯)	増減 (%)
伊敷団地	101.5	8,586	7,691	△10.4	2,706	35.2	3,511	3,557	1.3
千年団地	43.3	3,039	2,806	△7.7	915	32.6	1,176	1,247	6.0
岡之原団地	10.1	1,036	927	△10.5	290	31.3	385	396	2.9
大明丘団地	32.0	3,071	2,496	△18.7	844	33.8	1,290	1,170	△9.3
坂元団地	15.2	1,871	1,615	△13.7	525	32.5	758	756	△0.3
城山団地	46.3	3,719	3,433	△7.7	1,077	31.4	1,662	1,646	△1.0

資料）鹿児島市資料

これらの資料や前記 32 ページ 4 で記載した高齢者の日常生活の状況、社会参加の状況等から見えてくる本市の特に高齢化に伴う各種問題が顕在化しやすい団地居住の高齢者の典型的な状況は、壮年期に郊外の団地に自宅を建て、子育てをし、高齢者となった時点では子供は巣立って別世帯を持ち、高齢者は夫婦で或いは一人暮らしをしており、元気なうちも社会参加への割合は高くなく[1)]、また、近隣住民も同様な高齢者が大多数であって近隣住民との交流も乏しく、高齢化のため運転免許証を返上した後は、買い物難民化、医療難民化して不便な生活を余儀なくされ、次第に衰えて要支援者・要介護者となり介護施設等の世話になりながら人生の終末を迎えるという姿が想定される。

しかしながら、高齢者といえども動けるうちは、認知症を発症していようが、車椅子生活を余儀なくされていようが、高齢者のための福祉施設に閉じ込められているような日常生活ではなく、街なかに出て、まち歩きを楽しみ、後述の「鹿児島市生涯活躍のまち」構想で描かれている「中高年齢者などが主体となって、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるようなコミュニティづくり、まちづく

1）広井良典「人口減少社会のデザイン」101 ページ…さて、コミュニティをめぐる話題を考えていくにあたり、ここで注目してみたい話題として、「居場所」というテーマがある。日本経済新聞・産業地域研究所が行ったアンケート調査…退職後の居場所について「あなたは自宅以外で定期的に行く居場所がありますか」という質問に対し、男女ともに 1 位が図書館、「見つからない／特にない」が 2 位になっている。要するに、現在の日本の都市では「居場所」と言えるような場所が概して少ない。

り」に自らも参加し、上記構想が示すようなコミュニティのなか、まちなかで多世代との交流ができる生活を望んでいるはずである。

（2）本市における住宅団地の高齢化問題

上記問題を考察するうえにおいて参考になるのは、2014年1月に㈱日本政策投資銀行南九州支店が発表した「鹿児島市の人口構造の変化～住宅団地の高齢化進展への備え強化を～」である。同支店の許可を得たのでその主要な内容を引用すると以下のとおりである。

1．**①要旨**

主要な住宅団地の高齢化状況をみると、各住宅団地の高齢化率は整備時期の影響を受けており、整備完了後30年以上経過した住宅団地では市平均に比べ住民の高齢化がかなり進展していることが分かった。また、現状高齢化率がそれほど高くない住宅団地でも、今後10年、20年と時が経過する中で急速に高齢化が進む可能性が高いことも分かった。なぜなら、①住宅団地住民の年齢構成は偏りが強くそれぞれ特定の年齢層に人口が集中しており、かつ、②子供世代が進学・就職で流出することを除けば、住宅団地の住民の入れ替わりは乏しく、親世代は高齢化してもそのまま住み続ける可能性が高いことが示唆されたからである。したがって、住宅団地における高齢化問題の顕在化や深刻化への備えを強化していくことが必要である。

今後、鹿児島市の郊外住宅団地でも住民の高齢化だけでなく、住宅や公共施設の老朽化、地域コミュニティの停滞などオールドタウン化と呼ばれるような複合的問題が発生することが懸念されるが、まず優先すべきは高齢者が安心して生活できる環境を整備していくことである。そのためには、既存ストック活用及び公民連携による高齢者福祉施設の整備、民間事業者・NPO 等との連携による生活支援サービスの提供、相互扶助のコミュニティ形成及び居住者の世代交代促進といった取り組みが求められよう。また、こうした取り組みにより住宅団地の住環境や価値を維持・向上していくために、自治会、NPO、事業者、行政、まちづくりの専門家など関係者が連携して課題解決に取り組むエリアマネジメントの体制を整備していくことが有効と考えられる。

住宅団地の高齢化はこれからが本番である。したがって、各住宅団地では、行政のバックアップも得つつ、問題顕在化に備えた検討体制づくりをあらかじめ行っていくことが望まれよう。行政においても地域の実情に応じた施策展開という観点から、既に高齢化が進んでいる住宅団地を先行モデルとしてケーススタディを行い、知見・ノウハウを蓄積しておくことが望まれるのではなかろうか。

②エリア別にみた高齢化の状況

総人口に比例し老齢人口は市内中心部が多い

では、高齢者は市内のどのエリアに多く住んでいるのであろうか。国勢調査の地域メッシュ統計でみると、市内中心部に多くの高齢者が住んでいることが分かる（図表 9）。

もっとも、当該エリアは総人口も多い（図表 10）。また、高齢化に伴う各種問題は利便性の高い中心部よりも郊外の方が顕在化しやすい。なぜなら、高齢者にとっての地域の不便な点として、日常の買い物、病院への通院等があげられているからだ（図表 11）。

図表 9　老齢人口（2010 年）

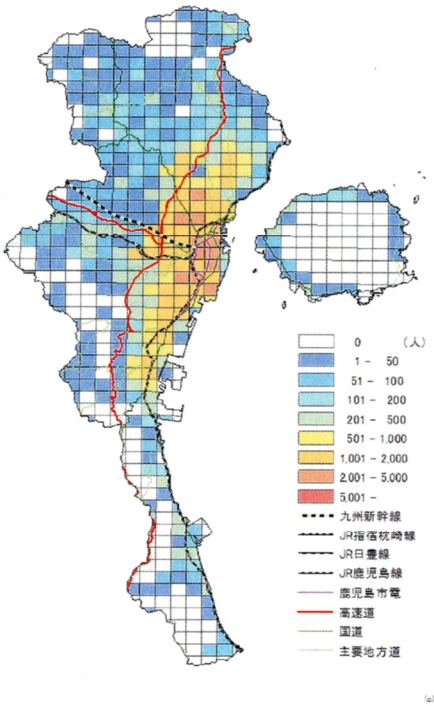

図表 10　総人口（2010 年）

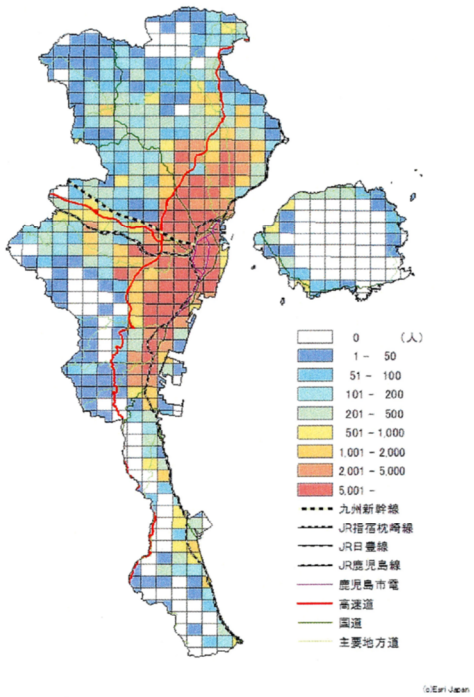

（資料）総務省「国勢調査」より作成

（注）１メッシュは、概ね２万５千分の１の地勢図を緯線方向及び経線方向に 10 等分してできる区域で、約１×１km

図表 11

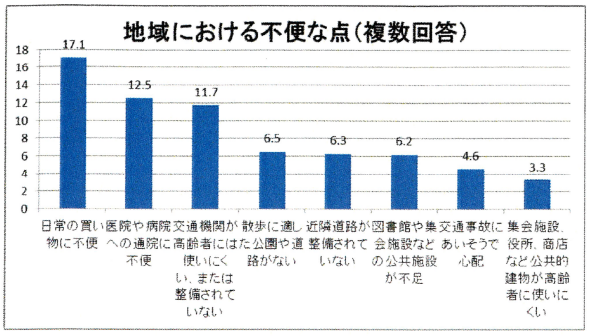

（資料）内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」（平成 22 年）より作成

高齢化率が高いのは郊外、とりわけ北部エリア

そこで、高齢化率（2010 年）をプロットしたメッシュをみると、総じて中心部に比べ郊外に高齢化率の高いメッシュが目立っており、また鹿児島中央駅を中心とした場合、南部に比べ北部に高齢化率が高いメッシュが目立つものとなっている（図表 12）。

図表 12

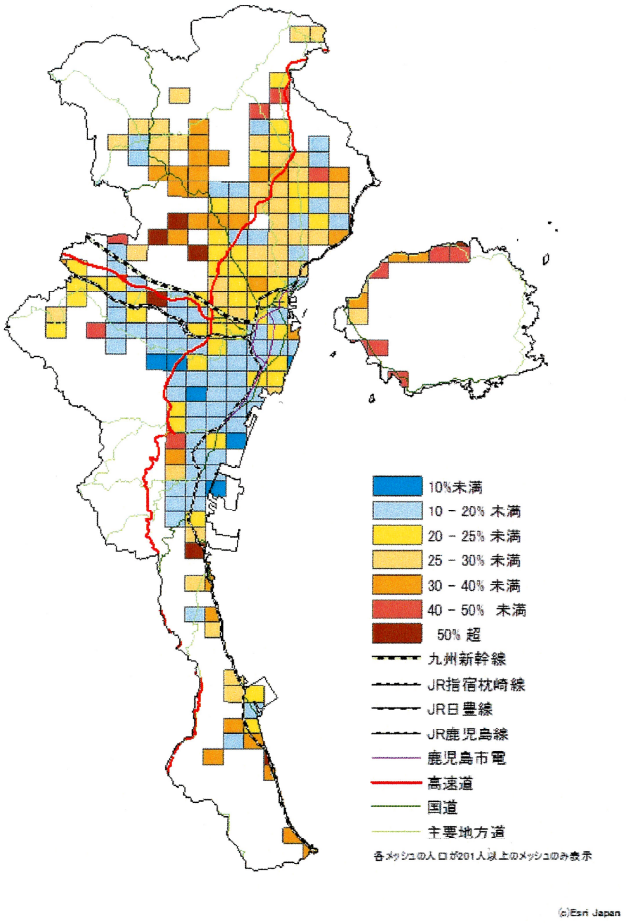

（資料）総務省「国勢調査」より作成

（注）人口密度が極度に低いメッシュは異常値が出やすいため 201 人以上とした。

なお、全国の人口密度は 343 人/㎢、鹿児島県は 186 人/㎢、鹿児島市は 1,108 人/㎢である。

郊外に整備された住宅団地が高い高齢化率の一因

このように南部に比べ北部の高齢化率が高いことや郊外の高齢化率が高い理由としては以下のような要因が影響しているものと考えられる。

第一は、南部では 1996 年の県庁移転及び大型商業の集積進展などにより利便性が向上し、人口流入が進んだことである。

第二は、傾斜地や山間部が住宅団地として整備されてきたことの影響である（図表 13）。住宅団地では、同じような世代が一斉に暮らし始める傾向にあり、子供世代が成長して団地から出て行くと高齢者の夫婦のみの世帯や単身世帯が目立つ状況になる傾向があるとされるためである。

図表 13

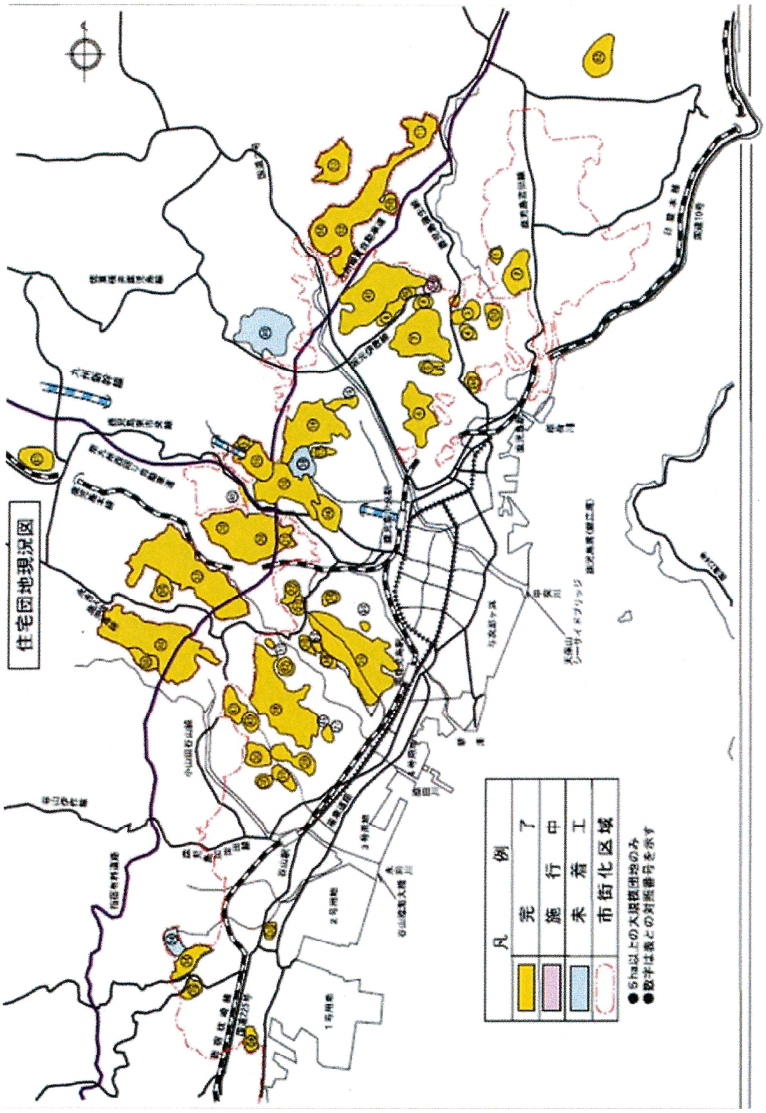

（資料）鹿児島市「鹿児島市の都市計画（2012 年版）」

整備完了後 30 年以上経過したものが約 7 割

鹿児島市では整備完了して既にかなりの年数が経過している住宅団地が多い。「鹿児島市の都市計画（2012 年版）」によると、市内に面積 5 ha 以上の住宅団地は未着手のものを除き 59 カ所ある。その内訳をみると、整備完了後 40 年以上経過したものが 17 カ所、30 年以上 40 年未満のものが 22 カ所と、整備完了後から 30 年以上が経過したものが約 7 割もの比率（件数ベースで 66.1%、計画戸数〃71.3%）を占めている（図表 14）。

図表 14

	件数	施 行 者	面積 (ha)	計画 戸数	手 法	施行期間	
						着工	完了
総　　計	59		2,083.5	62,177	－	－	－
施行完了後40年以上経過	17	－	612.59	22,821	－	－	－
城山団地		開発事業団	46.30	1,562	宅造	S42.4	S46.3
玉里団地		開発事業団	97.00	3,178	宅造	S45.2	S48.3
伊敷団地		開発事業団	101.50	3,222	宅造	S43.9	S46.3
紫原団地		市・市住宅公社	145.66	7,326	区画整理	S31.2	S40.3
施行完了後30年以上40年未満経過	22	－	719.47	21,507	－	－	－
緑ヶ丘団地		県住宅供給公社	31.50	1,557	宅造	S40.12	S53.7
千年団地		民間	43.32	1,060	開発	S46.2	S52.6
原良団地		県住宅供給公社	111.50	3,175	宅造	S41.12	S53.12
武岡団地		市住宅公社	78.31	2,351	区画整理	S46.10	S52.8
武岡ハイランド		民間	48.32	1,790	開発	S45.9	S52.12
西郷団地(一工区)		民間	42.58	1,870	宅造	S43.4	S50.12
桜ヶ丘団地		組合	139.76	3,864	区画整理	S49.9	S53.4
三井ニュータウン		民間	55.38	1,223	開発	S52.4	S55.7
施行完了後30年未満経過	20	－	751.45	17,849	－	－	－
花野団地		民間	50.08	1,426	開発	S52.8	H元.2
星ヶ峯ニュータウン		開発事業団	171.11	4,300	宅造	S51.12	H2.3
西郷団地(二工区)		民間	66.13	1,775	開発	S54.2	H8.9
皇徳寺ニュータウン		民間	145.36	3,807	開発	S55.11	H9.1
伊敷ニュータウン		組合	129.39	2,300	区画整理	S61.1	H9.1

（資料）鹿児島市「鹿児島市の都市計画（2012 年版）」より作成

2．鹿児島市の住宅団地の高齢化

（1）住宅団地整備時期別にみた高齢化状況

整備完了後 30 年以上経過した住宅団地では高齢化が顕著

図表 14 に掲載した計画戸数千戸以上の団地に関して、平成 25 年 3 月末の住民基本台帳の年齢別・町丁別人口統計を使い、高齢化率の状況を整理した（図表 15）。その結果、各住宅団地の高齢化率は整備時期の影響を受けており、整備完了後 30 年以上経過したところでは概ね市平均に比べ住民の高齢化が進んでいることが分かった。

図表 15

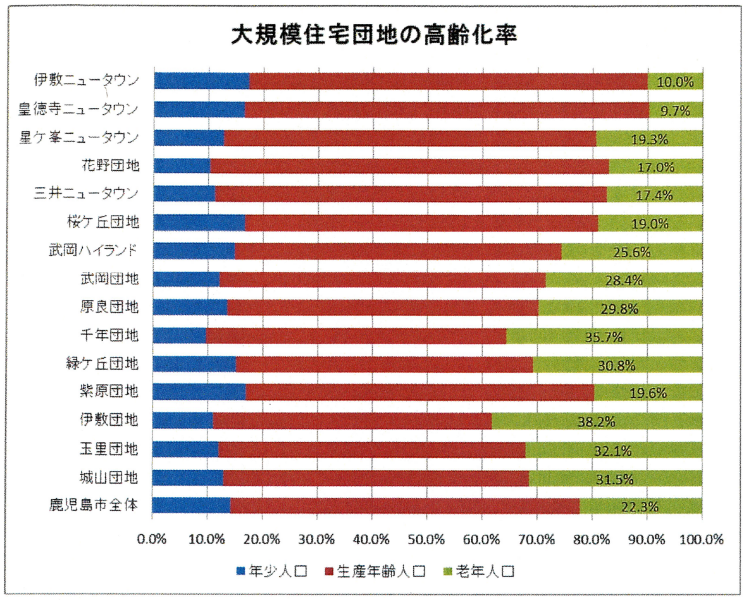

（資料）総務省「住民基本台帳」より作成

（２）住宅団地の人口構成上の特徴

住宅団地ではそれぞれ特定の年齢層に人口集中

但し、同じような高齢化率の住宅団地でも年齢別人口構成には違いがある。例えば、高齢化率が概ね等しい城山団地と玉里団地についてみると、前者では 75～84 歳の住民の構成比が相対的に高い一方、後者では 65～74 歳の構成比が相対的に高い。

そこで、住宅団地毎に年齢階級別の人口構成比をグラフとして作成してみた。すると、各住宅団地では市全体の傾向に比べ年齢層の構成に偏りが強く、それぞれ特定の年齢層に人口が集中していることが分かった（図表 16～20）。

このことは、現状高齢化率がそれほど高くない住宅団地でも、今後、急速に高齢化率が高まる可能性があることを示唆している。

図表 16

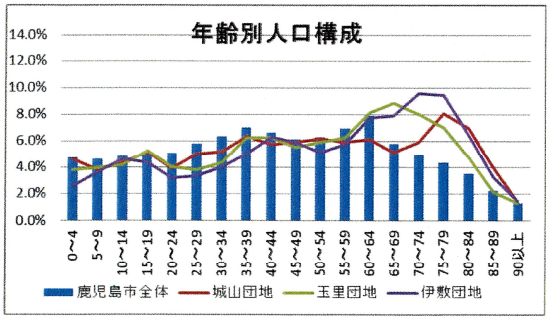

図表 17

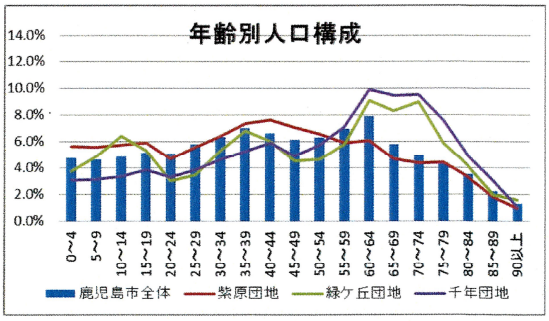

（資料）総務省「住民基本台帳」より作成

図表 18

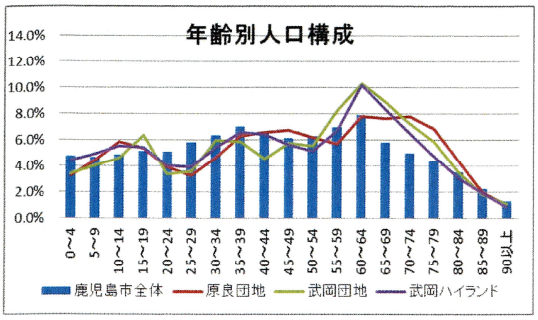

図表 19

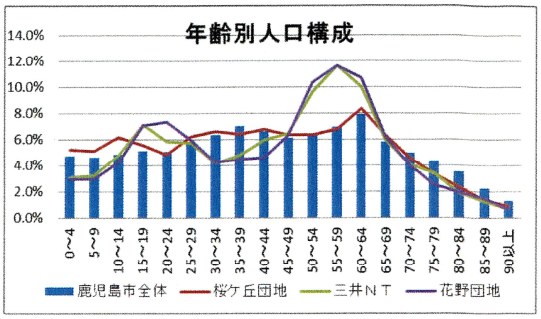

図表 20

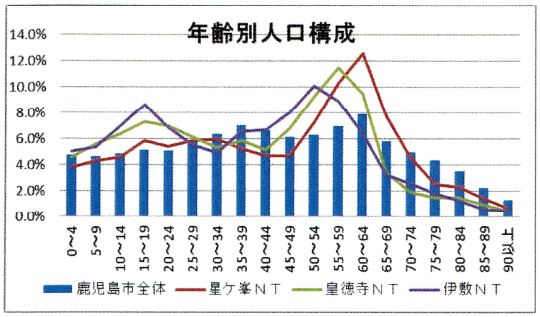

（資料）総務省「住民基本台帳」より作成

（３）住宅団地の人口移動状況

子供世代は域外へ流出、一方親世代は残留する傾向

現在ある特定の年齢層に人口が集中していたとしても、その後、住民の入れ替わり等が相応にあれば、高齢化に伴う問題が突然顕在する可能性はそれほど高くない。

そこで、まず、各住宅団地において過去 10 年間に年齢別人口がどのように推移したかを整理した（図表 21～26）。これらをみると、①親世代の山の頂きは経過年数を加えた年齢層の位置にシフトし存在する一方、②子世代の山の頂きは消滅ないし高さが大幅に低下するという傾向がみられた。このことは、住宅団地では、子供世代を除けば住民の入れ替わりはあまりなく、親の世代はそのまま住み続けている可能性が高いことを示唆している。

図表 21

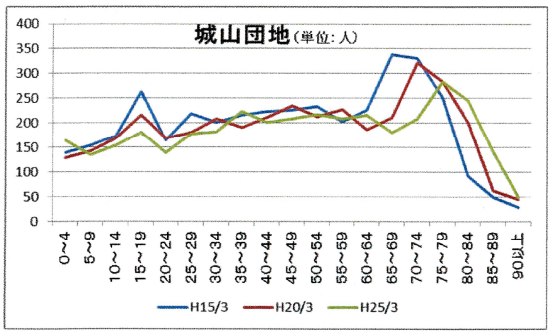

図表 22

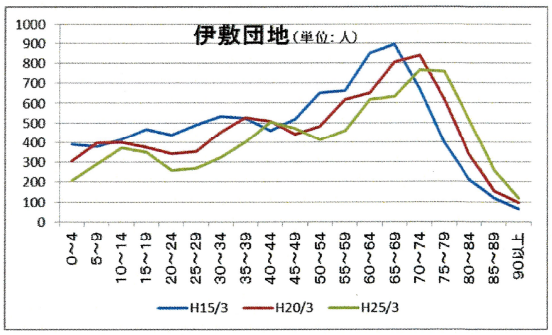

図表 23

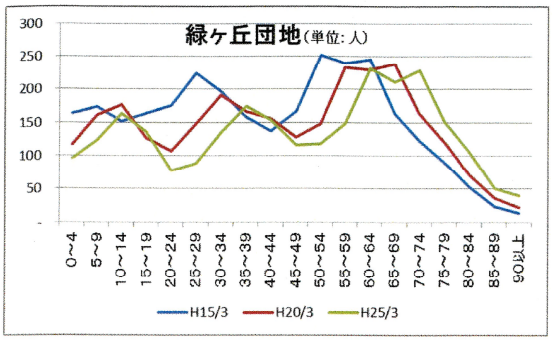

図表 24

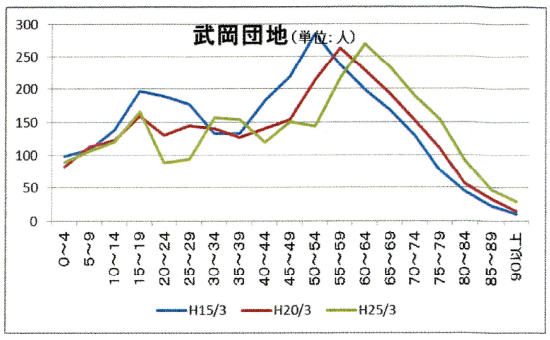

図表 25

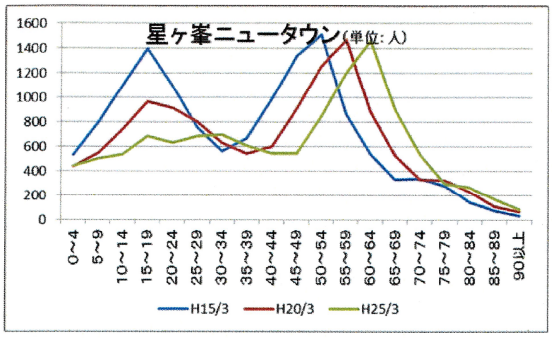

図表 26

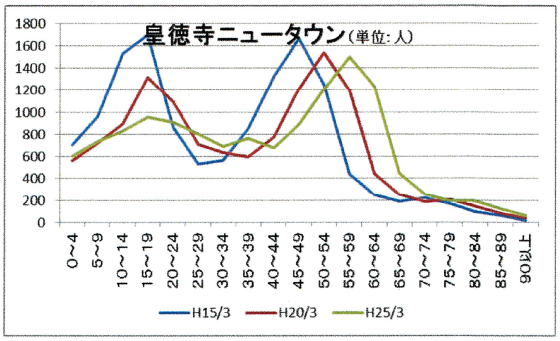

（資料）総務省「住民基本台帳」より作成

親世代の人口減少の主因は、他地域への住み替えではなく、死亡

但し、親世代の山の頂きは高齢化するに伴い若干低くなる傾向も見受けられる。このことは、高齢者が利便性等を求めて違う場所に住み替えたことを示している可能性もある。

そこで、各住宅団地における年齢別人口移動の状況をより詳細に把握するため、他エリアへの移動がなかった場合に各年齢階級の人口がどうなるかを社人研「生命表データ」による各年齢階級別の生存率をかけて推計し、現在の姿と比較してみた（図表 27～32）。その結果、人口集中していた親世代の山が低くなった原因は、主に高齢化に伴う死亡であると推定された。

以上の結果から、子供世代が大学等への進学や就職で団地外に流出することを除けば住宅団地の住民の入れ替わりは乏しく、親世代は高齢化してもそのまま住み続けるケースが大半といえる。

住宅団地における高齢化問題の顕在化や深刻化に向けた備えの強化を

これまでみてきたように、整備完了後 30 年以上経過した住宅団地では住民の高齢化がかなり進展している。加えて、それ以降に整備され現在は高齢化率がそれほど高くない住宅団地においても、今後 10 年、20 年と時が経過する中で急速に高齢化が進む可能性が高い。なぜなら、各住宅団地では特定年齢層に人口が集中しており、かつ、親世代は高齢化してもそのまま住み続ける傾向があるためである。

したがって、住宅団地における高齢化問題の顕在化や深刻化への備えを強化していくことが必要である。

図表 27

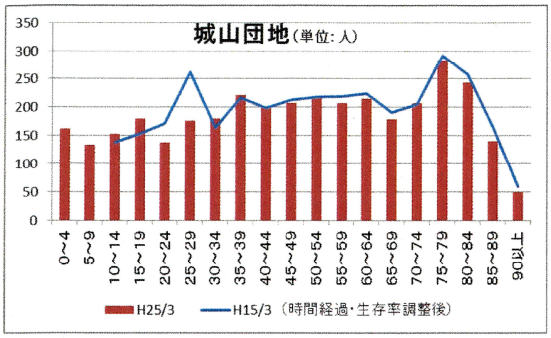

図表 28

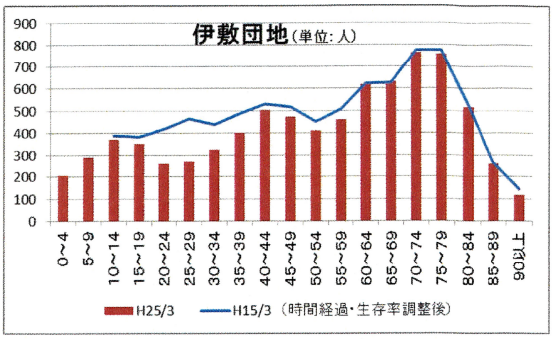

図表 29

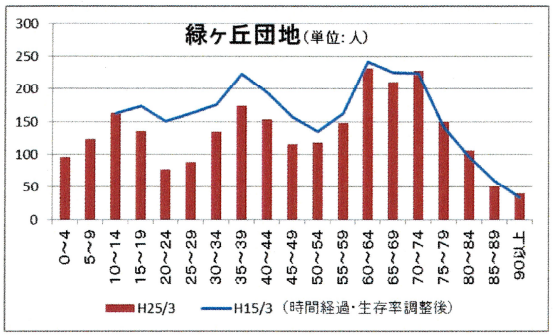

図表 30

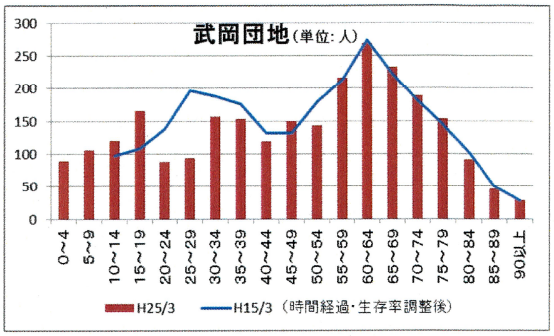

図表 31

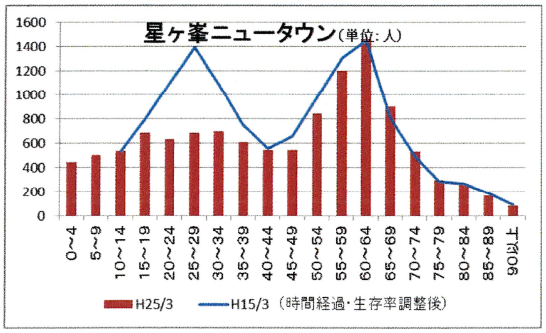

図表 32

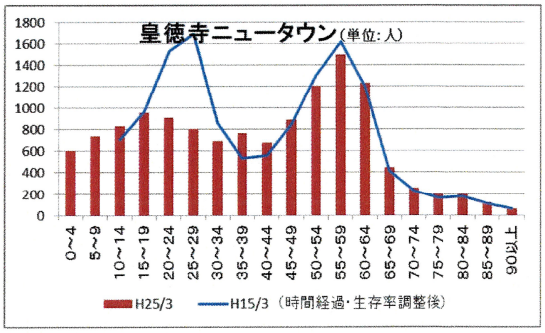

（資料）総務省「住民基本台帳」、社人研「生命表データ」より作成

３．住宅団地の高齢化問題への処方箋

実は、高度経済成長期を中心に整備されてきた住宅団地で住民の高齢化が進んでいることは全国で生じている現象である。しかし、そこで生じている課題は住民の高齢化だけではない。住宅の老朽化、公共施設の陳腐化・老朽化、空き家の発生、地域コミュニティの停滞、近隣商店撤退等による生活利便性の低下なども複合的に進行しているケースも少なくない。これらの現象は、ニュータウンの「オールドタウン化」などとも呼ばれている。

（１）高齢者が安心して生活できる環境の整備

鹿児島市の郊外住宅団地でもオールドタウン化と呼ばれるような複合的問題が発生することが懸念されるが、まず優先すべきは高齢者が安心して生活できる環境を整備していくことである。そのためには次のような取り組みが求められよう。

既存ストック活用及び公民連携による高齢者福祉施設の整備

もともと住宅団地は、新たに住宅を購入する子育て期の核家族をメインターゲットとして整備されてきた。したがって、不足する高齢者福祉や生涯学習などを提供する施設の整備・充実が課題となると考えられる。しかしながら、このようなサービスを提供する施設等の整備に必要な新たな用地を確保することが困難な場合も少なくないと考えられる。

そこで、公共施設などの既存ストックを有効活用し、現在や将来の地域ニーズに合わせるように複合化や用途転換等を実施していくことが重要である。例えば、生徒数減少で余剰教室が発生している学校施設、公営住宅の空き住戸などはその有力な候補となろう。また、民間ノウハウを活用することでコスト削減やサービス向上等が図ることができる施設については、公的関与の必要性や活用の効果と課題などを検討し、公民連携（ＰＰＰ）の活用も検討すべきだろう。

図表 33

中学校と老人福祉施設等の複合化（市川市）	市川市立第七中学校の校舎のうちＡ棟並びに給食室を建替え、余裕容積を有効活用して公会堂、保育所、ケアハウス、デイサービスセンターを新設した複合施設を合築で整備したＰＦＩ事業である。
保育園と高齢者福祉施設の複合化（高浜市）	老朽化した保育園の改修時期に合わせて保育園の運営を市から社会福祉協議会に委託するとともに高齢者のデイサービスセンター（運営主体は社会福祉協議会）を併設した事例である。
県営住宅の空き住戸を活用した高齢者生活支援機能等の誘致（兵庫県・明石舞子団地）	明石舞子団地のコミュニティ再生へ向け、県営住宅の空き住戸を拠点に地域活動に取り組む団体を公募した事例である。なお、当該県営住宅の目的外使用は地域再生計画の認定を内閣府から受けることで可能となっている。
保健福祉施設整備・運営事業（中野区）	介護老人保健施設、老人福祉施設、障害者入所施設、ケアハウスなど保健福祉施設の整備・運営事業を独立採算型ＰＦＩ事業で行った事例である。

（資料）各種公表資料より作成

民間事業者・NPO等との連携による生活支援サービスの提供

住宅団地に住む高齢者の中には、日常の買い物、料理や家事など生存に最低限不可欠な作業も重荷となる人も少なくないと考えられる。

そこで、まずは民間事業者の提供する買い物代行、ネットサービス、食事宅配などのサービスに関する情報を住民に周知し、活用していくことが考えられる。また既存 NPO 等との連携や、地域の住民が自ら生活支援ニーズに対応したサービスを立ち上げることも有効である。但し、思いだけではサービスを継続していくことは難しい。継続性を担保するためにはビジネス的な視点も入れた事業運営の仕組みをつくりあげていくことが必要である。

図表 34

買い物代行、ネットスーパー（鹿児島市）	生協コープかごしまでは現在県内６店で買い物代行サービスが行われている。またタイヨー、山形屋ストア、イオン九州などではネットスーパー事業が行われている。
食事宅配（セブンミール）	セブンイレブンの物流・店舗網等のインフラを活用し、食事の宅配サービスを提供している。
NPO による買い物代行・安否確認サービス等の提供（千葉市）	千葉大学が中心となって組織された NPO（NPO 法人ちば地域再生リサーチ）がコミュニティビジネスをイメージし、高齢者支援に取り組んでいる事例である。具体的には、リフォーム系サービス等での収益補完を行うことで、買い物代行・安否確認サービスの継続性を確保している。
NPO によるレストラン、配食、デイサービス等の提供（立川市・けやき台団地）	食の専門家を中心とした女性有志が NPO を立ち上げ、レストラン２店舗、配食事業、デイサービス事業等を行っている自邸である。当該事業からの収入に加えて、会員制度、寄付制度を設けて運営資金を確保している。

（資料）各種公表資料より作成

相互扶助のコミュニティ形成及び居住者の世代交代促進

高齢者の生活支援ニーズへの対応については、相互扶助を可能とするコミュニティを形成することも有効な手段となる。例えば、親子が同じ団地内で近居すれば、子世代の子育て支援も含め双方で支え合うことが容易になる。

また、地域の活力やコミュニティ機能の維持・向上を図るためには、新たな居住者を呼び込むなど世代交代を促すことも重要である。

図表 35

公営住宅を利用した取り組み（兵庫県・明石舞子団地）	地域再生計画の認定を内閣府から受けることで公営住宅の目的外使用として、政策的に子供を持つ若年世帯や高齢者支援世帯を導入している事例である。なお、高齢者支援世帯とは団地内に生活支援が必要もしくは必要となることが見込まれる高齢者等の親を持つ世帯である。
団地空き部屋を活用した学生寮とボランティア活動の実施（高島平団地）	団地に隣接する大学がUR都市機構から空き部屋を借り上げ、いわば学生寮として利用。入居する学生には大学から家賃補助をする代わりに社会貢献活動を義務づけることで世代間交流による団地活性化に取り組んでいる事例である。
NPOによる住み替え・リフォーム支援（宗像市）	ベットタウンとして発展してきた地域の住環境の魅力を維持していくため、市が地元の優良民間事業者に呼びかけることで、リフォーム、住み替え、転売などの相談にのるNPO（「住マイむなかた」）を立ち上げた事例である。福岡県・宗像市の協力・監査の下、運営されている。
住み替え情報バンク（大分市）	空き家等を活用して若年世帯等を呼び込もうと団地への住み替えを希望している子育て世帯等に、賃貸や売買する意思のある空き家・空き地の情報を提供する仕組みを構築した事例である。
住み替え支援によるミックストコミュニティ形成への取り組み（青森市）	移住・住みかえ支援機構と連携することで街中に引っ越す高齢者から郊外の住宅を一定期間借り上げ、最低賃料を保証した上で市場家賃よりも安価で子育て世帯等に転貸している事例である。

（資料）各種公表資料より作成

（２）課題解決に向けた体制整備

住宅団地における高齢化問題はオールドタウン化とも呼ばれる複合的な問題であるため、これらの課題に一つの主体だけで必要な対策を講じていくことは困難である。また、専門的な知見・ノウハウを必要とする部分も少なくないし、一過性ではなく継続的な取り組みも求められる。さらに、交通の利便性、周辺商業施設の状況、建設されている住宅の種類など各住宅団地を取り巻く環境の差があるため、各住宅団地が目指すべき現実的な将来像や必要な処方箋は一律ではない。例えば、大規模集合住宅主体の住宅団地では余剰住戸を供給されるような建て替えを行うことで世帯構成の多様化を進めることが可能性であるが、戸建て中心の住宅団地の場合にはこのような対策は困難である。

そこで、エリアマネジメントの体制を整備していくことが有効と考えられる。住宅団地の住環境や価値を維持・向上していくために、自治会、NPO、事業者、行政、まちづくりの専門家など関係主体が連携して住宅団地の将来の姿とそれに向けた取り組みの方向を明らかにしたマスタープランを策定し、プランに基づき関係主体が連携、役割分担した上で各種課題解決に向けて取り組みを進めるのである。

図表 36

明舞団地再生計画	学識者及び行政（兵庫県、神戸市、明石市）・住宅管理者（兵庫県、県住宅供給公社、都市再生機構）から構成される委員会や協議会を設置し検討するとともに、居住者等によるワークショップで住民の意向を把握し、それを反映して再生計画を策定した事例である。
千里ニュータウン再生指針	千里ニュータウンに関わる行政、公共住宅管理者等の６者が協議会を設置し、抱える様々な問題を解決しながら、まちの活力を発展、承継してくための基本的な指針を策定した事例である。なお、学識経験者、市民の意見を反映するための委員会も設置された。
松江市・淞北台団地におけるエリアマネジメントの運営組織の設置	自治会、高齢者自立支援組織、ＮＰＯ団体、大学、民間企業などを構成員とするエリアマネジメントの運営組織「淞北台団地再生委員会」（現・淞北台まちづくり委員会）を設置し、戸建て住宅中心の団地内で発生している防犯、福祉、交通分野の課題に取り組んでいる事例である。

（資料）各種公表資料より作成

おわりに

住宅団地の高齢化はこれからが本番である。一方、住宅団地の高齢化への取り組みの前提となる住民の現状認識の共通化や取り組みの方向性に対する意見統一には、かなりの時間を要することが予想される。したがって、各住宅団地では、行政のバックアップも得つつ、問題顕在化に備えた検討体制づくりをあらかじめ行っていくことが望まれよう。

また、行政においても、今後、多くの住宅団地で高齢化が本格化すること及び地域の実情に応じた施策展開が望まれるということを踏まえると、既に高齢化が進んでいる住宅団地を先行モデルとしてケーススタディを行い、知見・ノウハウを蓄積しておくことが望まれるのではなかろうか。

＜参考１＞地域メッシュ統計でみた鹿児島市の人口増減（2000～2010）

○総人口

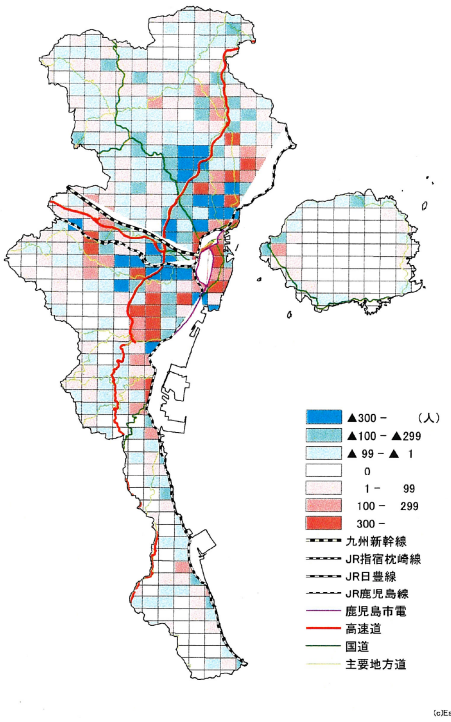

○年少人口

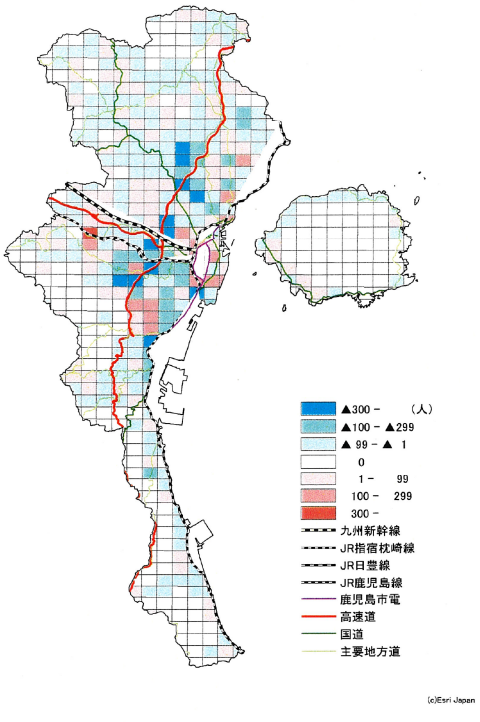

○生産年齢人口

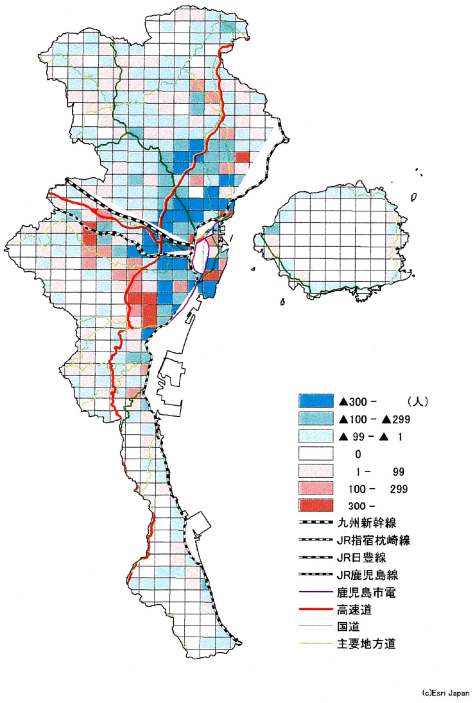

○老齢人口

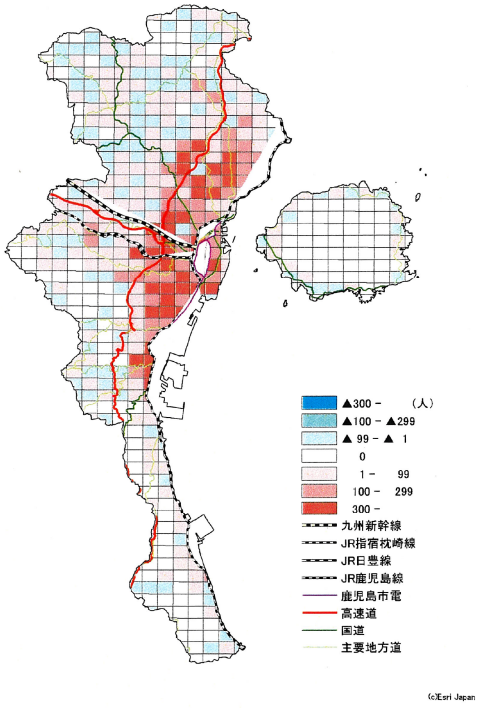

（資料）総務省「国勢調査」より作成

＜参考２＞過去 10 年間の年齢別人口の推移（本文掲載以外の住宅団地）

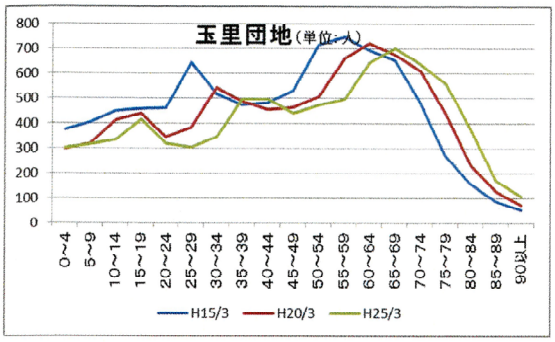

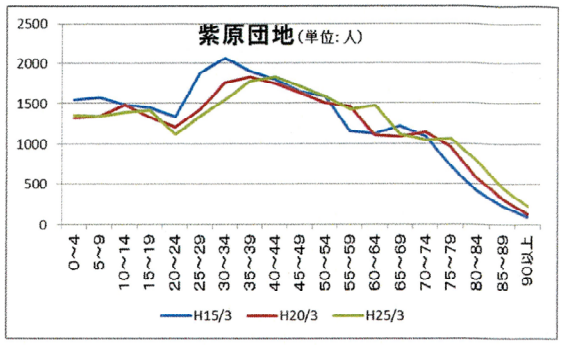

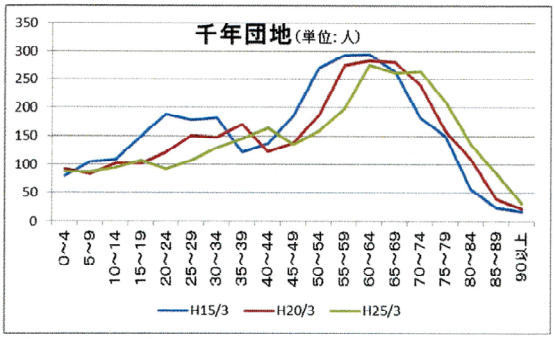

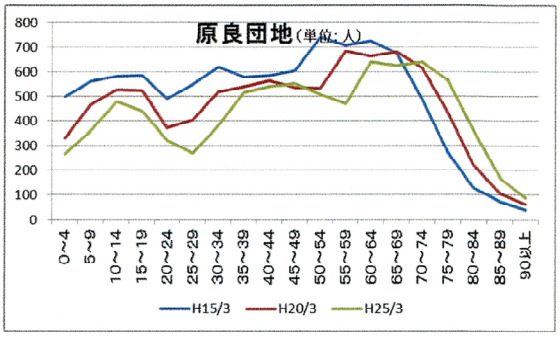

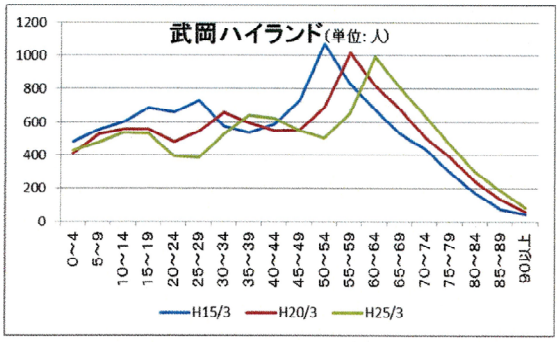

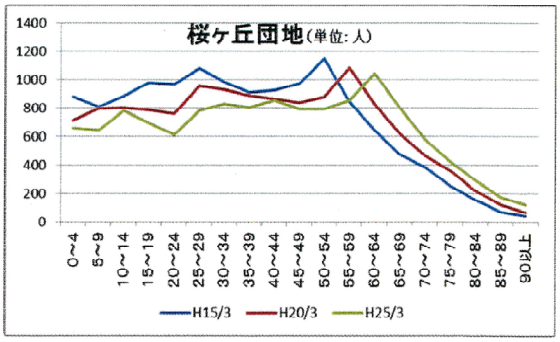

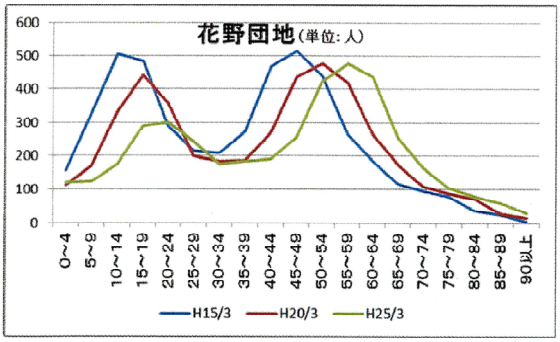

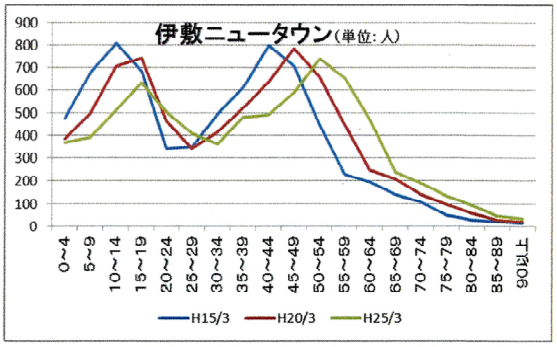

（資料）総務省「住民基本台帳」より作成

＜参考３＞生存率調整後の試算結果と現状の姿との比較（本文掲載以外の住宅団地）

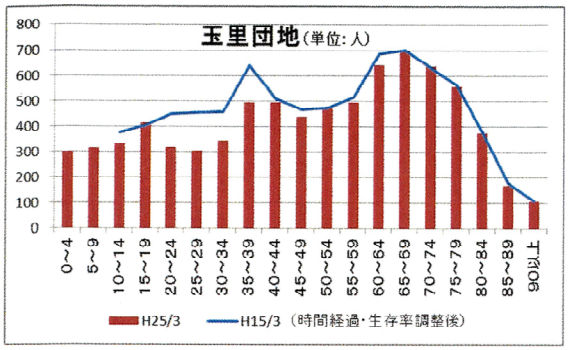

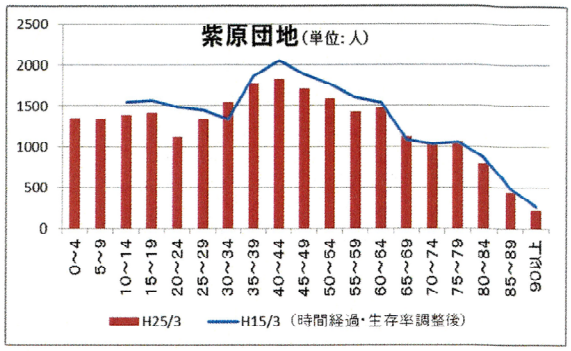

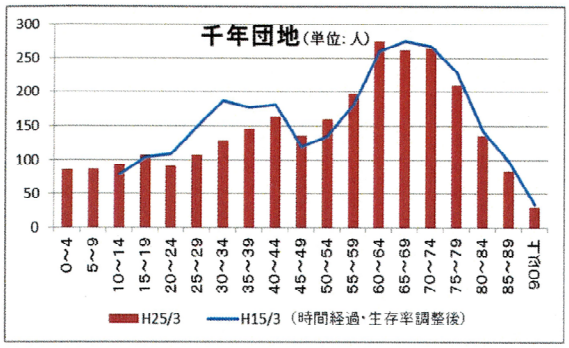

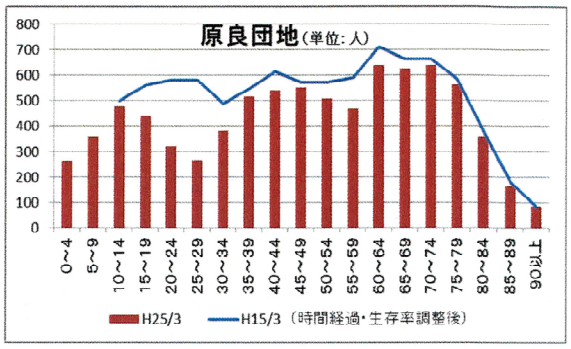

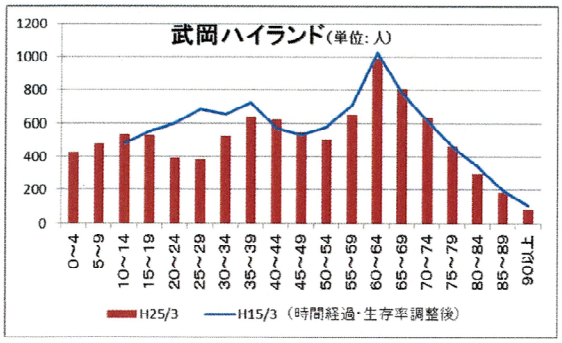

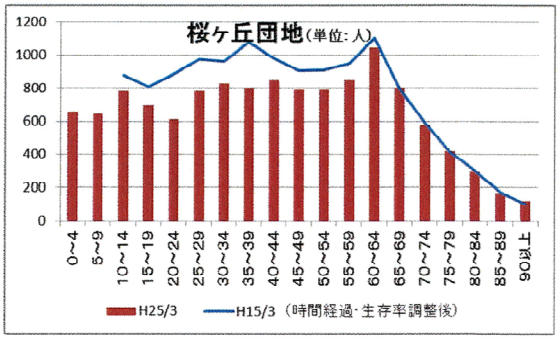

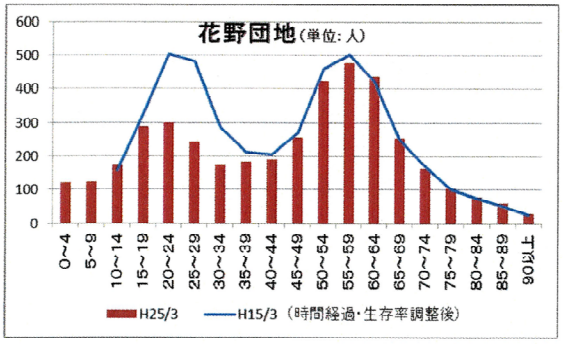

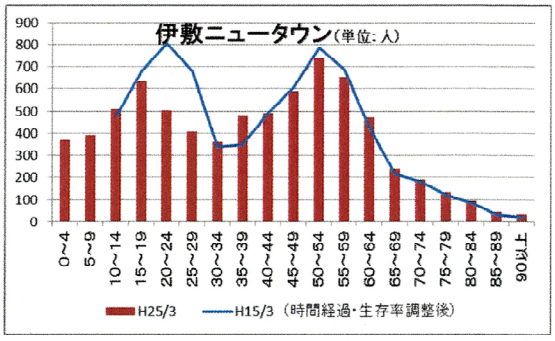

（資料）総務省「住民基本台帳」、社人研「生命表データ」より作成

（3）かごしま団地みらい創造プラン

本市においては令和３年３月「かごしま団地みらい創造プラン」を策定した。その内容は以下のとおりである。

1 策定の背景

開発の背景	• 高度経済成長期の 1960 年代(昭和 35～44 年)から 1970 年代(昭和 45～54 年)にかけて人口が急増し、その受け皿となる住宅を確保するため、多くの住宅団地が開発されました。
課題	• 現在、これらの住宅団地には市内の人口の約 1/4 が居住していますが、子世代の転出などによって人口減少や高齢化が顕著となっており、店舗等の減少やバス便の減少など、様々な地域課題が生じています。
魅力	• 比較的規模の大きな住宅団地は、学校や店舗など日常生活に必要な施設が整備され、公園・緑地等の自然環境も充実するなど、団地内で一定の生活圏が形成されたコンパクトで魅力的な居住環境となっています。
ニーズ	• 住民アンケート等でも「今後も団地に住み続けたい」との声に加え、「子世帯との近居」などを望む声も多くあります。 • 国においてはテレワーク等の新たな生活様式が示されるなど、住宅団地に求められる環境が変化することも予想されます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、さらなるコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、若い世代の居住の誘導や多様な主体による取組を進めることにより、活性化を図る必要があります。

■住宅団地における開発完了からの経過年数と居住者の変化（イメージ）

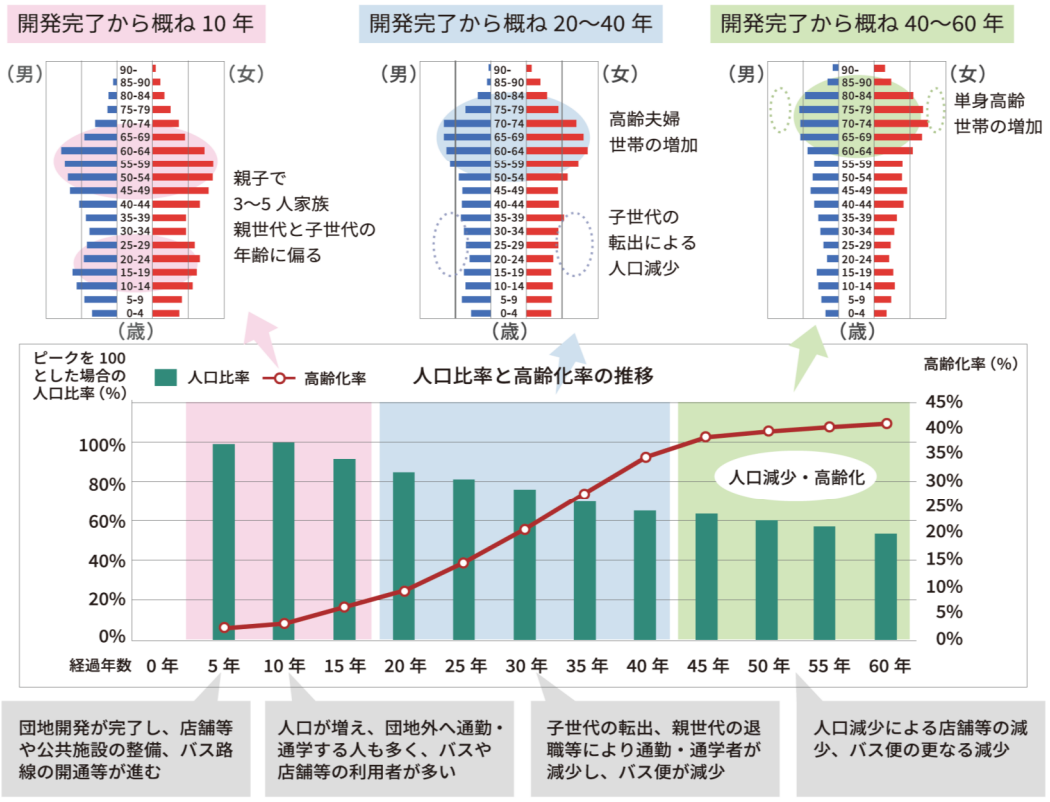

※本市の複数の住宅団地の統計データ等をもとに作成

対象団地（29 団地）

比較的規模の大きな住宅団地（学校や店舗があるなど団地内で一定の生活圏が形成されている団地）

- 鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプランで団地核が位置付けられている 24 団地
- 上記以外で高度経済成長期に造成され計画人口が 2,500 人以上の 5 団地

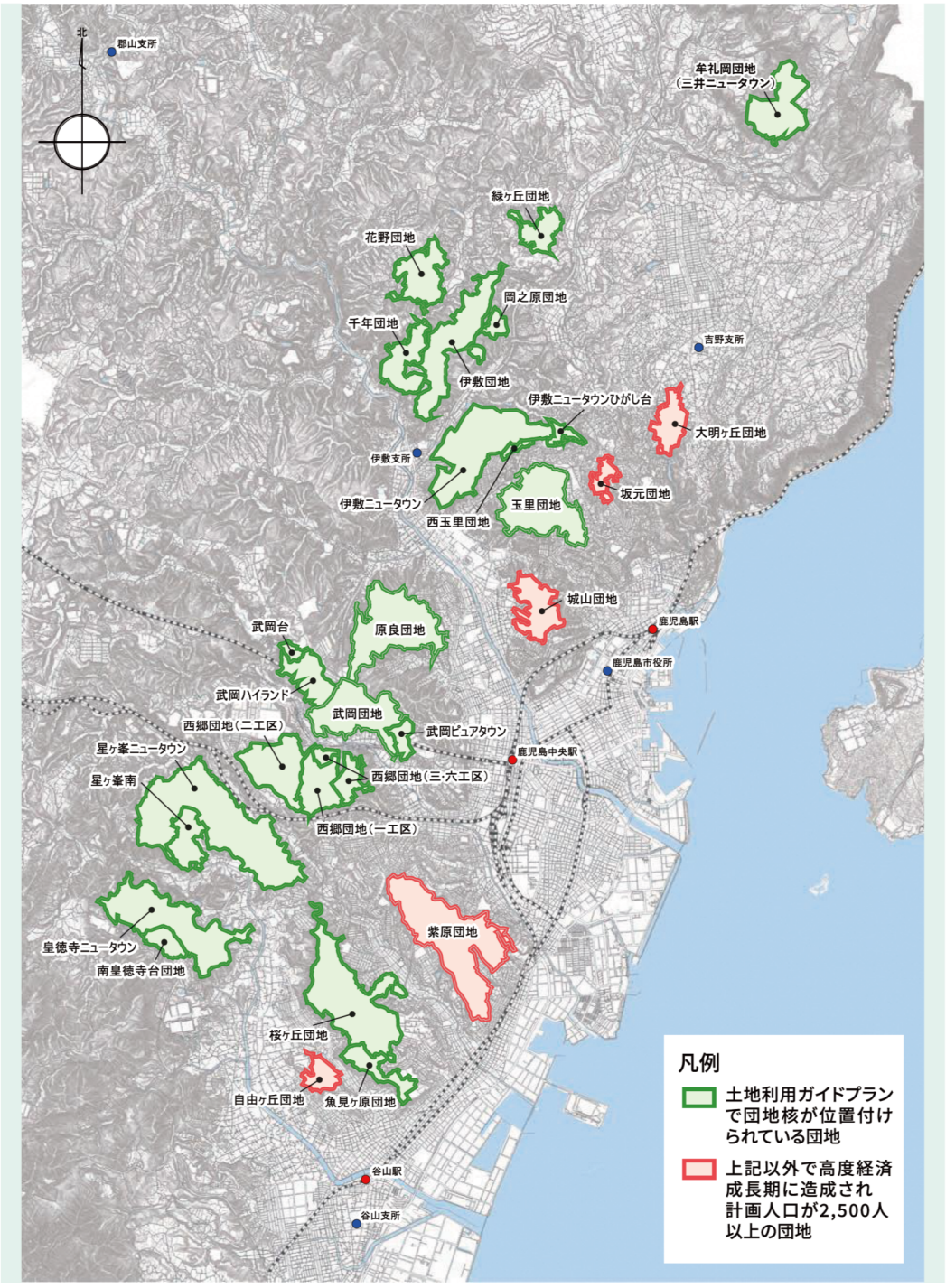

※開発時の区域等を記載しています。

2 活性化の基本的な考え方

地域の抱える課題は複雑化しており、これまでの行政主導のまちづくりで全てを解決することは困難となっていることから、地域住民や民間事業者等の多様な主体が協働でまちづくりに取り組むという考えのもと、それぞれの団地で独自の魅力が創出され、若い世代から高齢者まで多様な世代が活躍できるよう、以下のとおり基本理念及び目指す３つの将来像を掲げます。

基本理念

地域（一人ひとり）が主役になって
多様な世代が活躍できる団地（“まち”）を目指して

地域主体のまちづくり

今後は、地域（一人ひとり）が主役となり、まちづくりを進めることによって、それぞれの団地で独自の魅力が創出されるとともに、次世代を担う若い世代を団地内に呼び込みながら、多様な世代が活躍できる団地“まち”となることを目指します。

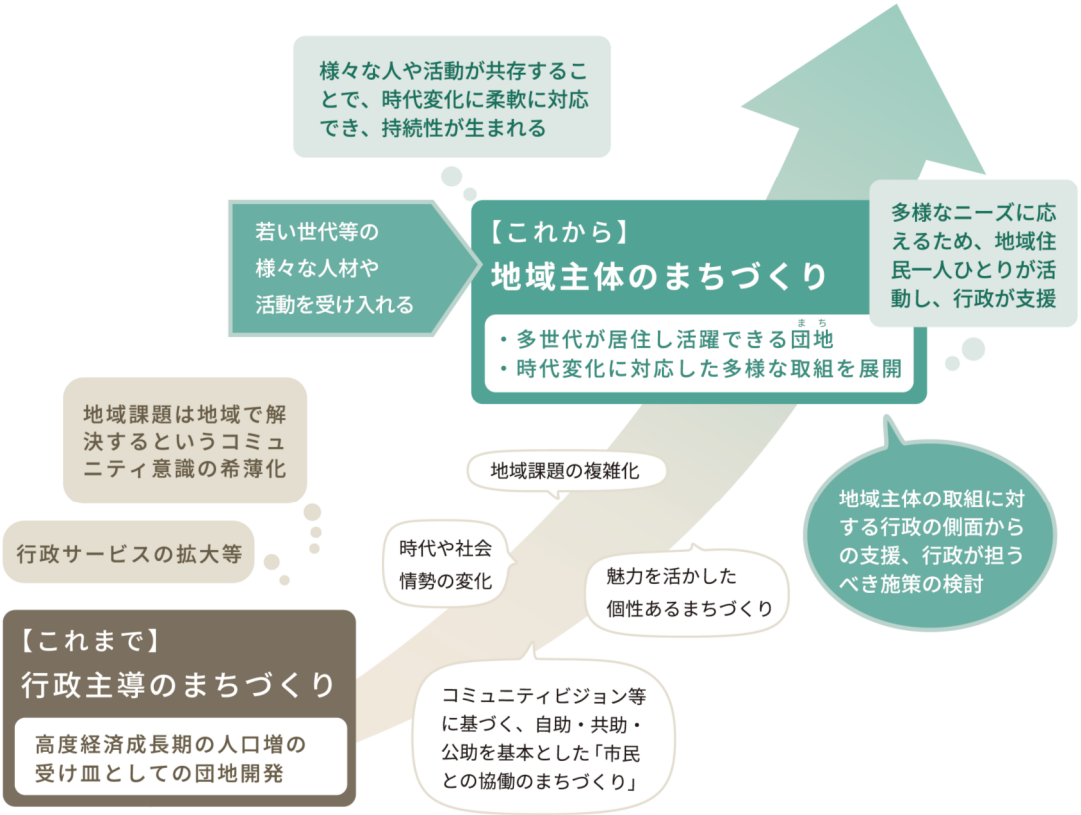

将来像

基本理念の実現に向けて、今後目指すべき住宅団地の３つの将来像を掲げます。

Ⅰ．若い世代が住んでみたくなる団地

～「住んでみたい」、「住み続けたい」～

“多様な世代が活躍できるまち”を目指すには、次世代を担う若い世代を呼び込むことが必要です。そのためには、若い世代が入居しやすく、子育てや仕事をしやすい環境を整えることが重要であることから、若い世代が魅力を感じ、「住んでみたい」、「住み続けたい」と思える団地を目指します。

Ⅱ．高齢者にも安心して住み続けられる団地

～「住んでいてよかった」～

“地域（一人ひとり）が主役”となるには、高齢になってもいきいきと活躍できる場をつくることや、住民同士で支え合える環境を整えることが重要です。高齢者が住み慣れた地域で活躍でき、支え合いながら安心して暮らし続けることができる、「住んでいてよかった」と感じられる団地を目指します。

Ⅲ．時代変化に対応した多様性のある団地

時代とともに変化する住民ニーズに柔軟に対応するには、団地内で多様な人や活動が交わり共存することが必要です。そのためには、団地内に様々な人が住まい、働き、子育てができる環境を整えることが重要であり、多様なニーズに対応した生活利便性の向上を図るなど、時代変化に対応した多様性のある団地を目指します。

取組の方向性

① 多世代居住の実現

② 支え合う地域交流・子育て・福祉の充実

③ 生活を支えるサービスの充実

④ 団地の魅力創出

3 活性化に向け⽅取組方針

４つの「取組の方向性」を基に、「地域での取組内容」を示します。
地域住民や民間事業者等と連携した取組に対して、行政は側面から支援します。

①多世代居住の実現

多世代のニーズに対応した住宅のリフォーム・耐震化

子育て・高齢者等世帯の安心な住まいづくりにつながる住宅の耐震化やリフォーム等を促進します。

高齢者向け住宅等の整備

良好な居住環境を備えた、高齢者向け住宅等の整備を促進します。

子育て世帯等の市営住宅への入居促進

市営住宅の建替え等の際には、子育て世帯等に配慮します。また、募集時には優遇措置を講じます。

団地に住んでいる親元での近居・同居

多世代居住を実現するため、団地に住んでいる親元での近居や同居を促進します。

空き家への住み替え

空き家を活用し、子育て世帯等の団地内への住み替えを促進します。

賃貸住宅等の情報提供

団地内での住み替えを希望している高齢者世帯等に対し、賃貸住宅等の情報を提供し、円滑な住み替えを促進します。

住宅団地

③生活を支えるサービスの充実

買い物や食事の宅配サービス等の提供

買い物に行けず食事に不安を抱える高齢者等に対する地域住民と民間事業者等が連携した取組を促進します。

職住育近接のための働く場づくり

自宅近くで育児をしながら、テレワーク等の新しい働き方（職住育近接）に対応できるよう、団地内での新たな働く場づくりを促進します。

生活利便施設等の誘導

高齢になっても自宅から歩いて行ける範囲内での生活利便性の向上を図るため、小規模な店舗等の立地を誘導します。

地域住民の交通手段の確保

公共交通の利便性の維持・確保に向けた取組や、高齢者等の日常的な移動等を支援するための地域住民と民間事業者等が連携した取組への支援の検討を行います。

②支え合う地域交流・子育て・福祉の充実

地域住民の交流拠点づくり

団地内における空き店舗等を活用した多世代交流拠点づくりを促進します。

既存商店街などのにぎわい創出

団地内において既存商店街のにぎわいや活性化を図るために、商店街などが実施するイベントの開催等を促進します。

地域での見守り、支え合い

団地内で安心して住み続けることができるよう、地域での見守りや支えあい活動を促進します。

防災体制、防犯活動の促進

地域による防災訓練や防災マップの作成、防犯パトロール等の活動を促進します。

ベンチあふれるまちづくり

歩道等へのベンチや公園への屋根付き休憩所等の設置を検討し、誰もが歩きたくなるようなまちづくりを促進します。

余裕教室の活用

学校を拠点とした地域交流・にぎわいの促進を図るため、余裕教室の社会教育等への活用策を検討します。

の活性化

④団地の魅力創出

新たな人材発掘・育成

地域主体による初動期のまちづくり活動へのサポートなどにより、団地活性化の取組を担う新たな人材の発掘・育成を目指します。

公園・緑地等の維持管理

地域が主体となった公園管理の推進と地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民による公園等の維持管理活動への支援を行います。

まちなみの保全

危険な空き家の解消等を図るとともに、地区計画等を活用したまちなみに関するルールづくりなど、地域住民による特色あるまちづくりを促進します。

特色ある住環境の情報発信

公園や緑地などの自然環境が充実していることや、これまで培われてきたまちの歴史など、SNS 等を活用した住宅団地の魅力の情報発信を促進します。

4 活性化に向けた推進体制

地域での取組体制

地域主体のまちづくりに取り組むためには、地域活動に取り組んでいる既存団体（地域コミュニティ協議会、町内会等）とまちづくりに興味を持つ有志が集まった住民グループ等が連携して中心プレイヤーとなり、これまでまちづくり活動に馴染みが薄かった若い世代などを巻き込みながら、徐々に取組の輪を広げていくことが重要です。

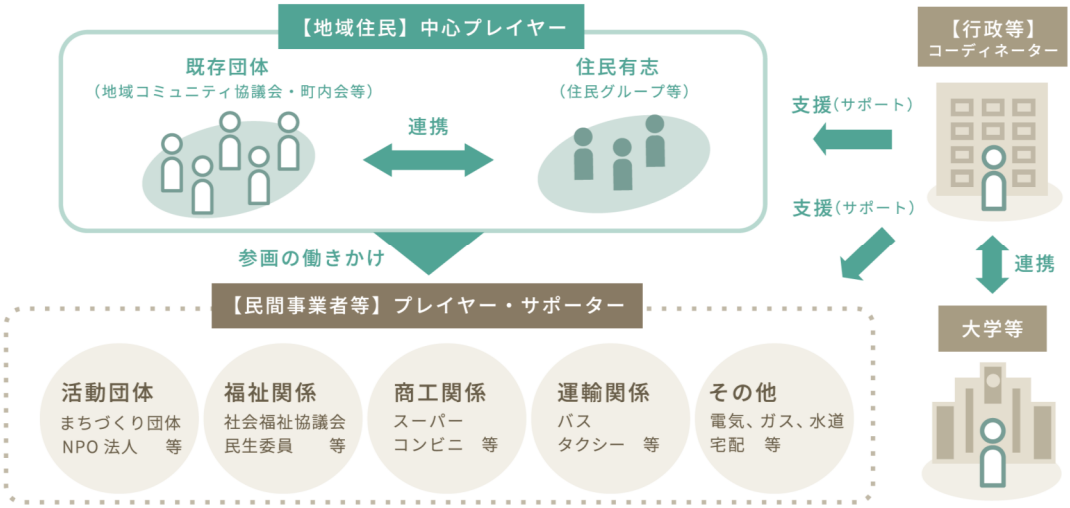

行政等による支援体制

（取組のステップに応じたサポート）

地域主体の取組の実現には、新たなリーダーの育成や初動期のまちづくり活動への支援が重要です。対象団地での意見交換会を通じて、プランの周知や意識啓発を図り、新たな人材発掘や職員等によるサポートなどを行います。これらを通じて、住民等が主体の交流イベント等によるにぎわい創出や各団地の住民等が様々な課題を自主的に解決できる体制の構築を目指します。

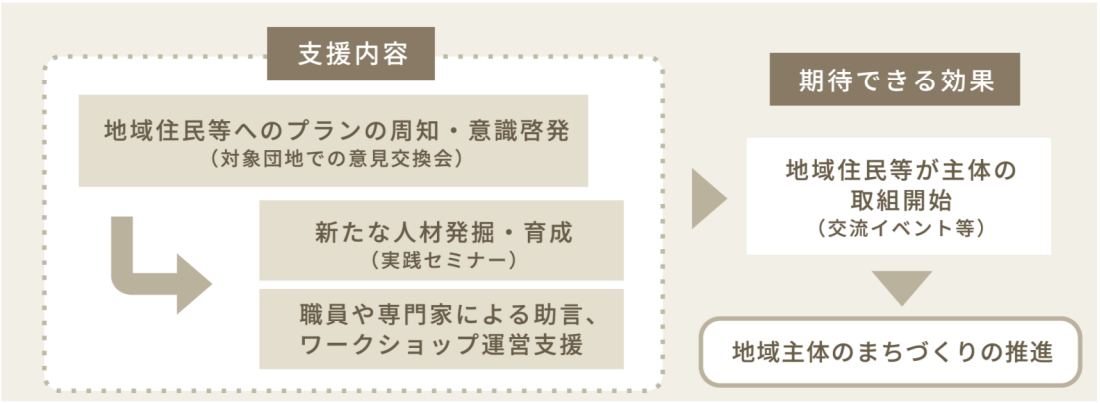

【意見 21】

「かごしま団地みらい創造プラン」で示されている創造プランには、全面的に賛成であるが、では、具体的に誰が何をすべきか、特に本市がコーディネーターや地域主体のまちづくりの取組みにどのようなサポートが可能であるのかという各論がやや薄いように思われる。

「かごしま都市マスタープラン」中、◈都市づくりへの市民参加の項においては「本格的な高齢社会を迎えるにあたって、行政が積極的に支援し、市民が積極的に都市づくりに参加し、協働できるシステムを整備していく必要があります」と指針を示していることからすれば、住宅団地のみらい創造においても上記システムの整備に向けた事業の具体化は最重要課題である。

急速に高齢化が進む団地においては、日常の買い物、料理や家事、医療機関へのアクセスなど生存に最低限必要不可欠な作業も重荷となる人も増加の一途を辿ることは必須である。

本市内の全団地、特に団地核の形成に困難が予想される小規模団地においては、前記㈱日本政策投資銀行南九州支店が提案している「自治会、NPO、事業者、行政、まちづくりの専門家などの関係者が連携して課題解決に取り組むエリアマネジメントの体制整備」が急務である。

【意見 22】

地域主体のまちづくりの取組みの実現が重要であることには異論はないし、行政のバックアップが不可欠であることは「かごしま団地みらい創造プラン」においても盛り込まれているところであるが、総ての団地について、高齢化率も一様ではない等各々特性の異なる各団地毎に「地域主体のまちづくり」実現に向けて、行政のバックアップも得つつ問題の顕在化に備えた検討体制づくり⇒住宅団地の将来の姿とそれに向けた取組みの方向を明らかにしたマスタープランの策定⇒プランに基づき関係主体が連携、役割分担をしたうえで各種課題解決に向けてのアクションプランやロードマップの策定にスピード感を持って取り組む必要がある。

2　本市におけるまちづくりプランの概要

本市においては、以下の計画等が策定され、コンパクトなまちづくり、歩いて暮らせるまちづくりが基本的な方向性として打ち出されている。

- 第五次鹿児島市総合計画
- かごしま都市マスタープラン
- 鹿児島市「生涯活躍のまち」構想・基本計画の策定・推進(平成 29 年 2 月)
- かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）

高齢者の福祉の充実という観点から本市のコンパクトシティづくりを検討するにおいては、

イ．これに 20 年以上前から取り組み着実な成果を上げている富山市の取組みが大いに参考になるところ、富山アーバニズム研究会が、コンパクトな街づくりにおいては、「高齢者は、まちなか居住推進の最も主要な対象である」[1)]と述べていること

ロ．広井良典京都大学教授が、著書「人口減少社会のデザイン」で「都市のありようをこうした『歩行者が歩いて楽しめる』姿にしていくことが、コミュニティ或いは『福祉』的な意味、そして(自動車交通の削減による CO２排出抑制といった)環境面での効果のみならず、中心市街地の活性化やヒト・モノ・カネの地域的循環という『経済』の観点からもプラスの意味を持つものであり、『福祉⇒環境⇒経済』の相乗効果の発想が重要となる」[2)]と述べていること

ハ．藤後幸生氏が提唱する「職・食・遊・学・住・医」のある、歩ける範囲のコンパクトシティを築くことは、将来的な街づくりの必須条件となるとの考え方[3)]

を判断指標の一つとして、本市のまちづくりに、高齢者が如何にかかわっていくべきかを以下、検討したい。

1）富山アーバニズム研究会「コンパクトシティのアーバニズム」124 ページ

2）広井良典「人口減少社会のデザイン」107 ページ、同書では、香川県高松市の高松丸亀町商店街を「商店街と高齢者向け住宅等を一体的に整備し、高齢化に対応した“福祉都市”的な性格をもっている例、姫路市の姫路駅の駅前の空間から姫路城に向かう道路の途中までを、歩行者と公共交通機関（路線バス）のみの空間―北米でいうところの“トランジットモール”―にしたという画期的な試みであると紹介している。また、熊本市では熊本城近くのバスターミナルだった空間とその周辺を“まちの大広間”づくりというコンセプトのもとで、大幅に歩行者専用の空間を拡充する形で再興しつつあり、これも「コミュニティ空間としての都市」というビジョンに重なるものであると紹介している。

3）藤後幸生「これからの都市ソフト戦略」

3　第五次鹿児島市総合計画、かごしま都市マスタープランにおける高齢者福祉の位置付けの概要

（1）　第五次鹿児島市総合計画

同計画においては、都市像として「人・まち・みどり　みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」を掲げ、基本構想中「人」については、少子高齢化や人口減少の進行、コミュニティ機能の低下が懸念される中にあって、人と人、人と地域のつながりを支えるとともに郷土の歴史や文化に根ざした愛着や誇りを育むことにより、温もりに満ちた地域社会で、健やかに生きる喜びを感じられる心の豊かさを実現します。

とし、後期基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）中、基本目標別計画の「健やかに暮らせる安全で安心なまち【すこやか安心政策】2 高齢化対策の推進として、

Ⅰ　生きがい対策の充実・・生きがいづくりの推進：◈敬老パスの交付

◈すこやか長寿まつりの開催

元気高齢者の社会参画の促進：

◈元気高齢者活動への支援

Ⅱ　高齢者福祉の充実・・福祉サービスの充実：

◈心をつなぐ訪問給食事業等の実施

◈成年後見センターの設備等の検討

Ⅲ　介護保険事業の充実

を掲げている。

【意見 23】

高齢化対策の推進として上記Ⅰ、Ⅱ及びⅢが必要あるいは有意義であることには異論はないが、第五次鹿児島市総合計画が都市像として掲げる「人・まち・みどり　みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」や「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において掲げる「健“高”医“良”都市の創造」といった戦略からすると、上記Ⅰ、Ⅱ及びⅢのみでは事業や取組みとして物足りない感がする。例えば、高齢者の医療機関へのアクセスに関する事業（単に交通機関の問題に止らず、ウェブ診療、電子・処方箋の運用等々）、食料品等日常の買い物へのアクセス補助に関する事業等々後述の「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」で示されている「高齢者をはじめ多くの人が歩いて暮らせるまちづくりの実現」に関する多方面の事業や取組みを早急に取り上げて欲しいところである。

（2）　かごしま都市マスタープラン

同プランにおいては、

◈ 高齢社会へ向けた都市生活基盤の整備の項において

今後は、超高齢社会の到来を迎え、高齢者、障害者等を含め、すべての人々が快適で安心して豊かに暮らせる都市生活基盤の推進を図る必要が

あります。そのため、道路の歩道部の段差解消などの面的なバリアフリー化や、公共的施設のバリアフリー化を一層推進するなど、暮らしに根差した道路、公園等の公共施設整備を進めることが課題となっています。

とし、また

◈ 都市づくりへの市民参加の項においては、

今後においては都市づくりや都市基盤施設などのハード面の整備だけでなく、地域コミュニティの回復や自然環境の復元といったソフト面に変化してくるものと考えられます。そのため本格的な超高齢化社会を迎えるにあたって、行政が積極的に支援し、市民が積極的に都市づくりに参加し、協働できるシステムを整備していく必要があります。

としている。

（3） 鹿児島市「生涯活躍のまち」構想・基本計画の策定・推進(平成 29 年 2 月)

国の「生涯活躍のまち（日本版 CCRC)」構想は、「東京をはじめとする地域の中高年齢者等が希望に応じ、地方と「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送るとともに、医療、介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指すもの」と定義されている。

また、基本理念として、

ア）従来の高齢者施設との基本的な違い

イ）地域包括ケアシステムの構築との連携

ウ）入居者に求められる基本理念への理解

を挙げている。

一方、本市における同構想・基本計画の基本コンセプトは「健“高”医“良”都市かごしま」であり、「生涯活躍のまち」構想は、単に高齢者のための福祉施設を整備するという発想ではなく、中高年齢者等が主体となって、地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくり、まちづくりを行うものとし、地域包括ケアシステムの考え方と方向性は一致するものであるとされている。

住み替え形態としては、東京等の大都市圏からの広域移住型と近隣転居型を想定し、後者については、本市においては今後の高齢化の進展やコンパクトなまちづくりに向けた取組み等により、市内居住者が、より利便性の高い地域へ転居するケースも想定されるとしている。

また、本計画の計画期間については、6 年間(平成 28 年度～33 年度)とし、社会経済情勢の動向や上記計画の見直し等に合わせ、必要に応じ見直すものとする、とされている。

また、計画目標として

指　標	基準値（H27）	目標値（H33）
本市への移住相談件数	29 件/年	100 件/年

を掲げている。

【意見 24】

東京等の大都市圏から本市への広域移住型を促進するには、何よりも本市からの情報発信が重要であり、情報発信の手段として、ホームページへの情報掲載等だけではなく、多くの自治体がすでに実施している Facebook、Instagram、YouTube、LINE、クックパッド、Tumblr、TikTok、無料ウェブサイト等の活用による多様なウェブ発信も必要[1)]と思われる。

1）狩野哲也　まちのファンをつくる自治体ウェブ発信テキスト　参照

（4）　かごしまコンパクトなまちづくりプラン(立地適正化計画)

同プランによれば、本市のまちづくりの方向性は、「歩いて暮らせるまちづくり」であり、

① 利便性の高いまちを維持する為に中心市街地や副都心などに高次都市機能を集積するとともに、地域生活拠点や団地核、集落核を基本として、生活利便施設を集約し、一定の人口密度を維持しながら歩いて暮らせる生活圏の形成を図る。

② 人口の集約や行財政の効率的な運営のためにコンパクト且つ安全な市街地の形成に向けた土地利用の促進を図る。

③ 中心市街地や副都心の持つ都市機能を誰もが享受することが可能となるために利便性・効率性の高い持続可能な公共交通体系の構築を図り、拠点間がネットワーク化された市街地の形成を図る。

とある。

また、平成 24 年 3 月策定の「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」は、

高齢者をはじめ多くの人が歩いて暮らせるまちづくり(＝集約型都市構造)の実現に向け、「鹿児島市総合計画」や「かごしま都市マスタープラン」に基づき、都市の生活・活動・交流の場となる中心市街地、地域生活拠点、団地、既存集落等の地域の核となる地区に、店舗等の生活利便施設が集約されるよう、土地利用の誘導方針として作成したものであるとされている。

同プランにおいては、以下の事項がガイドプランの目標とされている

① 中心市街地や副都心などへの、教育、医療、福祉、文化、芸術、商業、業務等の高次都市機能の集積

② 地域の核となる拠点に、日常生活に必要な生活利便施設の集約を行い、歩いて暮らせる生活圏を形成

③ コンパクトな市街地形成を図るための土地利用の推進

【意見 25】

本市のこれからの都市戦略を考えるに、コンパクトシティの実現、「生涯活躍のまち」構想の推進、「コミュニティ空間」の創出、「自動車交通の削減による CO_2 の排出抑制」を対象とする施策が不可欠であることは自明のことである。特に高齢者の福祉という観点から、上記各施策の具体化を考えると、「高齢者が歩いて楽しめる中心市街地の形成」を中心テーマとして、その実現の具体策として「高齢者のまちなか居住促進」、「本市の中心市街地への自動車進入の規制」、「高齢者の移動にやさしい低床式公共交通機関の充実」といったさらに具体的な施策・事業を盛り込んだ具体的事業のスピード感を持った検討・策定、実施が必要な時期に来ているのではなかろうか。